

東日本大震災
復旧期の取組
記録誌

第2章

分野別の復旧・復興の取組状況

第1節 環境・生活・衛生・廃棄物

第1項 被災者の生活環境の確保

被災直後の状況

震災による住家被害は、全壊・半壊を合わせて、およそ24万棟にのぼったほか、震災当日は、鉄道などの公共交通のほとんどが止まり、仙台市内を含め、多くの帰宅困難者が発生しました。

さらに、電気やガス、水道などのライフラインがストップし、営業を続けた商店等も少なかったため、多くの被災者が、食料等の支援物資を求めて、避難所に身を寄せました。



写真：震災直後の県庁食堂(県庁)

また、津波により多くの公共施設が被災したほか、浸水により孤立した避難所などもあったため、指定避難所以外の民間避難所や被災した住家等に避難した被災者も多く、避難者情報等の把握ができず、物資供給等の支援が遅れた避難所等もありました。県内には、35市町村、1,183施設に避難所が開設され、ピーク時には、320,885人が避難しました。

震災後は、比較的気温が低い日が続いた一方で、燃料不足から暖房器具の日中での使用を控える避難所もあり、高齢者や子どもを中心に、体調を崩す被災者も多くおりました。

主な課題

震災後、被災者をはじめ、県民生活は不安定な状況が続いていたことから、食料や日用品等の生活物資や生活拠点確保し、一日も早く回復させることが緊急の課題でした。

また、道路が被災し、支援物資の輸送ルートの寸断などにより孤立し、食料や水などの物資が不足した避難所も多く発生しました。



写真：生活物資の運搬(仙台市)

震災では、市町村の職員自身も被災者であったため、被災者支援並びに震災対応業務に従事するマンパワー不足が懸念されるとともに、震災対応業務のノウハウの不足が課題となっていました。

さらには、応急仮設住宅等での避難生活により、入居者の孤立死や生活不活発病の発生などが懸念されたことから、被災者の住環境の改善とともに、避難生活の安定確保が課題となりました。



写真：応急仮設住宅(プレハブ住宅)の建設(女川町)

復旧期における取組

食料品や日用品などの必要な物資を確保するとともに、応急仮設住宅等の集会所等における健康相談を行ったほか、民間賃貸借上住宅の入居者を対象とした健康調査を実施して、調査結果を市町村に提供し、連携した対応を検討するなど、被災者の体調管理に取り組みました。

また、避難者の当面の生活拠点として、応急仮設住宅(プレハブ)を406団地22,095戸整備したほか、みなし仮設住宅等を合わせて、平成24年4月までに、48,436戸の仮設住宅等を提供(入居戸数:47,861戸)しました。

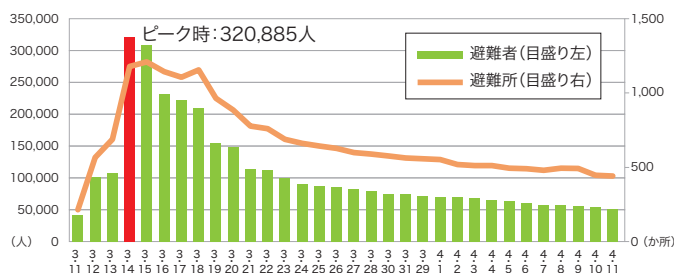
併せて、応急仮設住宅には、仮設集会所等のコミュニティスペースを設置するとともに、被災した高齢者等が安心して生活できるよう、見守り支援等の援助を行う市町サポートセンターの設置を進め、被災者のケアと地域コミュニティの維持・再構築に向けた支援体制を整えました。

さらには、被災者の生活再建に向け、消費生活センターや県民サービスセンターにおいて各種消費生活に関する情報を提供したほか、被災者生活再建支援法に基づき、生活再建支援金を支給しました。震災により家族を失った被災者や障害を負った被災者に対する災害弔慰金、災害障害見舞金についても支給しました。

住宅の復興にあたっては、災害公営住宅の供給を進めるとともに、二重ローンを抱えた被災者への既住宅ローンに係る利子助成を行うなど、被災者の経済的負担も軽減を図りました。

そのほか、壊滅的な被害を受けた離島航路や阿武隈急行、バス事業者に対して、旅客ターミナル等の復旧や運行支援に取り組みました。

■グラフ：発災後1か月間の避難者数・避難所数の推移



■表：ライフラインの復旧状況

区分	震災直後	復旧状況
市町村水道	県内全市町村で約612,000戸供給支障	9月30日復旧
広域水道	広域水道被災箇所数150箇所	広域水道は4月16日復旧
工業用水道	工業用水道被災箇所133箇所	工業用水道は4月22日復旧
下水道	供給支障13市町	被災処理場内で、沈殿・消毒による簡易処理を行いながら復旧中
ガス	供給支障13市町	12月11日復旧
電気	約142万戸停電	6月18日復旧
電話	約76万回線不通	4月26日復旧(出島・江島は9月26日)

① 被災者の生活支援〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災者支援体制の確立・関係機関との連携 ●被災者の避難生活の安定に向けた生活物資の供与、避難所の居住環境の改善
- 被災者生活再建支援金や災害弔慰金等の支給、当面の生活資金の貸付・融資等
- 高齢者等への見守り支援等の避難所や応急仮設住宅における安心の確保 ●避難生活の長期化を想定したきめ細やかな健康支援

平成23年度

被災者の避難生活を支えるため、食料品、飲料水、衣類、日用品などの調達・供給を行いました。

被災者の生活再建に向け、被災者生活再建支援法の適用を平成23年3月14日に公告するとともに報道機関や県ホームページを通じて県民への周知を図ったほか、低所得者世帯等に対する生活福祉資金貸付事業や災害援護資金貸付事業による生活再建資金の貸付、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給などに取り組みました。

県では、被災した高齢者等が応急仮設住宅等で安心して生活できるように、被災市町における仮設住宅サポートセンター開設を進め、平成23年7月に岩沼市に開設された県内初のサポートセンターを皮切りに、平成24年3月末までに13市町49箇所に開設されました。サポートセンターでは、生活支援相談員等が巡回相談や総合相談、交流サロンや介護予防教室など、それぞれの被災者ニーズに応じた支援に取り組みました。また、9月には、各サポートセンターの後方支援組織として、宮城県サポートセンター支援事務所を開設し、生活支援相談員等に対する研修会等を実施しました。

震災後、被災地では、災害ボランティアセンターが設置され、全国から集まったたくさんのボランティアにより、住宅地の災害廃棄物等の処理や避難所における炊き出しなどの支援活動が行われました。

被災した離島航路4路線(4事業者)に対する運営補助や、運賃割引など、離島住民の生活安定に取り組むとともに、被災した阿武隈急行の災害復旧事業を支援しました。

また、地域バスの運行を支援して、仮設住宅における住民の足の確保に取り組みました。

平成24年度

前年度に引き続き、被災者生活再建支援金の支給や低所得者世帯等に対する生活福祉資金貸付事業及び災害援護資金貸付事業による生活再建資金の貸付、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給などに取り組みました。

応急仮設住宅における生活安定を図るため、市町村と連携し、入居者を対象とした健康調査を実施したほか、入居者同士の支え合い活動の立ち上げや活動等に対する支援、仮設住宅サポートセンターの生活支援相談員等による巡回相談、「まちの保健室」の開設や運営の支援など、被災者ひとりひとりの個別事情に配慮したきめ細やかな生活支援に取り組みました。

また、被災者の生活支援に関する様々な制度の概要と問い合わせ窓口を取りまとめた「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」を作成し、被災者等へ配布しました。

加えて、災害に便乗した悪質商法等を未然に防ぐため、県消費生活センターの相談・指導体制を拡充するとともに、消費生活相談員の研修、被災者を対象とした出前講座の開催など、震災により消費生活相談機能が低下した市町村を支援しました。

震災により被災し、県外へ避難した被災者は、ピーク時(平成24年4月)には9,206人にものぼりました。このため、県では平成25年3月に「県外避難者の帰郷支援に関する方針」を策定し、避難先自治体等と連携し、避難者の所在やニーズ等の把握に努めるとともに、生活の安定や帰郷に向けた様々な支援等に関する情報提供、相談援助等の支援を行いました。

そのほか、仮設住宅での生活における住民の移動手段を確保するため、地域交通の運行を支援しました。

平成25年度

震災から3年目を迎え、13市町61地区に設置された仮設住宅サポートセンターを拠点に、被災者の巡回相談や交流サロン活動が行われました。また、避難生活の長期化に伴う被災者の健康状態の悪化を防ぐため、市町村と連携し、応急仮設住宅等の入居者を対象とした健康調査を実施するとともに、被災市町が仮設住宅集会所等において実施する看護職員等による健康相談や訪問指導などに対する支援を行いました。

加えて、応急仮設住宅において実施された高齢者等の見守り支援体制を、災害公営住宅移行時においても継続するため、災害公営住宅における支援体制のあり方等について検討を行う3市町に対して、費用の一部を補助しました。

県外避難者の帰郷ニーズに応えるため、避難元や避難先の自治体等と連携し、県内で暮らす被災者との格差が生じないように、生活再建や帰郷等に関するきめ細かな情報提供に努めました。

県外避難者の約3割が暮らす首都圏においては、東京事務所県外避難者支援員を配置し、直接面談等による情報提供や相談援助等を行いました。

また、引き続き地域交通の運行を支援し、復興過程に応じた住民の移動手段の確保に取り組みました。



写真：仮設住宅における見守り支援(南三陸町)

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 被災者の個別事情に配慮したきめ細やかな生活支援
- 被災者の心身両面の健康づくり
- 県外避難者の把握、帰郷ニーズに応えるきめ細やかな支援

② 被災者の住宅確保

〈復旧期における取組のポイント〉

- 応急仮設住宅や民間賃貸借上住宅(みなし仮設住宅)等、当面の生活拠点の早期提供
- 住宅を自力で再建する被災者への支援 ● 市町と連携による災害公営住宅の早期整備

平成23年度

被災者の当面の生活の拠点として、応急仮設住宅(プレハブ住宅)の整備に早急に取り組み、4月28日に第1次分として、13市町1,312戸で入居が始まり、12月26日までに、406団地22,095戸整備しました。加えて、応急仮設住宅(プレハブ住宅)の不足等を補うために、アパートや貸家などの民間の賃貸住宅を県が貸主から借り上げて応急仮設住宅として提供する、いわゆる「みなし応急仮設住宅」を、平成24年3月までに26,056戸の入居決定をしました。また、震災により、高齢者福祉施設等も多く被災したため、高齢者や障害者等が入居する福祉型仮設住宅(グループホーム型)を7市町に36棟290戸整備しました。

県では、快適で安心できる良好な居住空間を備えた恒久的な住宅を早期かつ円滑に整備するため、「宮城県復興住宅計画」を策定し、平成27年度までに約12,000戸整備する災害公営住宅の方針を示しました。整備にあたっては、県による市町の建設支援(設計・工事)、独立行政法人都市再生機構や民間事業者を活用した買取など、多様な手法を活用し、早期整備を図りました。県による市町の建設支援は、2月13日に東松島市から、同20日には亘理町から設計を受託して事業に着手しました。

住宅を再建する際、二重ローンを抱える被災者の負担軽減のため、住宅を再建する際に新規でローンを組んだ場合に、既存住宅ローンの利子に対して助成する支援制度を1月から受付開始しました。県営住宅についても、管理する102団地全て被災しましたが、水道、ガス、電気は、被災直後から最優先に作業を進め、復旧しました。

平成24年度

被災者の生活再建を最重点に市町と連携し、被災者の応急仮設住宅における生活を支える取組を行いました。平成24年4月、国は、震災による被災状況等を勘案し、応急仮設住宅の供与期間の1年延長(2年から3年)を決定しました。

また、自力で住宅を再建する被災者の支援として、引き続き二重ローンに対する支援を行うとともに、県産材を利用した住宅建築に対する補助を行いました。

県営住宅で全壊となった住宅について、解体工事を行うとともに、名取手倉田第二住宅1号棟の建替え工事に着手しました。

平成19年3月に策定した、「住生活基本計画」については、有識者による「住宅施策懇話会」を開催し、災害公営住宅や再建された住宅における新たなライフスタイルやモデル的な住まい等の検討を行い、市町等との関係機関協議やパブリックコメントを経て、平成25年3月に改訂しました。

災害公営住宅の整備にあたっては、住宅の復興を市町村と県が連携して進めていくための「復興住宅市町村連絡調整会議」において、災害公営住宅の整備指針の策定や各種整備スキーム・管理手法の検討を行い、情報共有や各種調整を行いました。平成25年3月までに、20市町95地区6,799戸において事業に着手、うち7市町21地区1,700戸について県が市町から受託して事業に着手しました。また、山元町新山下駅周辺地区などにおいて、災害公営住宅50戸が完成しました。

平成25年度

平成25年4月に入ると、仙台市や石巻市、山元町の3地区、合わせて50戸の災害公営住宅の入居が始まりました。

災害公営住宅の整備を計画する各市町では、事業が本格化し、平成26年3月までに、21市町166地区10,220戸で事業に着手、うち9市町26地区2,215戸について県が市町から受託して事業に着手しました。また、9市町27地区1,351戸が完成し、順次入居が進みました。

災害公営住宅の整備にあたっては、前年度に引き続き入居資格要件や家賃等、完成後の管理に関する様々な課題等について「復興住宅市町村連絡調整会議」等において情報共有や各種調整を行いました。

そのほか、自力で住宅再建する被災者に対する二重ローン対策や県産材利用への補助などの支援を継続して実施しました。

県営住宅については、名取手倉田第二住宅1号棟の建替え工事の完成をもって災害復旧工事を完了しました。



写真:災害公営住宅(山元町)

■表: 応急仮設住宅(プレハブ住宅)の整備戸数

406団地 22,095戸(うちリース:3,446戸、買取:18,649戸)

住戸タイプ(戸)				グループホームタイプ(戸)						合計(戸) (A)+B)	談話室	集会所	計
				高齢者向け		障害者向け		計(B)					
1DK	2DK	3K	計(A)	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数				
3,115	15,375	3,315	21,805	25	219	11	71	36	290	22,095	200	132	332

うち市町整備戸数【山元町(284戸)、女川町(189戸)、南三陸町(50戸)】

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 災害公営住宅の早期整備促進
- 住宅再建に関する相談等、被災者ニーズに対応した支援の充実
- 復興事業等に係る工事集中による資材や労働者不足の解消

③ 安全な住環境の確保

〈復旧期における取組のポイント〉

- 応急仮設住宅等における避難生活の安定確保
- 建築物の耐震化等の安全確保

平成23年度

被災者の応急仮設住宅(プレハブ住宅)における住環境の改善を図るため、寒さ対策として、外壁断熱材の追加や窓の二重サッシ化・複層ガラス化、風除室の設置、暖房便座の設置等の追加整備を、平成23年12月までに完了しました。また、冬の寒さが厳しく、水道管等の凍結事例が多数発生したことから、水道管の凍結対策も実施しました。

応急仮設住宅の適切な管理のため、関係市町等で組織する「応急仮設住宅管理推進協議会」等に対して、共同利用施設の維持管理経費を補助しました。

「木造住宅等震災対策事業」では、県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断・耐震改修に対し助成を行い、耐震化を促進しました。この事業では、関係市町村での耐震診断件数を増やしたいとの要望や地震の影響による職人不足の状況から、耐震改修工事費用を耐震診断に振り替えました。当年度では、耐震診断1,437件、耐震改修工事228件を行いました。

市町村における災証明書発行に係る技術的支援として被災した家屋を調査する建築士の派遣を行いました。また、余震等による二次災害の防止のため、被災した建築物や宅地の危険性を判定し、所有者等に情報提供しました。



写真: 応急仮設住宅(プレハブ住宅)の寒さ対策

平成24年度

倒壊の危険性が高いとされている昭和56年5月以前の木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する助成を行い、耐震診断768件、耐震改修339件、耐震相談業務125件実施したほか、普及啓発用のパンフレットを15,000部作成し、事業について周知するなど、耐震化に向けた取組を継続して実施しました。

応急仮設住宅等の供与期間が1年延長され、応急仮設住宅(プレハブ住宅)での生活の長期化が見込まれたことから、11月に、希望者を対象に風呂の追い焚き機能の追加工事(整備戸数:13,496戸)及び物置の設置(設置戸数:18,500戸)を行ったほか、共同利用施設等の維持管理経費を補助するなど、応急仮設住宅を適切に管理しました。

また、震災により被災した宅地復旧に向けて、4市町(塩竈市、白石市、亶理町、利府町)において実施された「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」を支援しました。

また、被災市町においては、国の補助により、津波により浸水災害危険区域に指定された地域から住宅を個別移転する被災者等に対して、必要な経費を補助する取組が行われました(「がけ地近接等危険住宅除去事業」により、平成25年3月末までに825戸)。なお、「がけ地近接等危険住宅除去事業」については、被災市町とともに、国に対して要件緩和及び波及適用に関する要望を行い、津波による残存物が残っていない場合にも適用することが認められました。

平成25年度

応急仮設住宅における共同利用施設等の維持管理経費の助成を行ったほか、震災により被災した宅地復旧に向けた各市町の取組を支援しました。震災により被災した宅地復旧に向けた各市町の「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」を継続的に支援し、塩竈市の3地区、白石市の2地区、亶理町の1地区において工事が完了しました。



写真: 地すべり災害復旧工事(仙台市)

また、市町においては、国の補助により、津波により浸水し、災害危険区域に指定された地域から住宅を個別に移転する被災者等に対して、必要な経費を補助する取組が行われました(「がけ地近接等危険住宅除去事業」の平成25年度実績は904戸)。

そのほか、倒壊の危険性が高いとされている昭和56年5月以前の木造住宅の耐震診断・耐震改修に対して助成するなど、耐震化を促進しました。

■表: 耐震診断助成実績

	H24年度	H25年度
一般診断法	768	532
市町村助成改修工事	341	219
県助成改修工事	339	196

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 避難生活の長期化を踏まえた、応急仮設住宅における適切な居住環境の確保
- 住宅や特定建築物等の耐震化促進

④ 地域コミュニティの再構築

〈復旧期における取組のポイント〉

- 応急仮設住宅等の入居者の孤立防止
- 地域コミュニティの再構築に向けた取組

平成23年度

応急仮設住宅において高齢者等を含めた入居者が安心して生活できるよう、市町等において行われた「要援護者マップ」の作成等、地域の支え合い活動の立ち上げに向けた取組等を支援しました。

また、被災地における、被災者支援などの復興支援活動を後押しするため、行政との連携による地域課題の解決に向けた取組(新しい公共)の担い手となるNPO等に対して、その活動費用を補助し、自立的な活動を推進しました。

民俗芸能では、震災により、活動母体のコミュニティが失われ、用具等が流出・損傷するなど、活動継続が困難となった地域の祭礼行事等の再開を進めるため、石巻市の「雄勝法印神楽保存会」などの2つの文化財保持団体等に対して、用具等の整備に係る経費を助成しました。

被災した外国人等の不安解消を図るため、6つの言語による相談窓口として「みやぎ外国人相談センター」を開設するとともに、被災地へ通訳ボランティアの派遣を行いました。



写真:みやぎ外国人相談センター(仙台市)

平成24年度

被災市町においては、応急仮設住宅の集会所等を活用して「仮設住宅サポートセンター」が開設され、入居者の総合相談や巡回相談などの見守り活動が行われました。平成25年3月までに開設されたサポートセンターは、13市町62箇所、およそ677人のサポートセンタースタッフ(生活支援相談員等)が、応急仮設住宅団地における巡回等を行っていました。生活支援相談員は、仮設住宅に住む被災者自身を採用した自治体もありました。仮設住宅での生活が長期化し、これまでの介護や健康などの相談に加えて、生活維持や災害公営住宅への移転などの将来の生活への不安に関する相談が増加してきました。また、サポートセンターによる民間賃貸住宅入居者や在宅避難者への支援も始まりました。

また、被災地域における地域コミュニティの再構築を支援するため、市町村や関係団体等との連携のもと、「復興応援隊」を8地区に配置し、住民主体による地域活動を支援して、住民同士の交流機会の創出を推進しました。

さらには、災害時における外国人の安全・安心を確保するため、災害時通訳ボランティアの研修会や多文化共生に関するシンポジウムの開催を開催したほか、外国人県民の防災知識向上のため、地震や津波に関する基本的な知識について多言語で掲載した防災ハンドブックを作成しました。

そのほか、新しい公共支援事業を実施することにより、被災者支援やコミュニティ再生等の活動に取り組むNPO等を支援しました。

平成25年度

応急仮設住宅での避難生活の長期化に伴う入居者ニーズの変化に柔軟な対応が求められていた中、前年度に引き続き、県サポートセンター支援事務所では、定期的に、市町サポートセンターのスタッフ研修を行うなど、運営支援を行いました。

また、被災した地域の集会所等の住民交流施設(3市2町、11施設)を整備するとともに、施設を活用した住民主体の活動を支援し、地域コミュニティ再構築や住民主体の地域活動の活性化に取り組むとともに、「復興応援隊」による地域活動支援を継続的に実施しました。

被災地で復興支援活動を行っているボランティア団体やNPO等の多くは依然として運営基盤が脆弱である等の課題を抱えていることから、国の交付金を活用した「震災復興担い手NPO等支援事業」(新規事業)を実施しました。この事業は、高い運営力を有するNPO等を育成し、中長期的な被災地の復興や被災者支援の促進を図ろうとするもので、震災復興の担い手となるNPO等の運営力強化(人材育成やネットワークの形成等)に資する先駆的な取組に対して助成を行ったほか、NPO等の基礎的能力の向上や活動基盤の整備を目的として、専門家を派遣しての各種相談・研修事業等を実施しました。

日本語の理解が十分でない外国人県民が安心して暮らすことができるよう、災害などの緊急時に周囲の日本人に意思表示や質問が可能な多言語の携帯マニュアルを作成しました。

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 住民主体による地域活動再開に向けた支援の強化
- 多文化共生社会の推進

復興応援隊の概要

〈総務省復興支援員制度とは〉

復興支援員制度は、東日本大震災による災害からの地域復興に向けた、総務省が所管する「人による地域復興支援」の取組です。

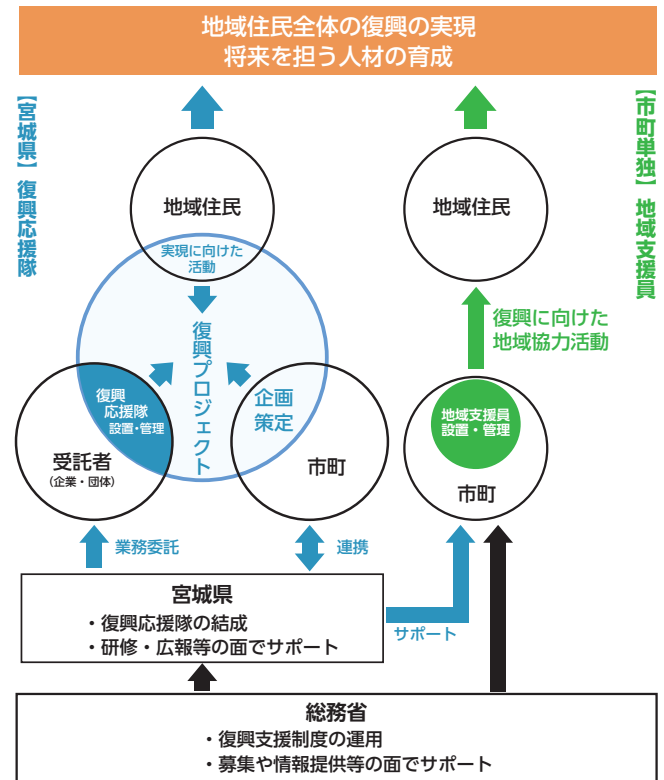
被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、被災地コミュニティ再構築を図ることを目的に、概ね1年以上最長5年の期間、地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要領等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱することが出来ます。

〈宮城県における2つの取組（復興応援隊と地域支援員）〉

県ではこの制度を活用し、市町や関係団体と連携して、被災地域の復興に向け行動を起こす人材を県内外から募り「復興応援隊」を結成しています。

復興応援隊は東日本大震災からの一日も早い復興を目指し、地域の実情に応じた住民主体の活動（復興プロジェクト）を応援します。

そのほか、いくつかの市町においては独自に「地域支援員」等の名称で同様の活動が進められています。



取組事例



仙台市若林区復興応援隊 地域活動への参加から課題やニーズを把握

復興応援隊は、官民協働のネットワーク組織「六郷・七郷コミネット」で事務局業務を担当しています。「六郷・七郷コミネット」は、①ネットワーク事業、②地域誌作成事業、③お茶っこ飲み会事業の3つを主幹事業とし、地域の課題や被災者ニーズを把握し、地域の復興やまちづくりに寄与する活動を行っています。ブログやフェイスブックで地域活動を紹介し、地域活動への参加を通して交流を深め、地域とのつながりを大切にしています。



石巻市雄勝地区復興応援隊 漁業の完全復活を目指す

地域の主幹産業である「漁業の支援活動」を行っています。また、町内6箇所の仮設住宅集会所で「お茶っこ会」を週1回程度運営するなど、復興応援隊が個々に役割を担い、情報を共有しながら支援につなげています。また、隊員全体で「月刊おがつ」の取材・編集・発行を手掛け、地区外の希望者には郵送も行ってあります。このほか、「おがつ店こ屋街」での地域イベントや、地区外のイベントにも積極的に参加・協力しています。



東松島地区復興応援隊 住民の方々との信頼関係づくりから

東松島市内を3つの地域に分け、2名1組3チームで「仮設住宅自治会サポート」を行っています。自治会役員や集会所を利用する方々からお話を伺う地道な活動を通じ、住民とのつながりを深めています。また、自治会が運営するブログやフェイスブックの更新などの情報発信を行うほか、独自に立ち上げたブログによる広報活動も行っています。徐々に復興が進む東松島で、コミュニティづくりを支援する活動に取り組んでいます。



南三陸地区復興応援隊 観光のまちづくりへの足掛かりをつくる

南三陸町観光協会の旅行部門と物産振興部門、および情報発信部門の一員として業務にあたっています。被災地域の「語り部ツアー」の運営支援や、民泊事業のモデルケースとなる民家の申請サポートなど、南三陸町入谷地区での「民泊事業」の企画を行っています。また、地域観光産業の再建と普及を目指して、観光協会のホームページのリニューアル、フェイスブックやツイッターの運営などの広報にも携わっています。

第1節 環境・生活・衛生・廃棄物

第2項 廃棄物の適正処理

被災直後の状況

東日本大震災による大津波は、家屋をはじめ、家具等の家財道具、家電製品、車など、県民の多くの財産をも奪いました。

津波が引いた後の土地は、流された家屋や大量の災害廃棄物で覆われていました。

震災により発生した災害廃棄物の総量は、当初、最大1,820万tと推計されました。これは、県内で平時の1年間に排出される一般廃棄物の排出量の約23年分に相当する膨大な量でした。



写真：災害廃棄物一次仮置き場（名取市）

災害廃棄物の処理は、市町村が行うことが原則でしたが、市町自体、庁舎等が被災し、多くの職員が犠牲になるなど、甚大な被害を受け行政機能が低下したため、その処理は困難を極めました。

また、災害廃棄物の多くは、津波により、海へも大量に流出し、養殖漁業をはじめ、沿岸漁業の復興の支障となりました。

主な課題

今回の震災により発生した膨大な量の災害廃棄物の処理は、誰もが経験したことがなく、県としても様々な課題に直面しながらも、処理を停滞させることのないよう全力で取組を進めました。災害廃棄物の発生量の推計についても、当時津波による被災を想定した推計手法が確立していなかったため、処理方針の検討は困難を極めました。

また、災害廃棄物を処理する市町村自体が甚大な被害を受け、行政機能が低下していたため、十分な事前調整ができず、その後の処理計画の調整等について、スムーズに進まなかった面もありました。

さらには、大量の災害廃棄物を処理するため、広大な用地の確保が必要となりましたが、地域住民との合意形成や契約手続きに時間を要するなど、その確保が難航し、処理開始に影響がでた地域もありました。

加えて、マンパワー不足も深刻で、震災復興計画において「緊急重点事項」に位置づけられたものの、その他の復旧事業等に多くの職員を配置したため、災害廃棄物処理に係る組織体制は、決して十分なものではありませんでした。

復旧期における取組

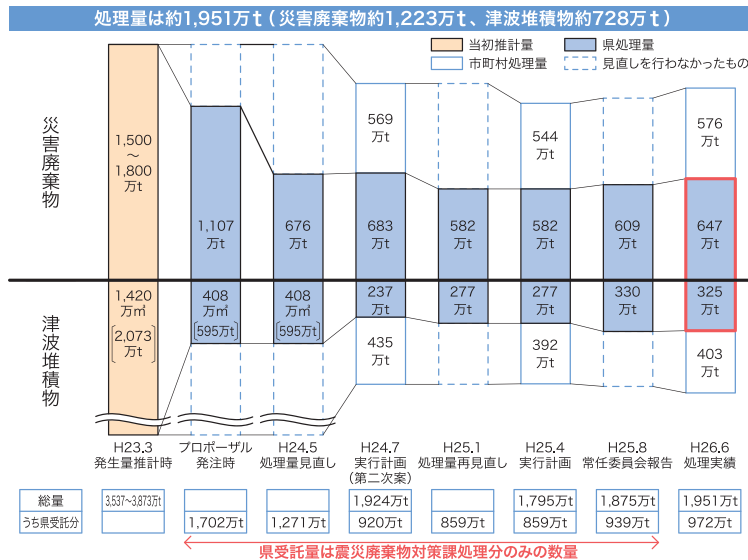
県では、震災直後に「震災廃棄物処理対策検討チーム」を設置するとともに、国に対して、法の弾力的運用や財政措置等を要請しました。3月27日、国より、県が市町村に代わって処理することが可能との考えが示されたことから、翌28日には「災害廃棄物処理の基本方針」を定め、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託により、市町村から災害廃棄物の処理を受託すること及び早期復興のために概ね3年以内に処理を完了させることなどについての考えを示しました。平成23年5月には、「災害廃棄物処理指針」を策定し、災害廃棄物の撤去方法、運搬方法、分別方法、処理方法に関する統一した見解を市町村に示しました。

また、8月には、環境省のマスタープランに基づく「宮城県災害廃棄物処理実行計画（第1次案）」を策定し、沿岸市町について、既存の市町や一部事務組合の枠を越えた地域ブロック単位で、県が処理を実施することとしました。

平成24年7月には、被災地に散乱した災害廃棄物の集積がほぼ終了し、県が処理を受託した各ブロック・処理区における処理業務の発注も全て終了したことから、「宮城県災害廃棄物処理実行計画（第2次案）」として改訂しました。さらに、平成25年4月には、県の処理プラントが全て本格稼働したため、「宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）」として改訂しました。

県では、沿岸の12市町から受託した処理を進めるため、気仙沼市、南三陸町、石巻市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町に二次仮置き場を建設し、処理を行いました。焼却処理については、平成26年1月に県内全ての処理を終了し、焼却灰の最終処分など残る全ての処理についても、平成26年3月までに完了しました。

■ グラフ：災害廃棄物処理量の推移



※宮城県が処理を受託した災害廃棄物の内、他課・部局が処理した被災自動車、被災水産加工物、被災米穀類及び死亡獣畜を除くものを、震災廃棄物対策課が発注。

① 災害廃棄物の適正処理

〈復旧期における取組のポイント〉

● 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

平成23年度

震災による津波被害により、陸・海ともに膨大な量の災害廃棄物（津波堆積物を含む）が発生し、これら廃棄物は、県民の生活に重大な影響を与えていました。

災害廃棄物の処理については、市町村において処理することが困難なため、県が代行して災害廃棄物の処理を進め、1年以内に災害廃棄物を現場から一次仮置き場に撤去して、分別を行った上で、概ね3年以内に大規模な二次仮置き場に移動して一元的に処理することとしました。県では、沿岸15市町のうち、12市町から約647万t（津波堆積物約325万tを除く）の処理を受託し、県が処理主体となって、県内4ブロック、8処理区に分けて、処理を進めることとし、平成24年3月までに気仙沼処理区を残し、契約締結に至りました。

また、被災自動車の処理については、5月に「被災自動車処理指針」を策定して各市町村に周知し、県においては沿岸部の5市町から約9,000台分の処理を受託しました。

津波による倒木や流木などの木質災害廃棄物の早期処理に取り組むとともに、有効活用を推進し、チップ化する施設や設備等の導入に対する支援等を行いました。

また、緊急物資の輸送航路確保のため、県営主要漁港（5港）及び県営漁港（22港）の災害廃棄物等の撤去も行い、漁港区域の陸域に残された漂着物、側溝の汚泥等の撤去も行いました。

さらに、県内の漁場を5つのブロックに分け、養殖漁場を中心に、起重機船による海中災害廃棄物の撤去を行い、約149,000㎡の災害廃棄物を撤去しました。

震災により被災した一般廃棄物処理施設（10市町等30施設）の復旧のため、災害復旧費国庫補助金を有効に活用できるよう、市町等の取組を支援しました。

平成24年度

災害廃棄物の処理については、未発注だった気仙沼処理区で焼却炉を設置したことにより、県が市町から受託して処理する県内4ブロック、8処理区について、プロポーザル方式による業務委託契約が全て完了し、全26基の焼却炉が本格稼働しました。



写真：災害廃棄物二次仮置き場（石巻市）

また、震災によって発生した被災自動車の処理についても、5市町から受託した仮置き場への運搬及び保管、所有者の確認と連絡、そして売却を行いました。前年度と合わせて、受託した9,079台のうち所有者に引き渡したものが457台、売却したものが8,622台となり、全車両の処理が無事に完了しました。

震災により発生した木質系の廃棄物を木質バイオマスとして有効活用を図るとともに、復興に必要な木材の安定供給のため、高性能林業機械の導入（15台）や木材加工流通施設（3箇所）の整備等への支援を行いました。

漁場に堆積した災害廃棄物の処理については、県内の漁場を5ブロックに分けて、養殖漁場を中心に、引き続き起重機船による撤去を行い、約16,000㎡の災害廃棄物を撤去しました。

震災により被災した一般廃棄物処理施設（6市町等11施設）の復旧のため、災害復旧費国庫補助金を有効に活用できるよう、市町等の取組を支援しました。

平成25年度

災害廃棄物の処理については、県内処理の最大化に努める一方で、県内外の広域処理による支援もあり、平成26年3月までに全て完了し、目標としていた3年での処理完了を達成しました。

木質系災害廃棄物の早期処理や、木質バイオマスの有効活用を進めるため、木質バイオマスの撤出支援（4,362㎡）やチップ化等の製造支援（2,375㎡）、木質バイオマスのボイラー（2基）やペレットストーブ（12基）の導入支援などを行いました。



写真：ペレットストーブ

また、復興に必要な木材の安定供給のため、高性能林業機械の導入（20台）や木材加工流通施設（5箇所）の整備等に対する支援を行いました。

漁場に堆積した災害廃棄物の処理については、県内の漁場を5ブロックに分けて、養殖漁場を中心に、引き続き起重機船による撤去を行い、4,267㎡の災害廃棄物を撤去しました。



写真：海洋がれきの除去作業（気仙沼市）

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 災害廃棄物処理施設（二次仮置き場）の解体撤去、原形復旧
- 次の災害への備えた処理体制の構築、関係機関同士の連携・確認

第1節 環境・生活・衛生・廃棄物

第3項 持続可能な社会と環境保全の実現

被災直後の状況

震災では、社会基盤の多くが甚大な被害を受けたため、県内各地で長期間にわたってエネルギー供給が滞りました。

電力は、地震直後に、最大で約142万戸が停電しました。その後、徐々に復旧しましたが、東北電力女川原子力発電所が停止しているほか、太平洋側の火力発電所の復旧にも時間がかかる状況が続き、東北電力では計画停電が予定されるほどでした。



写真：震災後の変電所（多賀城市）

また、ガソリンや灯油の不足も深刻でした。津波により保管施設の被災や製油所の火災などに加えて、ガソリンスタンドでは、緊急車両を優先して給油していたため、一般向けには回らず、スタンド周辺には給油を求めて長蛇の列ができるほどでした。

こうした事態を受け、知事は、国や近隣県に供給を要請するとともに、県民に「もうしばらく我慢するよう」呼びかけました。



写真：給油を待つ車の列（栗原市）

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故とその後の状況は、国民生活や事業活動の基盤であるエネルギー需給の逼迫により、様々な困難な状況をもたらし、我が国のエネルギー政策見直しは、国民的課題となりました。

震災による地震や津波は、沿岸地域を中心に、地盤沈下や砂浜の流出など、地形を大きく変化させ、自然公園等における歩道やトイレ、管理等などの公園施設等にも甚大な被害をもたらしました。

主な課題

震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、電力不足や災害時におけるエネルギー確保の難しさが再認識されました。

また、以前から化石燃料起源の二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの人為的排出による地球温暖化の問題も指摘されていました。

こうした中、エネルギーに対する関心の高まりを背景に、多くの被災市町においては、復興を契機とした新しいまちづくりの方向性の一つとして、既存のエネルギー源に依存せず、再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギーの導入や省エネルギーの促進を掲げました。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、導入に要する費用面での課題に加えて、地域に合った活用モデルの構築や、民間事業者等との連携など、様々な課題がありました。

また、震災により被災した自然の再生は、環境や観光など、本県の復興にとっても非常に重要であり、国による「三陸復興国立公園」の整備とともに、同事業を支えるソフト事業や人的体制の整備が求められました。

復旧期における取組

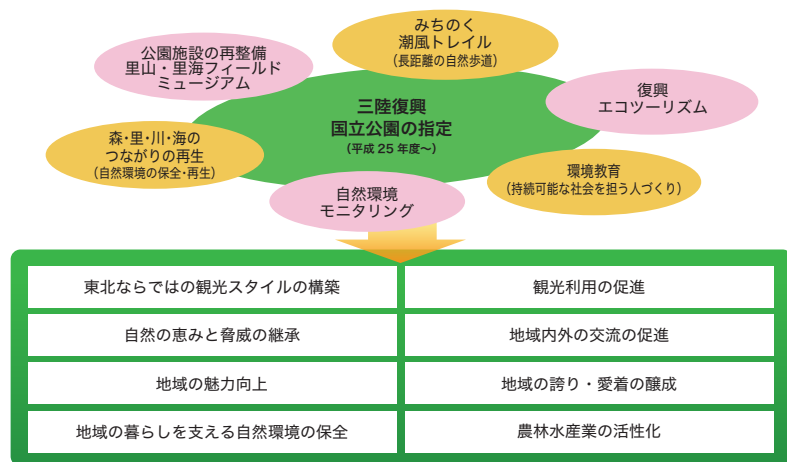
被災市町の震災復興計画の策定にあたり、自然公園等の区域内において実施される社会資本整備などの各種開発行為に係る規則について、自然環境に配慮しつつも復興の歩みを妨げないよう柔軟な法令運用に配慮しました。

平成24年6月に、震災復興に合わせて再生可能エネルギーの導入を加速化する姿勢を明確にした「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を策定し、これに基づき、新エネルギー・省エネルギー設備や住宅用太陽光発電設備の導入支援のほか、防災拠点施設への再生可能エネルギーや蓄電池の導入支援を行いました。

また、沿岸市町や民間事業者等で構成する「みやぎスマートシティ連絡会議」において、実際のまちづくりを行う市町の現状や課題等に関する情報共有を図ったほか、再生可能エネルギー関連産業の誘致や県有地のメガソーラー事業導入について検討を進めました。

環境省の「三陸復興国立公園創設を核としたグリーン復興ビジョン」を活用した観光客等の誘致等による復興の加速化を図るため、県では、資源調査や関係市町との意見交換、有識者会議等により、今後のハード整備やソフト事業による取組のあり方を検討するとともに、地元の気運醸成のためのシンポジウムの開催や国内外に向けたパンフレットの作成を行いました。

■図：三陸復興国立公園ビジョンプロジェクト



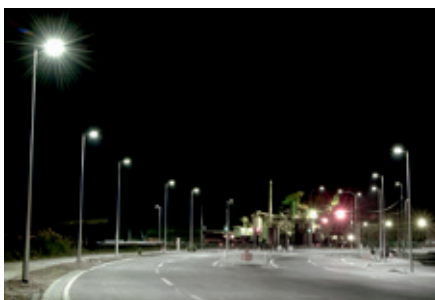
出典：環境省『三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興』

① 再生可能エネルギーの導入促進 〈復旧期における取組のポイント〉

- 新エネルギー・省エネルギー設備の導入促進
- 復興需要に応じた住宅用太陽光導入加速
- 地域防災拠点における再生可能エネルギー及び蓄電池の導入促進
- スマートシティ(エコタウン)形成に向けた市町との情報共有及び支援
- 再生可能エネルギー導入加速に連動した再生可能エネルギー産業の誘致
- 被災地におけるメガソーラーの導入検討

平成23年度

震災によるエネルギー供給が逼迫するという状況から、県では、県民や県内事業者等による省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーなどの導入を促進するために、省エネ・新エネ設備の普及促進に関する各種支援に取り組みました。



写真：県道仙台空港線に導入されたLED道路灯(名取市)

被災した事業所等におけるエネルギーコスト削減に向けた省エネルギーに役立つ設備の導入(47事業所)や新エネルギー設備の導入(9事業所)に対する支援を行ったほか、一般住宅に太陽光発電システムを導入する際の設置費用の一部を補助しました(補助件数1,035件)。

平成24年度

事業所におけるエネルギーコスト削減に向けた省エネルギー設備や新エネルギー設備の導入に対する支援を行うとともに、一般住宅に太陽光発電システムを導入する設置費用の一部を補助したほか、避難所など市町村の防災拠点施設への再生可能エネルギーの導入に対する補助を行いました。

また、真に豊かな「富県宮城」を目指して、クリーンエネルギー産業の集積促進や産学官によるクリーンエネルギーの先進的な活用促進等による地域づくりなどを進めるため、関連企業との意見交換や「みやぎスマートシティ連絡会議」による官民連携による情報交換等を行いました。

そのほか、森林整備を社会全体で支える仕組みづくりを推進するため、森林吸収オフセット・クレジット制度の普及等を推進しました。

平成25年度

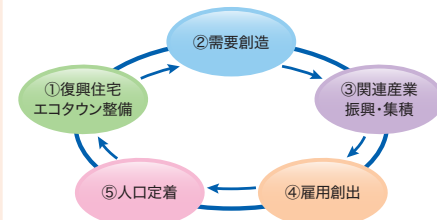
引き続き、事業所におけるエネルギーコスト削減に向けた省エネルギー設備や新エネルギー設備の導入に対する支援を行うとともに、一般住宅に太陽光発電システムを導入する設置費用の一部を補助したほか、避難所など市町村等の防災拠点施設への再生可能エネルギーの導入に対する補助を行いました。

クリーンエネルギー産業の集積に向けた誘致活動により、太陽光電池製造工場の立地が決まったほか、牛糞堆肥を活用したバイオマス利用によるエネルギーの地産地消の取組への支援を行うなど、エコタウンづくりの推進に取り組みました。また、エコタウンのモデル形成に向けた調査を行ったほか、被災地域の県有地におけるメガソーラー事業導入について検討しました。

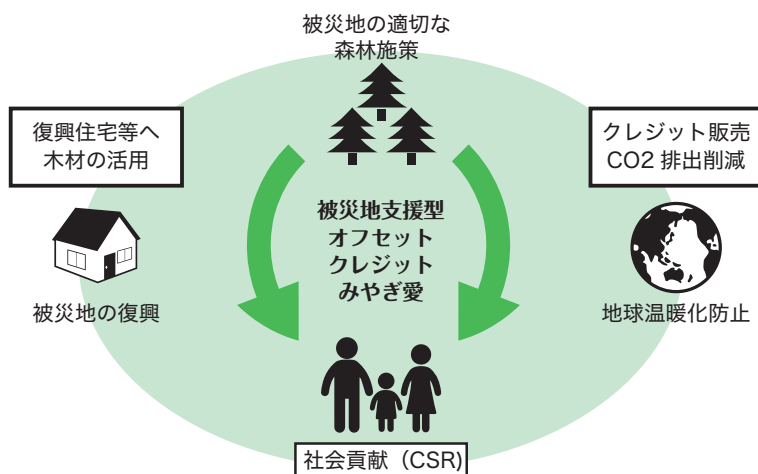
さらに、平成17年度に条例に基づき策定した「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」について、震災の影響など状況が大きく変化したことから見直しを行い、平成26年3月に新たな計画を策定し、平成26年度からの7年間に震災復興に合わせて目指すべき方向性を明らかにしました。

そのほか、森林整備を社会全体で支える仕組みづくりを推進するために、森林吸収オフセット・クレジット制度の普及等を行った結果、県内の3事業体で新たにクレジットを取得しました。

■図：「富県戦略」型の再生可能エネルギーを活用した地域づくり



■図：森林吸収オフセット・クレジット制度



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 再生可能エネルギーの活用による環境に配慮したまちづくりの普及促進

② 自然環境・生活環境の保全

〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災した自然環境の再生に向けた取組
- 環境モニタリングの強化

平成23年度

震災により被災した自然環境教育施設の復旧整備を行い、被災した6施設のうち4施設の復旧整備が完了しました。

また、県産材の安定供給や森林整備の推進による木材産業の復興、県土保全など、森林の多面的機能を維持するため、搬出間伐を主とした森林整備への支援を行いました。二酸化炭素の吸収率の高い若い年齢の森林を間伐することで、温暖化の防止にも取り組みました。



写真：間伐材の搬出

災害廃棄物の撤去や処理に伴って、粉じんやアスベストなどによる環境汚染等の被災地の生活環境への影響が懸念されたため、アスベスト年4回41地点、ダイオキシン類3地点、二酸化窒素等は夏季4地点、秋季、冬季各10地点、有害大気汚染物質は6地点で調査を行いました。光化学オキシダントが1地点で日の出前に環境基準を超過した以外は、全ての地点で環境基準や指針値を下回り、基準のない物質は通常的一般大気環境と変わらない値でした。

平成24年度

引き続き、震災により被災した自然環境教育施設の復旧整備を行いました。

平成24年度から、津波により地形、動物、植物等の生態系が変化した仙台湾海浜県自然環境保全地域の学術調査(モニタリング)をスタートさせ、植物相、貴重植生、特定植物群生、野生動物等の生息状況等の基礎的データを収集しました。

県産材の安定供給や森林整備の推進による木材産業の復興、県土保全など、森林の多面的機能を維持するため、搬出間伐を主とした森林整備への支援を行いました。

このほか、前年度に引き続き大気環境モニタリングを実施し、アスベスト年4回延べ46地点、ダイオキシン類年2回各5地点、二酸化窒素等は夏季4地点、冬季5地点、有害大気汚染物質は夏季3地点、冬季4地点で調査を行った結果、全ての地点で環境基準や指針値を下回り、基準のない物質は通常的一般大気環境と変わらない値でした。



写真：蒲生干潟(仙台市)

平成25年度

引き続き、震災により被災した環境教育施設の復旧整備を行いました。

平成25年11月に仙台市で開催された「第1回アジア国立公園会議」において、震災からの復興の姿と豊かな自然環境について国内外にアピールしました。

仙台湾海浜県環境保全地域の自然環境に係る震災の影響の調査結果等を踏まえ、「生物多様性地域戦略」策定に向けて有識者会議の検討を経て、骨子案を取りまとめました。沿岸被災地における希少野生動物の生息・生育状況を調査するとともに、希少植物の保護保全対策を実施しました。

さらには、東京電力福島第一原子力発電所事故により、県内のイノシシとツキノワグマの野生鳥獣肉が出荷制限となっていることから、有害捕獲されたイノシシやニホンジカ、ツキノワグマ等の肉の放射性物質モニタリング調査を実施しました。

県産材の安定供給や森林整備の推進による木材産業の復興、県土保全など、森林の多面的機能を維持するため、搬出間伐を主とした森林整備への支援を行いました。

また、平成23年度・24年度に引き続き大気環境モニタリングを実施し、アスベスト年4回延べ43地点、ダイオキシン類年2回延べ11地点、二酸化窒素等は年4回延べ32地点で調査を行った結果、全ての地点で環境基準や指針値を下回り、基準のない物質は通常的一般大気環境と変わらない値でした。

■表：自然環境教育施設の被害状況・復旧状況

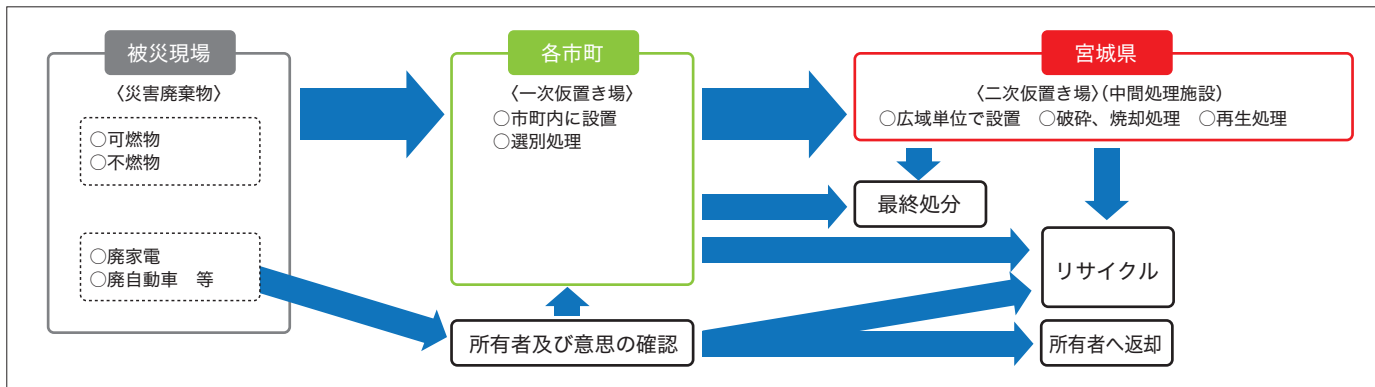
施設名	被害内容	復旧完了
県民の森・青少年の森(利府町)	中央記念館本館の壁の亀裂、ガラス破損、展示品の倒壊等	H24年11月
昭和万葉の森(大衡村)	万葉の館の内外壁の剥離等	H24年3月
蔵王野鳥の森自然観察センター(蔵王町)	展示物の落下等	H23年8月
こもれびの森森林科学館(栗原市)	内外壁の一部亀裂等	H24年1月
伊豆沼・内沼サンクチュアリーセンター(栗原市)	展望用大型ガラスの破損、ホール天井の照明機器の破損等	H23年9月
クレー射撃場(村田町)	管理棟の空調施設や水道、射撃用クレーの破損等	H25年7月

再生期に向けた 課題と取組の方向性

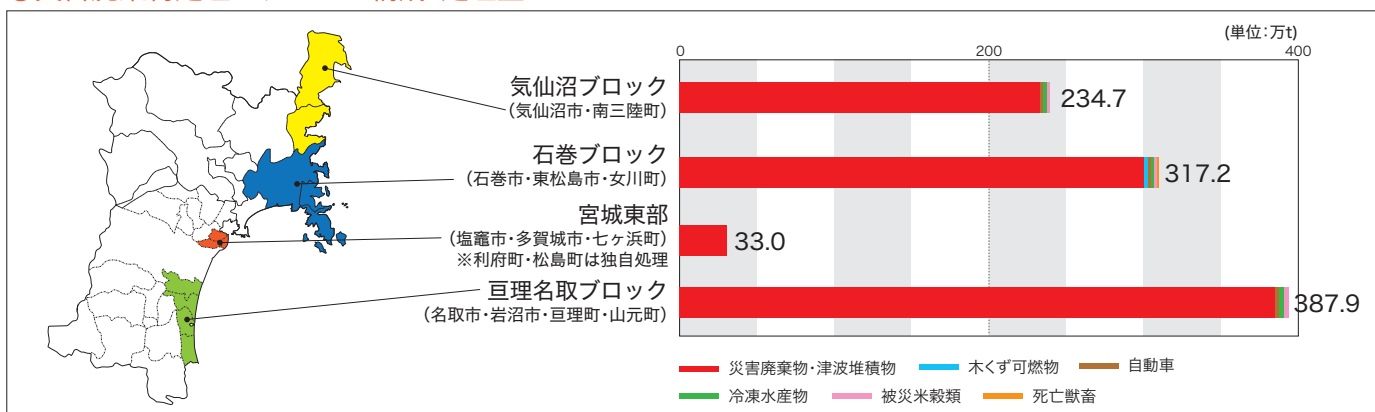
- 被害を受けた自然環境や県民の生活環境の保全

■災害廃棄物処理関連資料

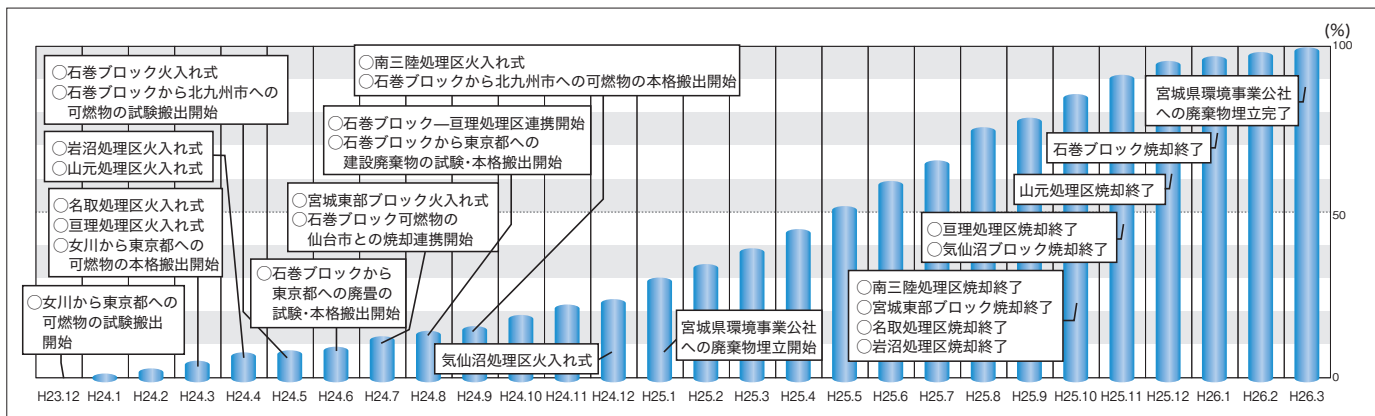
①災害廃棄物処理の流れ



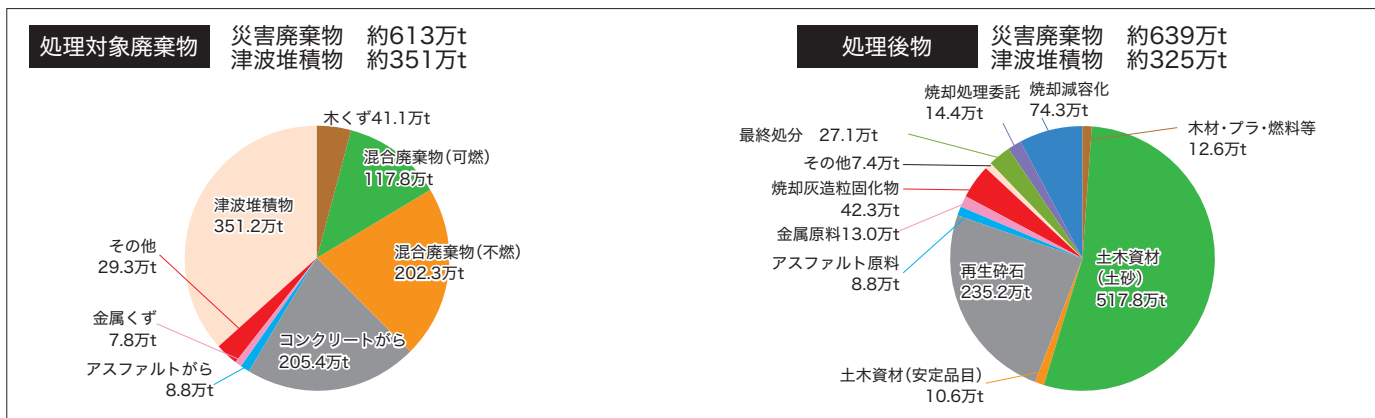
②災害廃棄物処理のブロック構成・処理量



③処理進捗率の推移 (県震災廃棄物対策課処理分)



④処理の概要 (県震災廃棄物対策課処理分)



第2節 保健・医療・福祉

第1項 安心できる地域医療の確保

被災直後の状況

保健・医療・福祉分野においては、社会福祉施設や医療関係機関等を中心に壊滅的な被害を受け、甚大な人的・物的被害が発生しました。



写真：石巻市立病院（石巻市）

津波による被害が大きかった沿岸部を中心に、病院など多くの医療機関が被災し、避難所として利用されるなど、地域における医療提供体制は大きく失われました。県内の医療機関のうち全壊被害を受けた施設は、病院が5施設、診療所が126施設に及びました。

震災直後は、診療機能を失った沿岸部の診療所等から、内陸部の医療機関へ患者が集中するなど、石巻や気仙沼医療圏では、他の医療圏への患者の転出が多く見られました。

また、震災直後から、ライフラインや交通通信網が遮断された中で、県内各地の医療施設や関係団体等の懸命の努力や、世界中から集結した医療チームによる献身的な活動によって、救命活動や応急医療の体制が維持されました。



写真：DMAT医療チーム（仙台市）

主な課題

被災地において失われた医療機能を早期に回復させるため、被災した医療施設については、仮施設等の活用による診療機能や入院病棟の確保など、早期復旧が必要でした。



写真：石巻市立病院開成仮設診療所（石巻市）

また、震災前からの医師不足に加えて、医療人材の不足が深刻な問題となっていました。避難所等では、慣れない避難生活から体調を崩す被災者も多く、被災者の健康面をケアするための必要な人材確保が急務でした。さらに、被災した医療機関等の復旧までの間の、入院患者等の円滑な受け入れ等ため、内陸部等の被災していない医療機関との相互協力や連携等も必要とされました。

併せて、今回の震災の教訓を踏まえた、これまでの医療体制の見直し・強化など、災害に強い医療体制づくりの早急な整備を行うとともに、震災後の医療人材の流出等を防止するための取組など、被災地の将来を見据えた地域医療体制の構築に向けた取組が求められていました。



写真：介護予防教室（東松島市）

復旧期における取組

被災地では、地域医療機能の回復が最優先とされ、全国の関係機関による協力・連携の下、被災者への医療提供に全力が注がれました。

県では、速やかに国に対して、医師や看護師等で構成される医療救護班の派遣について要請するとともに、3月14日に全国都道府県等に対して災害対策基本法に基づく医療救護班の派遣要請を行いました。3月17日に開始された徳島県チームの活動をはじめ、ピーク時には120近くのチームが県内の避難所等において、医療救護活動や病院支援等を行いました。

また、3月15日には「災害医療対策本部会議」を設置し、災害医療に係る被災地の情報の把握や共有を行うなど、医療救護活動の連携体制の強化に取り組みました。

5月には、地域医療の復興のあり方について検討を行うため、有識者による「地域医療復興検討会議」を設置し、9月までに「地域医療復興の方向性」を取りまとめました。

市町村による仮設住宅入居者に対する健康調査が実施される一方で、民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）入居者の健康状態の把握が課題となったため、24年1月に、県において「民間賃貸住宅等入居者健康調査」を実施しました。

さらには、被災した医療機関は、なお医療不足が続いたため、県では宮城県ドクターバンク事業によるPR活動を展開するなど、その確保に向けた取組を強化しました。

そのほか、被災した社会福祉施設における施設の復旧を早期に進めるとともに、震災の教訓を踏まえた災害に強い体制づくりや介護等の必要な人材確保のための取組を支援しました。



写真：自衛隊ヘリによる緊急輸送（大崎市）



写真：ドクターカー



写真：ドクターバンク事業による医師採用（県庁）

① 被災者の健康支援

〈復旧期における取組のポイント〉

●避難生活の長期化に伴う健康支援の強化

平成23年度

避難所や応急仮設住宅、在宅等の被災者に対して、健康状態の悪化を防止するとともに、健康不安の解消を図るため、社団法人宮城県看護協会(*1)と連携して、山元町及び南三陸町の仮設住宅集会所等において、看護職員による健康相談、訪問指導等を支援しました。

また、民間賃貸借上住宅に入居している避難者の健康状態を把握するため、健康調査を実施し、市町村と情報共有しました。

さらには、被災者の食生活の悪化を予防し、栄養改善を図るため、応急仮設住宅入居者等に対する栄養相談会の開催や戸別訪問による栄養指導を行ったほか、口腔の健康状態を改善し、誤嚥性肺炎等を予防するため、歯科医師による歯科口腔保健指導を行いました。

そのほか、生活不活発病や障害の予防、住環境の改善、福祉用具の調整等を行うため、リハビリテーション専門職等による相談・指導を実施しました。

(*1)平成24年4月1日に公益社団法人に移行。



写真：仮設住宅での訪問活動(南三陸町)

平成24年度

平成24年度からは、県及び市町村が実施している被災者健康支援施策を企画・実施・評価するため「被災者健康支援会議」を開催し、保健、医療、福祉の専門家による助言のもと、被災者の健康支援に取り組みました。

また、被災市町における、保健師等による健康相談や家庭訪問等の被災者支援の取組を支援するとともに、社団法人宮城県看護協会(*1)が石巻市に開設した「まちの保健室」における被災者の健康相談等を支援しました。

加えて、市町村と共同により、応急仮設住宅(プレハブ及び民間賃貸借上住宅)入居者の健康調査を実施しました。

さらには、応急仮設住宅の入居者等に対する栄養相談会の開催や戸別訪問による栄養指導、歯科医師による歯科口腔保健指導、リハビリテーション専門職等による相談・指導を前年度に引き続き実施しました。

また、仮設住宅等における感染症を予防するため、サポートセンターや福祉施設等の職員を対象とした研修会を開催するとともに、感染症を予防するための手洗い物品を作成し、配布したほか、特定健診・保健指導の対象外の18歳以上39歳以下の県民が、市町村が実施する健康診査を受けられるよう支援するとともに、震災後の健康状態悪化を早期に発見するため、市町村が行う腎機能検査等の追加健診等の経費を補助しました。

そのほか、児童福祉施設における給食に含まれる放射性物質の検査に要する経費の補助を行いました。

平成25年度

県及び市町村が実施している被災者健康支援施策を企画・実施・評価するため「被災者健康支援会議」を開催し、保健、医療、福祉の専門家から助言をもらいました。

市町村と共同により、応急仮設住宅(プレハブ及び民間賃貸借上住宅)入居者の健康調査を実施しました。また、被災市町の保健師等による健康相談や家庭訪問等の被災者支援の実施を支援するとともに、石巻市が実施する「まちの保健室」での被災者の健康相談等を支援しました。食生活の悪化を予防し、栄養改善を図るため、応急仮設住宅の入居者等に対する栄養相談会の開催や戸別訪問による栄養指導を行いました。

口腔の健康状態を改善し、誤嚥性肺炎等を予防するため、歯科医師による歯科口腔保健指導を行いました。

生活不活発病や障害の予防、住環境の改善、福祉用具の調整等を行うため、リハビリテーション専門職等による相談・指導を実施しました。

応急仮設住宅等における感染症を予防するため、サポートセンターや福祉施設等の職員を対象とした研修会を開催するとともに、感染症を予防するための手洗い物品を作成し、配布しました。

特定健診・保健指導の対象外の18歳以上39歳以下の県民が市町村が実施する健康診査を受けられるよう支援するとともに、震災後の健康状態悪化を早期に発見するため、市町村が行う腎機能検査等の追加健診等の経費を補助しました。

児童福祉施設における給食に含まれる放射性物質の検査に要する経費を補助しました。

表：『平成24・25年度応急仮設住宅(プレハブ)入居者健康調査』分析結果

「飲酒」は男性で、「心の問題」及び「体を動かす機会の減少」では女性のリスクが高くなっている。
【基準値：男性】 オッズ比

健康診断	心の問題		体 調		体を動かす機会		飲 酒	
	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25
男 性	1	1	1	1	1	1	1	1
女 性	1.60***	1.41***	1.12*	1.22***	1.33***	1.47***	0.19***	0.12***

【図表補足】

(1)調査項目の説明：心の問題：「K6」が13点以上／体調：「体調はいかがですか」の設問に「あまり良くない」及び「とても悪い」と回答／体を動かす機会：「震災前に比べて、日頃の生活で体を動かす機会はどうなったのか」の設問に「とても少なくなった」及び「少なくなった」と回答／飲酒：「朝または昼から飲酒することがある」と回答

(2) *…p値<0.05、**…p値<0.01、***…p値<0.001 (p値：統計学的信頼性を表すもの。小さいほど信頼性が高い)

再生期に向けた課題と取組の方向性

● 応急仮設住宅等の入居者の健康の保持増進と疾病の早期発見

② ハード・ソフト両面の医療提供体制の整備

〈復旧期における取組のポイント〉

● 早急な診療機能の確保 ● 医療従事者の流出防止・養成・確保

平成23年度

震災により医科、歯科の病院及び診療所が被災し、診療機能が失われた地域において、仮設診療所を整備しました(医科4箇所、歯科6箇所)。また、応急仮設住宅周辺の医療機関の整備と合わせて、南三陸町と女川町における仮設薬局の整備を支援しました。

また、震災により被災した救急医療ほか各地域の政策医療を担っている医療機関等130件の復旧費の補助を行ったほか、国の医療施設災害復旧事業の対象外となっている民間医療機関・薬局249件に復旧費の補助を実施しました。

大規模災害時の医療体制を確保するため、災害拠点病院及び二次救急医療機関の4病院の耐震化工事に補助するとともに、仙台市や東北大学との共催による災害対策研修会を開催し、政府総合防災訓練にDMAT隊員を派遣するなどの取組を行いました。

さらには、被災地の地域医療の復興に向けて、被災地の医療機関の復旧までの間、当該医療機関で働いていた医療従事者を雇用した医療機関等に補助するとともに、地域の医師不足等の解消に向けて、宮城県ドクターバンク事業によるPR活動を展開し、2名の医師を採用しました。

平成24年度

国の医療施設災害復旧事業の対象外となっている民間医療機関・薬局12件に復旧費の補助を実施しました。

大規模災害時の医療体制を確保するため、災害拠点病院及び二次救急医療機関の2病院の耐震化工事に補助するとともに、仙台市や東北大学との共催による災害対策研修会を開催し、政府総合防災訓練にDMAT隊員を派遣するなどの取組を行いました。

また、被災地の地域医療の復興に向けて、被災地の医療機関の復旧までの間、当該医療機関で働いていた医療従事者を雇用した医療機関等に補助するとともに、地域の医師不足等の解消に向けて、宮城県ドクターバンク事業によるPR活動を展開し、2名の医師を採用しました。

さらには、地域医療復興計画に基づき、気仙沼地域及び石巻地域、仙台地域における医療施設の新築等に対して補助するとともに、医療人材確保のための取組強化など、地域医療の復興を支援しました。

平成25年度

被災した医療提供機能の早期回復を図るため、国の医療施設災害復旧事業の対象外となっている民間医療機関等26件に復旧費を補助したほか、なお多額の自己負担額を抱える医療機関に対する追加支援を行うとともに、災害時の医療体制を確保するため、災害拠点病院である大崎市民病院及び精神二次救急医療機関である青葉病院に対して、建て替えに係る費用を補助しました。

また、政府総合防災訓練へのDMAT隊員派遣や東北ブロックDMAT参集訓練を実施したほか、SCU(*)に必要な資機材整備、保健所9箇所にもMCA無線などを整備しました。

大規模災害時に各医療機関が診療の継続のために必要な物資や人的支援について、速やかに把握し、対応できるよう情報システムを整備し、平成26年3月までに県内の135施設(うち病院は121施設)が加入しました。

震災に伴い、心的外傷後ストレス障害(PTSD)等の精神疾患の発症者や精神状態の悪化等が懸念されたことから、精神科医療施設による夜間や休日昼間の輪番制による診療を行ったほか、平成26年2月からは、精神科救急情報センターに医療相談窓口を設けるとともに、土曜日昼間の診療体制を確保するなど、精神科救急医療体制の充実を図りました。

地域の医師不足等の解消に向けて、宮城県ドクターバンク事業によるPR活動を展開し、3名の医師を確保するとともに、沿岸部の被災地の看護師確保のため、沿岸部への就業を償還免除の要件とする修学資金を創設しました。

そのほか、地域医療復興計画に基づき、気仙沼地域及び石巻地域、仙台地域における医療施設の新築等に対して補助するとともに、医療人材確保のための取組強化など、地域医療の復興を支援しました。

(*) Staging Care Unit (広域搬送拠点臨時医療施設)の略。

■表:地域医療計画に基づく補助

	気仙沼地域	石巻地域	仙台地域
H24年度	気仙沼市立病院の移転新築	石巻赤十字病院の救急医療体制の整備 石巻市立病院の新築	災害拠点病院、高次機能病院の機能強化
H25年度	公立志津川病院及び南三陸町志津川保健センター新築	石巻市立病院の新築 石巻港湾病院の移転新築	特定機能病院(東北大学)の機能強化 名取市休日夜間救急センター建て替え 東北薬科大学非常用自家発電機の拡充整備等

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 医療従事者の確保に向けた関係機関との連携強化
- 医学部設置推進

③ 保健・医療・福祉連携の推進

〈復旧期における取組のポイント〉

- 多職種連携による被災者サポート体制の構築
- ICT(情報通信技術)を活用した地域医療連携システムの構築

平成23年度

医療従事者の不足が懸念される中、ライフサイクルに応じた切れ目のない医療提供体制を推進するため、ICT(情報通信技術)を活用した地域医療連携システムを構築し、病院、診療所、福祉施設、在宅サービス事業者等の連携強化や情報共有を図るため、医師会や東北大学、地域の医療関係者等による「みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会」が設立され、今後の連携体制等に関する検討を行いました。

また、沿岸部における周産期医療について、南三陸町への助産師外来設置の検討を行いました。

平成24年度

前年度に設立された「みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会」が一般社団法人化され、具体的なシステム構築に向けた検討を進めました。震災では、カルテ等の医療情報の消失や携帯電話不通による情報の途絶、交通網の途絶などの状況におかれた一方で、電子診療データの遠隔保管の有用性が証明され、より良い社会づくりを進めるため、ICTを活用した医療福祉情報ネットワークの構築を目指しました。

また、南三陸町への助産師外来設置に向けて、県北地域の助産師と保健師による情報交換を行いました。

平成25年度

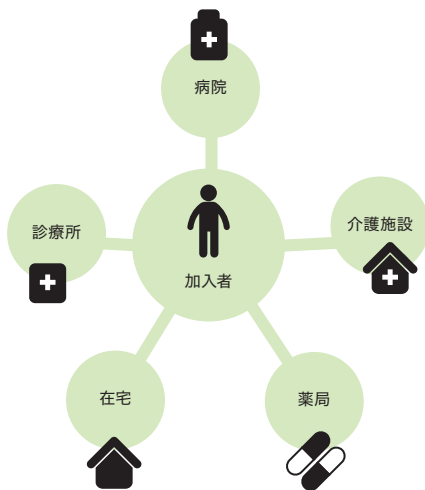
一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会によるICTを活用した医療福祉情報ネットワークシステムの構築を支援し、7月から、気仙沼圏域及び石巻圏域において運用が開始されました。また、仙台圏域における平成26年度の運用開始に向けた準備を行いました。

■図:みんなのみやぎネット

MMWIN みんなのみやぎネットとは

県内の医療機関、介護福祉施設や保険薬局などで扱われる、診療情報や介護福祉情報などを電子化し、遠隔保存・共有することで、安全で質の高い医療や介護福祉サービスを皆様にご提供するためのシステムです。

万一の災害・事故においても二度と情報を失うことなく医療介護福祉支援ができます。加入者さん中心の一貫した診療・介護の実現を支えます。



病院でのメリット

- 受診歴や病歴などを迅速で、正確に把握してもらえる
- 重複検査を防止でき、負担を軽減できる

保険薬局でのメリット

- 過去の薬の処方歴やアレルギーを薬剤師に把握してもらえる
- 重複した薬の処方や禁忌薬の処方を防止できる
※禁忌薬…ある条件だと使用できない薬のこと

- 病院などで診療が必要になった場合でも生活や日常ケアの状況が正確に伝わる

介護福祉施設でのメリット

患者さんの医療情報・介護福祉情報は、高度なセキュリティ技術および厳格なシステム体制で守られております。

出典：一般社団法人 みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会

地域全体で
あなたの健康を
見守ります

- 病院などへ紹介される際に、いままでの診療内容が正確に伝わる

- 紹介された病院を退院した後もかかりつけのクリニックで正確に診療内容を把握してもらえる

クリニック(診療所)でのメリット

再生期に向けた課題と取組の方向性

- ライフサイクルに応じた切れ目のない医療提供体制の推進

第2節 保健・医療・福祉

第2項 未来を担う子どもたちへの支援

被災直後の状況

東日本大震災では、多くの子どもたちが被災し、その中には、親を亡くした子どもも多くいました。

本県における震災孤児は136人、震災遺児は1,059人となっています(平成26年10月1日現在)。

各避難所には、震災による辛い経験で、心に傷を負い、心のケアが必要な子どもも多く避難していました。

また、震災により被災した児童福祉施設も多く、人的・物的被害など甚大な被害を受けました。被災した児童福祉施設は、全壊が51施設、半壊が26施設、入所者や職員の死者・行方不明者は、合わせて79名に及びました。



写真:被災した名取市関上児童センター(名取市)

主な課題

震災直後においては、震災孤児など、子どもに係る被災状況の把握が困難な状況にありました。

児童福祉施設等における被害状況については、利用可能な通信手段等により、各関係機関等を通して調査を実施しました。

一方で、心のケアが必要な子どもや震災遺児など、支援を必要とする子どもの把握にあたっては、児童相談所等の避難所巡回等による情報収集を通して把握しました。

要保護児童等の把握にあたっては、避難所等における他の被災者等への対応に追われて、把握が遅れたり、非常時における対応方針や手順、個人情報の取扱い等が関係者間で取り決められていなかったため、情報の共有が困難な場合もありました。

復旧期における取組

震災により親を亡くした子どもも多く、保護が必要となった子どもの養育のため、里親や児童福祉施設等での生活の場の確保や、「子どもの心のケアチーム」による巡回相談など、被災した子どもの心のケアに取り組みました。

また、震災孤児等の支援のために多数寄せられた寄附金を活用し、親を亡くした子どもたちが将来に希望を持って成長していけるよう支援するため、平成23年10月に「東日本大震災みやぎこども育英基金」を設置し、保護者を亡くした未就学児から大学生等に対する、支援金・奨学金の支給を始めました。

震災で被災した児童福祉施設の復旧に要する費用に対する支援を行うとともに、被災者支援等の目的により保育料等の減免を行った市町村に対する支援を行いました。また、応急措置として仮設の保育所施設の整備や、津波等で流失した設備や備品の購入費用等に対する支援も行いました。

また、被災した児童館や子育て支援センター等の子育て関連施設の復旧を支援したほか、被災した県立児童福祉施設の復旧に取り組みました。

さらに、震災により多くの県民が被災し、地域における子育て環境への影響が懸念されたことから、「子育て支援を進める県民運動」を再開し、未来を担う子どもたちを地域社会全体で支援する気運の醸成に取り組むとともに、次世代育成支援対策地域協議会の提言を踏まえ、市町村が行う母親クラブ助成事業等への補助等、子育て支援施策の推進に取り組みました。

加えて、震災の影響による生活環境の変化に伴い、児童虐待や配偶者暴力(DV)等の増加が懸念されるため、児童相談所等における相談支援を行うとともに、DV被害者保護のための関係機関との連携や普及啓発等に取り組みました。

そのほか、震災の影響で、親の勤務形態が変わるなど、様々なニーズに対応した保育サービス等の実施を促進するため、保育所における休日保育や延長保育等の実施や放課後児童クラブの実施に対する支援を行いました。

●子育て支援を進める県民運動

取組① みやぎっこ応援通信

【掲載内容】

- ・子どもや子育て応援団体のご案内やお知らせなど
- ・イベントや研修会などのご案内

【配布先】

- ・市町村の子育て支援担当窓口・教育委員会窓口
- ・メールアドレスをご登録いただいた方



写真:みやぎっこ応援通信

取組③ みやぎっこ応援の店

県民運動の協賛店「みやぎっこ応援の店」では、子育て家庭を対象に、そのお店ならではのサービスが提供されています。

取組② みやぎっこ応援隊

地域で子育てを応援する方に『みやぎっこ応援通信』などの情報をお送りしています。



写真:「子育て支援を進める県民運動」ポスター

① 被災した子どもと親への支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 要保護児童等に対するきめ細やかな支援 ●子どもの心のケアの推進
- ひとり親家庭等に対する経済的な支援

平成23年度

震災で親を失うなど、保護が必要となった子どもを養育するため、里親制度や児童養護施設等の活用により生活の場の確保に向けた支援を行いました。

また、震災によりPTSD等の心の問題を抱えてしまった子どもに対する心のケアを進めるため、児童相談所や子ども総合センターの児童精神科医、臨床心理士等による「子どもの心のケアチーム」の活動を拡充させ、巡回相談を行いました。

さらには、震災に伴う母子家庭等からの相談増に対応するため、被災地域の保健福祉事務所の母子自立支援員を増員するとともに、母子家庭及び寡婦に対する生活資金等の貸付や利子補給を行いました。

国内外から寄せられた寄附金を活用して「東日本大震災みやぎこども育英基金」を設置し、震災で親等を亡くした子どもたちに奨学金等を支給し、修学を支援しました。

保育所の保育料を減免した市町へ補助したほか、被災した認可外保育施設利用者に、被災状況に応じて利用料を補助し、利用者の負担軽減を図りました。



写真:子どもの心のケア関連資料

平成24年度

震災で親を失うなど、保護が必要な子どもを養育するため、里親制度や児童養護施設等の活用により生活の場の確保に向けた支援を行うとともに、震災遺児家庭向けの支援制度を周知するための冊子を作成し、配布しました。

また、震災により心の問題を抱えた子どもに対するケアを進めるため、児童相談所や子ども総合センターの児童精神科医、臨床心理士等による「子どもの心のケアチーム」の活動を拡充させ、巡回相談を行いました。被災地で、遊び場提供や一時預かり、心を癒やすイベントなど、子育て支援活動を行うNPO等の活動に要する費用を補助しました。国が設置した「東日本大震災中央子ども支援センター」への委託事業として、児童精神科医などの専門職員を派遣するとともに、保育所や幼稚園の職員向け研修会の開催や普及啓発のためのリーフレットの作成などを行いました。

震災により精神的な苦痛を受けた児童生徒の心のケアのため、学校にスクールカウンセラーを派遣・配置して、きめ細やかな相談・支援体制の充実・強化を図りました。

また、震災による心の傷が癒えず環境の変化に対応できない児童生徒に対して、いじめや不登校、非行等の問題に関して、精神科医等の面接または電話による教育相談を行いました。震災に伴う母子家庭等からの相談増に対応するため、各保健福祉事務所の母子自立支援員を増員するとともに、母子家庭及び寡婦に対する生活資金等の貸付や利子補給を行いました。国内外から寄せられた寄附金を活用して「東日本大震災みやぎこども育英基金」を設置し、震災で親を亡くした子どもたちに奨学金等を支給し、修学等を支援するとともに、保育料を減免した市町へ補助したほか、被災した認可外保育施設利用者に、被災状況に応じて利用料を補助し、負担軽減を図りました。

平成25年度

引き続き、震災で親を失うなど、保護が必要な子どもを養育するため、里親制度等を活用した支援を行いました。

震災により心の問題を抱えた子どもへの心のケアのため、児童相談所や子ども総合センターの児童精神科医、臨床心理士等による「子どもの心のケアチーム」の活動を拡充させ、巡回相談を行いました。被災地において、遊び場提供や一時預かりなどの支援活動を行っているNPO等の活動費を補助しました。

国の「東日本大震災中央子ども支援センター」の児童精神科医などの専門職員を派遣するとともに、保育所や幼稚園の職員向け研修会の開催や普及啓発のためのリーフレットの作成などを行いました。

児童生徒の心のケアのために学校にスクールカウンセラーを派遣して、きめ細やかな相談・支援体制の充実・強化を図りました。また、震災による心の傷が癒えず様々な環境の変化に対応できない児童生徒に対して、いじめや不登校等の問題に関して、臨床心理士等の面接又は電話による教育相談を行いました。さらに、震災の影響等による不登校や学校不適応、いじめ等の問題に対応するため、総合教育センターに「不登校・発達支援相談室」を設置し、面談及び電話による相談に対応したほか、「24時間いじめ相談ダイヤル」を開設するなど、児童生徒及び保護者に対する相談体制の充実及び機能の強化を図りました。

加えて、震災に伴う母子家庭等からの相談増に対応するため、被災地域の保健福祉事務所のひとり親家庭支援員を増員するとともに、母子家庭及び寡婦に対する生活資金等の貸付や利子補給を行いました。

引き続き、「東日本大震災みやぎこども育英基金」により、震災で親を亡くした子どもたちに奨学金等を支給し、修学等を支援するとともに、保育所の保育料を減免した市町へ補助したほか、被災した認可外保育施設利用者に、被災状況に応じて利用料を補助し、利用者の負担軽減を図りました。また、保育士の確保のため、保育士人材バンクのシステムを構築するとともに、保育士の処遇改善等に取り組んだ保育所等に対する支援を行いました。

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 要保護児童等の把握と関係機関との情報共有・連携強化
- 「子どものこころのケアチーム」の活動の拡充

② 児童福祉施設等の整備

〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災した児童福祉施設の早期復旧
- 待機児童の解消 ●子育て支援関連施設の連携・複合化・多機能化

平成23年度

震災により被災した保育施設46箇所の復旧を支援したほか、本格復旧までの間、応急措置的な仮設保育所2箇所の整備を支援しました。また、津波等で流出、破損した設備や備品等の購入費用の補助のほか、保育環境の早期整備のため、国庫補助対象外の修繕等の費用に対する補助も実施しました。

さらには、被災した児童館や子育て支援センター等、子育て支援施設15箇所の復旧を支援するとともに、私立保育所46箇所及び認可外保育施設4箇所の復旧を支援しました。



写真：保育所の仮園舎（巨理町）

そのほか、待機児童の解消に向けて、震災等の影響を考慮し、待機数が多い3歳未満児の受入拡大のための保育所整備や、家庭的保育者を育成する研修を開催するなどの支援を行いました。



写真：石巻市子どもセンター（石巻市）

平成24年度

震災により被災した保育施設3箇所の復旧を支援したほか、本格復旧までの間、応急措置的な仮設保育所2箇所の整備を支援しました。また、津波等で流出、破損した設備や備品等の購入費用の補助のほか、保育環境の早期整備のため、国庫補助対象外の修繕等の費用に対する補助も実施しました。

さらには、被災した児童館や子育て支援センター等、子育て支援施設3箇所の復旧を支援するとともに、私立保育所2箇所及び認可外保育施設1箇所の復旧を支援しました。

そのほか、待機児童の解消に向けて、震災等の影響を考慮し、待機数が多い3歳未満児の受入拡大のための保育所整備や、家庭的保育者を育成する研修を開催するなどの支援を行いました。

平成25年度

前年度に引き続き、保育環境の早期最適化を図るため、震災により被災した保育施設7箇所の復旧を支援したほか、津波等で流出、破損した設備や備品等の購入費用の補助を実施しました。

また、被災した児童館や子育て支援センター等、子育て支援施設2箇所の復旧を支援するとともに、私立保育所3箇所の復旧を支援しました。

さらには、待機児童の解消に向けて、震災等の影響を考慮し、待機数が多い3歳未満児の受け入れ拡大のための保育所整備や、家庭的保育者を育成する研修を開催するなどの支援を行いました。

そのほか、石巻市において、保育所と認定こども園、放課後児童クラブなどの子育て関連施設を複合化・多機能化する際の施設整備費を補助しました。

■表：児童福祉施設の被害状況（平成26年3月31日現在）

種別	施設数	被害を受けた施設数	被害を受けた施設数	
			全壊	半壊
乳児院	2	1	0	0
母子生活支援施設	6	3	0	0
保育所	357	254	18	17
認可外保育施設	322	69	8	12
へき地保育所	18	6	3	1
児童厚生施設（児童館）	186	93	5	3
児童厚生施設（児童遊園）	220	21	15	0
児童養護施設	8	2	0	0
情緒障害児短期治療施設	1	0	0	0
児童自立支援施設	1	1	0	0
ファミリーホーム	2	0	0	0
自立援助ホーム	1	1	0	0
一時保護所	2	2	0	0
母子福祉施設	1	1	0	0
婦人保護施設	2	1	0	0
児童相談診療施設	1	1	0	0
里親	36	4	2	0

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 新しいまちづくりと合わせた保育所・児童館等の移転、建替え等

③ 地域全体での子ども・子育て支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 避難生活に係る子育て支援体制の充実・強化
- 震災による家庭環境の変化等へのきめ細やかな支援

平成23年度

被災地から避難した妊婦が、避難先の病院などにおいて妊婦健康審査を再度受けられるよう支援しました。

震災により多くの県民が被災し、地域における子育て環境への影響が懸念されたことから、「子育て支援を進める県民運動」を再開し、未来を担う子どもたちを地域社会全体で支援する気運の醸成に取り組むとともに、次世代育成支援対策地域協議会の提言を踏まえ、市町村が行う母親クラブ助成事業等への補助等、子育て支援施策の推進に取り組みました。

震災の影響による生活環境の変化に伴い、児童虐待やDV等の増加が懸念されるため、児童相談所等における相談支援を行うとともに、DV被害者保護のための関係機関との連携や普及啓発等に取り組みました。

震災の影響で、親の勤務形態が変わるなど、様々なニーズに対応した保育サービス等の実施を促進するため、保育所における休日保育や延長保育等の実施や放課後児童クラブの実施に対する支援を行いました。

平成24年度

仮設住宅において、子育て世帯が安心して生活できるようサポートセンターを中心に活動する子育て支援団体の育成、団体間のネットワークづくりを促進するためのセミナー等を延べ96回実施しました。

震災により多くの県民が被災し、地域における子育て環境への影響が懸念されることから、「子育て支援を進める県民運動」を再開し、未来を担う子どもたちを地域社会全体で支援する気運の醸成に取り組むとともに、次世代育成支援対策地域協議会の提言を踏まえ、市町村が行う母親クラブ助成事業等への補助等、子育て支援施策の推進に取り組みました。

震災の影響による生活環境の変化に伴い、児童虐待やDV等の増加が懸念されるため、児童相談所等における相談支援を行うとともに、DV被害者保護のための関係機関との連携や普及啓発等に取り組みました。

震災の影響で、親の勤務形態が変わるなど、様々なニーズに対応した保育サービス等の実施を促進するため、保育所における休日保育や延長保育等の実施や放課後児童クラブの実施に対する支援を行いました。

平成25年度

仮設住宅において、子育て世帯が安心して生活できるようサポートセンターを中心に活動する子育て支援団体の育成、団体間のネットワークづくりを促進するためのセミナー等を延べ99回実施しました。

震災により多くの県民が被災し、地域における子育て環境への影響が懸念されることから、「子育て支援を進める県民運動」によるフォーラムの開催やポスター、リーフレットの作成など、未来を担う子どもたちを地域社会全体で支援する気運の醸成に取り組むとともに、次世代育成支援対策地域協議会の提言を踏まえ、市町村が行う母親クラブ助成事業等への補助等、子育て支援施策の推進に取り組みました。

震災の影響による生活環境の変化に伴い、児童虐待やDV等の増加が懸念されるため、児童相談所等における相談支援を行うとともに、DV被害者保護のための関係機関との連携や普及啓発等に取り組みました。

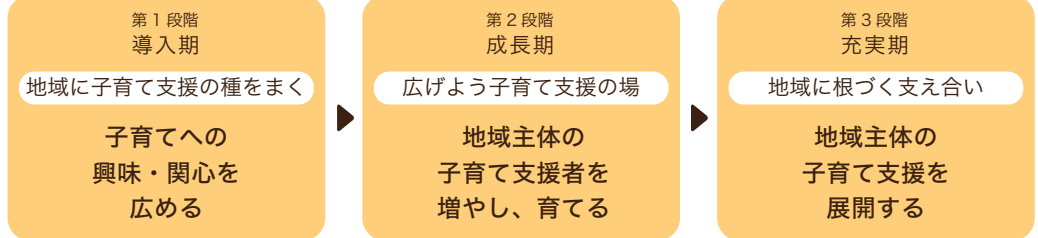
震災の影響で、親の勤務形態が変わるなど、様々なニーズに対応した保育サービス等の実施を促進するため、保育所における休日保育や延長保育等の実施や放課後児童クラブの実施に対する支援を行いました。

■図：子育て支援を進める県民運動

子育て支援ハッピーループ

目的 子どもを産みたい、育てたいと思える社会を実現するため、県民みんなで子育てに参加し、『子育てにやさしい宮城県』を目指します。

- 子育てに対する不安感や孤独感を解消します。
- 子育てへの親近感を育みます。
- 地域全体へ子育て支援の輪を広げます。



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 「子育て支援を進める県民運動」の展開
- 子どもや子育て世帯等を地域社会全体で支援する取組の推進

第2節 保健・医療・福祉

第3項 だれもが住みよい地域社会の構築

被災直後の状況

県内では、最大震度7という巨大な地震に加えて、その後に沿岸部を襲った巨大な大津波により、被災地は、誰も経験したことがないほど、莫大な人的・物的被害を受けました。

津波被害の大きかった沿岸部の被災者の多くは、住家を失っただけではなく、家族や親戚、親しい友人等が犠牲になるなど、心に大きな傷を負いました。

また、避難所では、多数の被災者と共に、段ボール等で間仕切りされただけのプライバシーが確保されにくい空間での生活であり、精神的なストレスが慢性的に続き、体調を崩す被災者も多く見られました。



写真：避難所(石巻市)

高齢者の介護関連施設など、多くの福祉施設が被災しました。全壊した社会福祉施設は、児童福祉施設が13施設、老人福祉施設が2施設、障害者福祉施設が11施設でした。



写真：震災後の高齢者福祉施設(石巻市)

応急仮設住宅等の団地においては、震災以前の地域コミュニティの単位で入居した団地もありましたが、多くの応急仮設住宅では、抽選によって入居者を決定したため、高齢者等の孤立化等が懸念され、新しいコミュニティづくりが求められました。

主な課題

震災により、県内の各精神科医療機関が甚大な被害を受けたため、県内の関係機関だけでは災害救助法に基づく「心のケアチーム」を編成することは困難であったため、国に対して、各都道府県等の心のケアチーム(医療救護班)の派遣調整を依頼しました。

また、震災直後においては、被災地に派遣された心のケアチーム間の連携方法が決まっていなかったため、情報共有が難しく、県や市町において、各チームをうまくコーディネートできない状況が続きました。

さらには、避難生活の長期化が懸念されるなか、避難所や仮設住宅等での生活において、被災者の心の健康を保つためには、地域コミュニティとのつながりが重要とされている一方で、応急仮設住宅への入居にあたっては、抽選により決定し、震災前の地域コミュニティが分断してしまっただけでなく、被災者自身が主体性を持って再生・維持・強化するとともに、被災者自身がコミュニティに帰属しているという実感を持つように、様々な方策を講じる必要がありました。



写真：知事による仮設住宅訪問(石巻市)



写真：応急仮設住宅(プレハブ住宅)の緑化活動(仙台市)

復旧期における取組

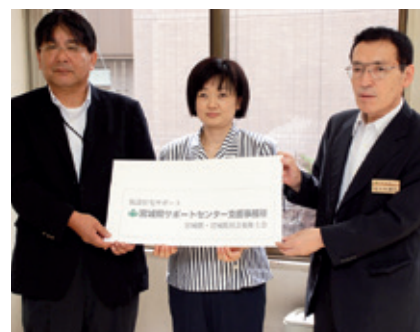
震災により心に傷を負った被災者等に対する心のケアなど、在宅及び仮設住宅等の被災者を長期的に、きめ細やかにサポートする相談体制を構築するため、平成23年12月に「みやぎ心のケアセンター」、平成24年4月には、気仙沼市と石巻市に「地域センター」を開設し、これらの施設を核として、関係市町等との連携のもと、相談等の被災者支援を行うとともに、支援者に対する支援や人材育成等を行いました。



また、精神障害者等の在宅での地域生活を支えるため、専門職による訪問支援を行うとともに、仙台市が行う被災者の心のケア事業に補助を行いました。

さらには、被害を受けた特別養護老人ホームや障害者支援施設等の応急的な整備を支援し、入居者に対する施設サービスの早期復旧・再開を推進するとともに、被災地域のニーズを踏まえつつ、在宅や応急仮設住宅の高齢者や障害者等が必要な在宅サービスを受けられるよう、体制整備を進めました。

そのほか、地域の支え合い活動の立ち上げ支援や地域活動の拠点整備に対する補助等を行うとともに、仮設住宅団地に設置したサポートセンターの生活相談支援員等による見守り体制を構築し、高齢者等、誰もが安心して生活できる地域コミュニティ再生を促進しました。



写真：サポートセンター支援事務所の開所(仙台市)

① 県民の心のケア

〈復旧期における取組のポイント〉

- 長期的な心のケア支援
- 自死予防対策の推進

平成23年度

被災者の震災によるPTSD、うつ病、アルコール依存、自死等の心の問題等に長期的に対応するため、12月に「みやぎ心のケアセンター」を開設しました。被災市町や保健所、仮設住宅サポートセンター、関係団体等と連携して、相談等の被災者支援を行うとともに、支援者を対象とした研修会実施など、支援者に対する支援や人材育成等の取組も行いました。

また、震災によるPTSD等の子どもに対する心のケアを進めるため、児童相談所や子ども総合センターの児童精神科医、臨床心理士等で構成する「子どもの心のケアチーム」による巡回相談を行いました。

震災により精神的な苦痛を受けた児童生徒の心のケアのため、学校にスクールカウンセラーを派遣・配置して、一人一人へのきめ細やかな相談・支援体制の充実・強化を図りました。

さらには、被災した精神障害者の在宅生活を支援するため、5箇所の精神科医療機関等の専門職による訪問支援を行うとともに、仙台市が行う被災者の心のケア事業に補助を行いました。

震災で様々な問題を抱え、自死に追い込まれる被災者の増加が懸念されたことから、自死対策の人材養成や強化モデル事業を実施したほか、市町村や民間団体が取り組む対面型や電話による相談支援等に対する補助を行いました。

平成24年度

被災者の震災によるPTSD等の心の問題に長期的に対応するため、4月に「みやぎ心のケアセンター」の「地域センター」を石巻市と気仙沼市に開設しました。被災市町や保健所、仮設住宅サポートセンター、関係団体等と連携して、相談等の被災者支援を行うとともに、支援者を対象とした研修会実施など、支援者に対する支援や人材育成等の取組も行いました。

また、震災によるPTSD等の子どもに対する心のケアを進めるため、児童相談所や子ども総合センターの児童精神科医、臨床心理士等で構成する「子どもの心のケアチーム」による巡回相談を行いました。

さらには、震災により精神的な苦痛を受けた児童生徒の心のケアのため、学校にスクールカウンセラーを派遣・配置して、一人一人へのきめ細やかな相談・支援体制の充実・強化を図りました。

被災した精神障害者の在宅生活を支援するため、4箇所の精神科医療機関等の専門職による訪問支援を行うとともに、仙台市が行う被災者の心のケア事業に補助を行いました。

震災でさまざまな問題を抱え、自死に追い込まれる被災者の増加が懸念されたことから、自死対策の人材養成や強化モデル事業を実施したほか、市町村や民間団体が取り組む対面型や電話による相談支援等に対する補助を行いました。

平成25年度

被災者の震災によるPTSD等の心の問題について、「みやぎ心のケアセンター」を中心に、被災市町やサポートセンター、保健所等と連携して相談支援を行うとともに、支援者に対する支援や人材育成等を行いました。

また、震災によるPTSD等の子どもに対する心のケアを進めるため、児童相談所や子ども総合センターの児童精神科医、臨床心理士等で構成する「子どもの心のケアチーム」による巡回相談を行いました。

併せて、震災により精神的な苦痛を受けた児童生徒の心のケアのため、学校にスクールカウンセラーを派遣・配置して、一人一人へのきめ細やかな相談・支援体制の充実・強化を図りました。

被災した精神障害者の在宅生活を支援するため、4箇所の精神科医療機関等の専門職による訪問支援を行うとともに、仙台市が行う被災者の心のケア事業に補助を行いました。

そのほか、震災で様々な問題を抱え、自死に追い込まれる被災者の増加が懸念されたことから、自死対策の人材養成や強化モデル事業を実施したほか、市町村や民間団体が取り組む対面型や電話による相談支援等に対する補助を行いました。

■ 図：みやぎ心のケアセンターについて

主な活動内容

東日本大震災により、心理的影響を受けた県内在住者のすべてを心のケアの対象者としてとらえ、県民の方々がコミュニティの中で、1日も早く安心して生活できるよう、地域の実情に合わせた支援事業を行います。

- 広報誌の発行やホームページを通じた情報発信・啓発パンフレットの作成、講演会の開催等により、県民の皆さんが心の健康に関する理解を深められるように努めます。
- 新たな災害に備えるために、各地域におけるデータの収集や、整理、分析、まとめを行います。



- 訪問支援などを行い、震災によって生じた心の問題についての相談に応じます。
- 研修会や相談会を開催するなど、働きづめの支援者の方々のサポートします。
- メンタルヘルスに関わる専門職や支援者向けの研修会を開催し、知識の普及と高度な技術の獲得を図ります。
- 県内で活動している様々な団体と交流・連携し、支援活動を支援します。

出典：みやぎ心のケアセンターホームページ

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 長期的な被災精神障害者の医療と地域生活の支援
- 自死予防対策の推進

② 社会福祉施設等の整備

〈復旧期における取組のポイント〉

●被災した社会福祉施設の早期復旧・整備

平成23年度

被災した特別養護老人ホームや障害者福祉サービス事業所等の施設の復旧費を補助するとともに、介護サービス事業者等の事業再開に要する費用を補助しました。

また、震災により入居希望者の増加が見込まれる特別養護老人ホームについて、入所待機者の解消を図るために広域型（定員30人以上）の新築等に係る経費を補助しました。

加えて、介護施設等において、人工呼吸器等のための自家発電装置の整備費用を補助しました。



写真：震災後の高齢者福祉施設（岩沼市）

平成24年度

被災した特別養護老人ホームや障害者福祉サービス事業所等の施設の復旧費を補助するとともに、介護サービス事業者等の事業再開に要する費用を補助しました。

また、震災により入居希望者の増加が見込まれる特別養護老人ホームについて、入所待機者の解消を図るために広域型（定員30人以上）の新築等に係る経費を補助しました。

加えて、介護施設等において、人工呼吸器等のための自家発電装置の整備費用を補助しました。

さらには、空間放射線量が国の基準を上回った障害者支援施設「不忘園」において、除草による除染を実施しました。



写真：震災後の高齢者福祉施設（仙台市）

平成25年度

被災した特別養護老人ホームや障害者福祉サービス事業所等の施設の復旧費を補助するとともに、介護サービス事業者等の事業再開に要する費用を補助しました。

また、震災により入居希望者の増加が見込まれる特別養護老人ホームについて、入所待機者の解消を図るために広域型（定員30人以上）の新築等に係る経費を補助しました。

被災時に在宅障害者の支援等、保健福祉事務所の機能の早期回復を図るため、各保健福祉事務所及び支所に発電機を配備しました。



写真：再建した高齢者福祉施設（石巻市）

表：高齢者福祉施設の復旧状況（平成26年3月31日現在）

単位：箇所

施設種別	被災施設数	廃止施設数	被災施設数 (廃止施設を除く)	再開施設数			未再開	復旧率
				本格復旧	仮施設	小計		
特別養護老人ホーム	82	0	82	77	1	78	4	95.1%
養護老人ホーム	5	1	4	4	0	4	0	100.0%
介護老人保健施設	51	0	51	51	0	51	0	100.0%
ケアハウス（軽費老人ホーム）	22	1	21	19	2	21	0	100.0%
認知症高齢者グループホーム	41	1	40	32	7	39	1	97.5%
計	201	3	198	183	10	193	5	97.5%

再生期に向けた 課題と取組の方向性

●新しいまちづくりに合わせた社会福祉施設等の再建

③ 支え合い地域社会の構築

〈復旧期における取組のポイント〉

- 仮設住宅サポートセンターによる見守り支援活動
- 地域におけるコミュニティ再構築の推進
- 復興支援を支えるNPO等への支援

平成23年度

被災地域で高齢者等が安心して生活できるよう、地域における要支援者マップの作成など、地域の支え合い活動に対する支援を行いました。応急仮設住宅等における入居者が安心できる生活環境を整備するため、総合相談や巡回訪問、交流サロン等の見守り活動を行う仮設住宅サポートセンターの設置を推進し、13市町49箇所で開催されました。さらには、被災した障害児者を対象に、石巻圏域及び気仙沼圏域において、避難所や応急仮設住宅への訪問による状況把握とともに、サービス利用等の調整や支援を行いました。また、被災した障害児者の相談支援に従事する職員等への研修会を行うとともに、石巻圏域及び仙南圏域に相談支援専門員を派遣するなど、被災した障害児者及びその家族が必要な支援を受けられるよう相談支援体制の強化を推進しました。さらに、被災した障害児者とその家族に対して、交流の場の提供や緊急時対応、安否確認等の生活支援を行う障害者サポートセンターの整備に対する支援を行いました。被災した聴覚障害者の生活再建に向けた情報発信や相談支援等を行うため「みやぎ被災聴覚障害者情報支援センター(愛称「みみサポみやぎ」)」を設置し、聴覚障害者が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを進めたほか、被災した知的障害者とその家族の生活再建のため、社団法人宮城県手をつなぐ育成会と連携し、南三陸町を中心に、保護者を対象とした個別相談や地域ネットワークづくりのための交流会等を実施しました。被災地における高齢者や障害者等の孤立を防ぎ、住民同士の支え合いによる福祉を進めるため、被災者情報のデータベース構築や生きがいつくり、送迎等の被災者支援事業に対する補助を行いました。

そのほか、外国人被災者の不安解消を図るため、「みやぎ外国人相談センター」による相談支援を行いました。

平成24年度

前年度に引き続き、応急仮設住宅等の入居者が安心して生活できるよう、サポートセンターが13市町62箇所で開催され、巡回相談等の見守り活動が行われました。

被災した障害児者とその家族に対して、相談支援に従事する職員等の研修会を開催するとともに、障害者サポートセンターにおける生活支援に対する補助を行いました。また、被災した聴覚障害者218人を対象に訪問活動をおこなったほか、被災市町において巡回相談を行うなど、個々の被災聴覚障害者に寄り添った支援に努めました。

さらには、南三陸町及び山元町において、知的障害者を地域で支えるための勉強会や専門家による療育相談を実施するとともに、避難所において交流会等を開催しました。

加えて、被災地における高齢者や障害者等の孤立を防ぎ、住民同士の支え合いによる福祉を進めるため、被災者情報のデータベース構築や生きがいつくり、送迎等の被災者支援事業に対する補助を行いました。

そのほか、地域コミュニティの再構築に向けて、市町村や関係団体等と連携し、8地区において「復興応援隊」を配置し、地域課題の解決に向けた住民主体の取組を支援しました。



写真:みみサポサロンの様子(石巻市)

平成25年度

前年度に引き続き、応急仮設住宅等の入居者が安心して生活できるよう、サポートセンターが13市町61箇所で開催され、巡回相談等の見守り活動が行われました。

被災した障害児者とその家族に対して、相談支援に従事する職員等の研修会を開催するとともに、障害者サポートセンターにおける生活支援に対する補助を行いました。また、被災した聴覚障害者を対象にサロンを開催しました。さらには、知的障害者を地域で支えるための勉強会や専門家による療育相談を実施するとともに、避難所において交流会等を開催しました。加えて、被災地における高齢者や障害者等の孤立を防ぎ、住民同士の支え合いによる福祉を進めるため、生活支援相談員による孤立防止活動や住民同士の交流、送迎等の被災者支援事業に対する補助を行いました。

地域コミュニティの再構築に向けて、市町村や関係団体等と連携し、11地区において「復興応援隊」を配置し、地域課題の解決に向けた住民主体の取組を支援するとともに、被災市町における集会所等の住民交流拠点施設の整備を支援しました。また、被災地において様々な復興支援を行っているNPO等の支援団体が、活動を継続できるよう活動費の助成を行いました。

そのほか、外国人被災者の不安解消を図るため、「みやぎ外国人相談センター」による相談支援を行いました。



写真:再建した集会所(東松島市)

再生期に向けた 課題と取組の方向性

- 高齢者や障害者等が安心して生活できる地域コミュニティの構築・推進
- 地域活動を支える人材の育成

第3節 経済・商工・観光・雇用

第1項 ものづくり産業の復興

被災直後の状況

津波の襲来により、仙台港周辺の工業地帯が被災したほか、沿岸部の水産加工業をはじめとした製造業は大きな打撃を受けました。工場や機械設備の損壊、流出による生産停止が相次ぎ、沿岸部における製造業の被害額は4,526億円、県全体の製造業の被害額は5,895億円に及びました。

内陸部では、地震による被害のほか、本県の産業集積の中核をなす自動車関連産業及び高度電子機械産業において、道路、鉄道、港湾、空港などの広域物流インフラが分断されたことによるサプライチェーン(部品供給、調達網)の寸断、混乱が発生しました。

これらの直接的な被害に物流網の寸断による生産停止は、県内の経済活動に深刻な打撃を与えました。

また、多くの中小企業が被災したことは、特に自動車などの分野において企業の生産活動に大きな影響を与えました。3月、4月の製造業関連の国内統計は記録的な悪化を示し、3月の鉱業生産指数速報は82.9(2005年を100とする)と前月比15.3%の低下と過去最大の下げ幅となり、自動車のほか電機など、16業種の全てにおいて悪化しました。

被災事業者にとって、「受注取引の確保」は大きな経営課題の一つとなり、水産加工業など県内事業者は、復旧までの間、商品の供給などができなかったことによる販路の喪失と風評被害により、売り上げの低迷という非常に厳しい状況におかれました。



写真：震災後の石巻漁港周辺地区(石巻市)

主な課題

内陸部の企業を中心に早期復旧の動きが見られましたが、地域によって復旧のスピードに差がありました。本県製造業の復旧に向けては、早急に生産活動を震災以前の水準に戻すことが必要不可欠であり、早期の事業再開に向けた仮事務所、工場の確保や、工場設備等の復旧、設備支援、移転再開のための支援が課題となりました。これらに対応するため、ハード面での復旧に対する補助制度や、仮事務所、工場の設置または移転再開のための土地の確保に係る支援が必要とされました。

震災により生産活動に支障を来している中小企業者に対し、事業資金確保の円滑化や、震災前の既往債務に加え新規の借入れを余儀無くされる「二重債務問題」への対応も急がれました。また、震災の影響により生産能力及び研究開発力が低下、喪失している企業に対する技術的課題に対する支援や、震災後の休業や生産停止により既存の取引先や販路を失うケースに対する、新たな販路の開拓や取引拡大への支援が不可欠でした。

加えて、事業活動を行うために不可欠な高速道路、空港、港湾、鉄道などの広域物流拠点の早期に復旧することが必要でした。

このほか、産業の本格復興に向けては、これまで本県の産業集積を牽引してきた自動車関連産業や高度電子機械産業等のさらなる振興と、これらの産業に続く、クリーンエネルギーや環境、医療等の次代を担う新たな産業の育成が求められました。また、東北大学等の学術研究機関や独自の技術を有する立地企業との連携などによる、産学官連携による産業の創出等も求められました。

復旧期における取組

甚大な被害を受けた沿岸部においては、一刻も早い事業再開に向け、速やかにがれき等の撤去を進め、仮設の事務所や工場等についての細やかな支援を行うとともに、既存産業の再生や共同化、協業化も視野に入れた再編と新たな産業振興の方向性を定めながら、地域の産業再生、高度化を図りました。被災した中小企業者に対し、災害復旧関連の様々な金融支援を行うとともに、関係機関と連携し、企業が抱える各種課題の解決を支援しました。震災により直接被害、間接被害を受けた中小企業者を対象とした長期、低利の新たな融資制度及び利子補給制度の創設、国や関係機関との連携による二重債務問題への対応を行い、事業者の復旧にあたっての経済的負担の軽減を図りました。

また、比較的被害の少なかった内陸部を中心として、本格的な復興に向け、自動車関連産業や高度電子機械産業等の関連企業等の工場や設備の早急な復旧等を支援しました。

生産能力や研究開発力の喪失、低下等に対し、産学官連携等による支援や宮城県産業技術総合センターの技術力を活用した支援を行いました。更に、災害時の事業継続力の強化に向けた取組の支援を行いました。

企業誘致を継続し、地元企業の取引拡大を積極的に進めるとともに、産業振興を確かなものにするため、自動車関連産業や高度電子機械産業等に続くクリーンエネルギーや環境、医療等の次代を担う新たな産業の育成、振興に努めたほか、外資系企業の研究開発部門等の誘致を進め、世界レベルの知的資源を有する研究機関や企業と連携したグローバルな産業エリアの創出を図りました。

■表：被災商工業者営業状況調査(平成26年3月31日現在)

	会員数	被災会員数	全 壊	半 壊	営業継続
沿岸地域	21,394	7,800	3,500(44.9%)	4,300(55.1%)	6,330(81.2%)
内陸地域	17,389	3,625	119 (3.3%)	3,506(96.7%)	3,507(96.7%)
合 計	38,783	11,426	3,619	7,806	9,837

出典：宮城県商工会連合会

① 早期の事業再開に向けた工場、設備等の復旧、整備支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災した中小企業等の一刻も早い事業再開に向けた相談体制の整備
- 復旧に向けた仮事務所、工場の斡旋
- 損壊した工場、設備の復旧及び整備支援
- 被災工場の県内移転の促進

平成23年度

被災した中小企業等の一刻も早い事業再開に向け、各種支援を行いました。

早期復興を目指す被災中小企業に対して必要な一連の支援を総合的に行うことを目的に復興企業相談助言事業を実施し、10社に対し、26回の相談・助言を行いました。併せて、県内中小企業を対象にした事業再建のための資金繰りや経営上の課題解決に向けた特別相談窓口を3月14日に設置し、2,920件の相談（うち経営に関する相談204件）が寄せられました。

「中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助金）」では、国の補助事業を活用し、製造業等の中小企業や、事業協同組合等の組合、商店街等が一体となって進める災害復旧、整備への支援として第1次から第3次までの公募により、県内の経済や雇用の復旧に特に重要な役割を果たす65のグループ、1,192者に対して1,195.7億円の交付決定を行いました。

さらに、県内の経済や雇用の復旧に重要な役割を果たす製造事業者の復旧に向け、工場、事務所、機械設備の整備のため、中小企業施設整備復旧支援事業において、513者、4,548,881千円の交付決定を行いました。

被災した企業が移転し新たに工場等を新設、増設する場合に金融機関を通じて工場等の用地購入費のほか工場建屋の建設費及び機械設備導入費を低利で貸し付ける企業立地資金貸付事業及び工業立地促進資金貸付事業を実施し、県内移転の上、再建を目指す企業の支援を行いました。11月には、震災で被害を受けた事業者の事業再開を支援するため、金融機関の協力の下、宮城県産業復興相談センターを設置しました。

平成24年度

内陸部においては操業を再開し、震災前の受注水準を目指す動きが見られる一方で、津波の被害が甚大だった沿岸部の水産加工業などの業種では復旧途上の状況がありました。

震災により甚大な被害を受けた中小企業組合の組合会館や事務所など、共同施設の復旧を図るため、復旧に要する経費を補助する被災中小企業組合等共同施設等復旧支援事業を実施し、平成23年度繰越事業として8件、平成24年度事業として2件を実施、合計10件の事業が完了、復旧しました。

また、平成23年度に引き続き、被災事業者の事業再開に向け、中小企業施設整備復旧支援事業や中小企業等復旧・復興支援事業費補助金などを活用し、工場や施設の整備に対する支援として、第5次から第7次までの公募により29グループ、2,278者に対して、1,011.5億円の交付決定を行いました。



写真：南三陸さんさん商店街（南三陸町）

相談助言事業については、引き続き関係機関と連携しながら相談体制を維持しました。特別相談窓口には、138件の相談が寄せられました。復興企業相談助言事業による企業に対する相談助言事業では、41社の利用があり、158回の相談・助言を実施しました。

平成25年度

引き続き、被災した事務所、工場等の復旧や移転促進を通じた事業再開への支援を実施しました。

中小企業等復旧・復興支援事業費補助金では、県内の経済再生や雇用の維持に特に重要な役割を果たす29グループ、251者に対して約110.5億円の交付決定を行いました。繰越事業者も含めて2,480者が事業を完了し、精算、概算払いとして約1,499億円の補助金を交付し、県内被災事業者の復旧を支援し、大きな効果をもたらしました。

また、中小企業施設設備復旧支援事業では、被災中小企業者等に対し、98者、758,569千円の交付決定を行いました。繰越事業者も含め、77者が事業を完了し、精算、概算払いとして576,548千円の補助金を交付しました。

沿岸部においては、高上げ等のインフラ整備が進んでいないことや、建設資材の不足等、様々な要因により、被災事業者の施設、設備の復旧と事業再開にはなお時間を要する状況にあり、被災事業者の視点に立ったきめ細やかなインフラ整備の進捗に応じた支援を行えるよう努めました。

企業に対する相談・助言も引き続き実施し、復興企業相談助言事業では48社、214回の利用がありました。また、特別相談窓口には75件の相談が寄せられ、企業のニーズに合わせた相談・助言を行いました。



写真：復旧した水産加工工場（気仙沼市）

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 新しいまちづくりに合わせた本格復旧に向けた事業用地の確保
- 本格復旧に向けた長期的、継続的な支援

② 経営安定等に向けた融資制度の充実〈復旧期における取組のポイント〉

●生産活動に支障を来している中小企業者の経営の安定

●事業復旧、復興のための円滑な資金調達に向けた支援 ●二重債務問題の早期の解消

平成23年度

被災した事業者向けの新たな制度融資である「災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)」(平成23年度のみ実施)及び「みやぎ中小企業復興特別資金」を創設し、「災害復旧対策資金」では1,593件、123億円、「みやぎ中小企業復興特別資金」では3,590件、921億円の融資を行いました。また、金利負担軽減に向け、同資金に係る利子補給制度も併せて創設し、3,172件、212,260千円の利子補給を行いました。

また、復興事業計画の認定を受けた中小企業グループの企業や、中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場、店舗への入居企業等16件に対し、復旧に必要な設備等の導入について貸付の決定を行いました。

震災により甚大な被害を受けた中小企業協同組合や商店街振興組合等を支援するため、これらの組合等が被災した共同施設を復旧又は新たに整備する場合において、長期無利子の貸付を実施することとし、平成23年度は4件、69,810千円の貸付がありました。

小規模事業者等の早期事業再開の支援については、みやぎ産業振興機構を通じた無利子貸付を行う「小規模企業者等設備導入資金」や中小企業等グループの企業等に対し復旧に必要な設備等の導入資金について貸付を行う中小被災中小企業施設、設備整備支援事業を通じ、被災事業者の円滑な資金調達の支援を行いました。

生産活動に支障を来している中小企業者の経営を安定させるため、国や関係機関との連携による二重債務問題への対応として、平成23年12月には、県、地元金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「宮城産業復興機構」を設立し、平成23年度には5件の債権買取が決定されました。

平成24年度

「みやぎ中小企業復興特別資金」の新規融資は1,952件、334億円となりました。また、前年度に引き続き、「災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)」及び「みやぎ中小企業復興特別資金」に係る利子を補給する被災中小企業者対策資金利子補給事業を実施し、資金調達の支援を行いました。平成24年1月～6月分及び7月～12月分の支払い利子に係る10,159件、957,486千円分の利子補給を行いました。

被災中小企業施設・設備整備支援事業では、復興事業計画の認定を受けた中小企業グループの企業等に対し、58件、5,529,882千円の貸付を決定しました。

中小企業協同組合や商店街振興組合等を支援する中小企業高度化事業においては7件、437,546千円の貸付実績がありました。

「小規模企業者等設備導入資金」では、12件、96,680千円の資金貸付及び12件、154,922千円の設備貸与を行いました。

被災中小企業施設・設備整備支援事業では、58件、5,529,882千円の貸付を決定しました。被災企業が震災の影響により再び借入れを余儀なくされる「二重債務問題」については、既往債務の買取を行う「宮城産業復興機構」において、33件の債権買取が決定しました。

平成25年度

「みやぎ中小企業復興特別資金」の新規融資は1,090件、185億円となり、被災中小企業者対策資金利子補給事業では、平成25年1月～6月分及び7月～12月分の支払利子に係る12,372件、1,097,162千円の利子補給を行いました。

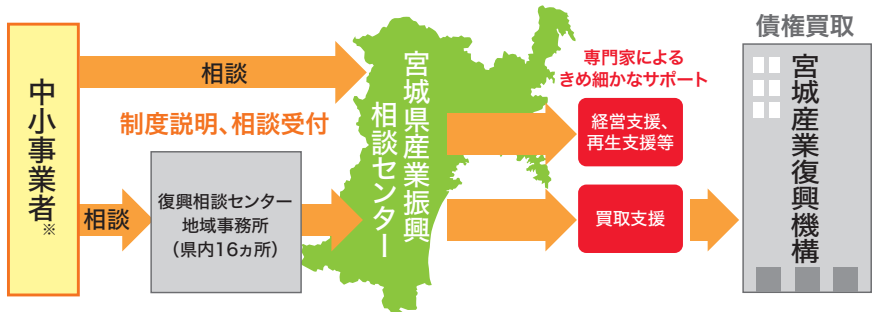
被災中小企業施設・設備整備支援事業では、平成23年度に134億円、平成24年度に495.5億円、平成25年度に240億円を貸付原資及び事務費充当基金として(公財)みやぎ産業振興機構に貸付を行い、この結果、平成25年度には被災企業等に対し112件、9,591,880千円の貸付を決定しました。

また、引き続き、中小企業高度化事業等により、中小企業の円滑な資金確保を支援しました。

「小規模事業者等設備導入資金」では、9件、107,290千円の資金貸付を行ったほか、10件、144,725千円の設備貸与を行いました。さらに、「宮城県産業復興機構」では55件、累計93件の債権買取が決定され、二重債務問題の解決を図りました。

融資に係る支援制度については、被災企業により多くの活用がなされ、経済的負担の軽減に成果をあげました。

■図：宮城県産業振興相談センター



※個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人及び社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者(ただし、大企業は除く。)

再生期に向けた課題と取組の方向性

●被災した中小企業者の経済的負担の軽減

③ 生産活動の再開、向上に向けた支援〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災企業が直面する生産能力、研究開発力の喪失、低下に対する技術的課題の解決
- 産学官連携による技術力を活用した支援 ●災害時の事業継続力の強化に向けた支援

平成23年度

生産活動の再開等に向け、被災企業等が直面する震災による生産能力や研究開発力の喪失、低下等の技術的課題等に対応するため、産学官連携等による支援や宮城県産業技術総合センターの技術力を活用した支援を行いました。

県産業技術総合センターでは、被災企業への技術支援を早期に円滑化するため、破損等した庁舎や機器の修繕を実施し、いち早く技術支援体制を整え、当センターの技術支援が必要となった県内の被災中小企業に対し、施設、機器の開放を行ったほか、使用料と手数料を減免し、企業の負担を軽減した上で、試験分析や技術改善等の支援を行いました。

また、KCみやぎ(基盤技術高度化支援センター)においても、被災企業を含む地域企業の技術的課題解決、新規参入及び取引拡大に向け、大学教員等の派遣等を通じ、地域企業の基盤技術の高度化を支援しました。

県内中小企業のBC(事業継続)力を高めるため、専門家の協力を得ながら、BCP(事業継続計画)概要に関する出前講座を3回実施し、受講者は合計で49社、64人となりました。さらに、県内商工会等の20団体、経営指導員等22人に対し、BCP普及支援担当者育成研修を実施しました。

震災に関わる東京電力福島第一原子力発電所事故の影響に対する不安を原因として、県内企業が自社製品に対する残留放射能測定を求められる事例が発生した事から、技術支援の一環として、県内で測定される工業製品の残留放射能を測定し、その結果を報告書として提供しました。平成23年度においては534件の放射能関連技術相談を実施し、351件の依頼、1,305件の測定試料数について放射線量率測定を行いました。

平成24年度

前年度に引き続き、宮城県産業技術総合センターにおいて、震災で被災し生産能力の低下した企業に対し技術的な支援を実施し、施設機器の開放では3,762件、試験分析では36,359件、技術改善支援では724件の利用がありました。このほか、平成23年度までの取組に加え、電力需給対策の一環として、電力使用の「見える化」支援を行うための装置類を産業技術センターに整備するとともに、小口の需要家である中小企業等の工場の実情を把握するため、県内11社を訪問し、測定とアドバイスを実施しました。



写真:宮城県産業技術総合センター(仙台市)

また、KCみやぎにおける技術相談や大学教員等の派遣を行うなど、地域企業の基盤技術の高度化を支援する取組を継続しました。

県内中小企業のBC力向上については、BCP概要に関する出前講座は11回実施し、受講企業数は123社、受講者数は212人となりました。

競争力ある新事業の創出によりものづくり産業の復興を促進するため、事業者が産学連携を図りながら学術研究機関や企業の技術シーズを活用しようとする場合に、研究開発及びその事業化に要する経費を補助する、地域イノベーション創出型研究開発支援事業を実施し、企業に対する事業化研究開発の助成を1件、産業団体への産学官交流事業への助成を1件行いました。

平成25年度

前年度に引き続き、宮城県産業技術総合センターにおいて、震災で被災し生産能力の低下した企業に対し、技術的な支援を実施し、施設機器の開放は3,954件、試験分析では40,637件、技術改善支援では749件の利用がありました。

また、KCみやぎにおける技術相談や大学教員等の派遣を行うなど、地域企業の基盤技術の高度化を支援する取組を継続しました。

さらに、東日本大震災における県内企業の経験や教訓等を元に、平成19年度作成の企業のBCP策定のガイドライン「宮城県緊急時企業存続計画作業手順(第1版)」を全面的に見直し、新たなガイドラインとして「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」を作成しました。事業中断からの復旧(事業継続対応)を焦点とする「事業継続マネジメント(BCM)」と、予防から応急復旧にいたる緊急事態対応を焦点とする「緊急事態管理」の考え方を統合したBCPを基本コンセプトとし、企業の状況に応じた取組を支援するため、取組段階を3段階に設定し、それぞれモデル文書を作成するなど、企業の取り組みやすさにも配慮しました。

さらに、本ガイドラインの公表及び開設を行う「企業BCPセミナー」を開催し、81社、105人の参加があったほか、引き続きBCP概要に関する出前講座を11回実施し、受講企業数190社、受講者数は234人に及びました。



写真:みやぎ企業BCP策定ガイドライン

再生期に向けた
課題と取組の方向性

- 産学官連携による技術的課題等への対応
- 災害時の事業継続力の強化

④ 販路開拓、取引拡大等に向けた支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 生産停止により喪失、減少した販路及び売上の回復
- 受注困難となっている県内中小企業の販路開拓及び取引拡大の支援
- 新規の販路開拓や既存販路での取引拡大に向けた海外でのビジネス展開

平成23年度

被災による生産停止や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による風評被害により、既存の取引先等を失うケースが発生し、生産設備等の回復だけでなく販路の回復も大きな課題となりました。

このため、受注先の確保が困難となった中小企業の販路開拓と取引拡大を図ることを目的に、中小企業者販路開拓・取引拡大支援事業により、宮城、山形、福島三県合同商談会の実施や、震災復興特別商談会を実施し、延べ488社の企業が参加しました。

海外との取引が断絶、停滞するおそれのある県内企業に対しては、事業の継続を支援するため、被災中小企業海外ビジネス支援事業により海外との商談を行う県内中小企業に対して17件の補助を行いました。その結果、中断していた輸出を再開した企業がありました。また、放射線量測定機器の購入に対する2件の補助を行い、海外との取引継続を支援しました。

加えて、海外ビジネスに積極的に挑戦しようとする県内企業に対し、ビジネスの深度及び段階に応じて、専門のアドバイザーによる相談事業、海外に拠点を持つアドバイザーによる販路開拓支援サービス、実践的なセミナー等を行いました。

このほか、自動車関連産業を取り巻く環境の変化に対応し、地元企業の新規参入と取引拡大を促進することにより自動車関連産業の一層の振興を図るため、みやぎ自動車産業振興協議会の運営を通じ、取引機会の創出や技術支援などの総合的な支援を行いました。

また、高度電子機械産業の取引関係の維持に必要な首都圏等での大型展示会へ積極的に出展するとともに、省エネ対策に関する市場セミナーを開催するなど、産業集積促進に努めました。

平成24年度

前年度に引き続き中小企業者販路開拓・取引拡大支援事業を実施し、延べ330社の企業が参加したほか、自動車関連産業では、東北地方がトヨタ国内生産第3の拠点として位置づけられ、トヨタ自動車東日本株式会社の発足や部品メーカーの立地などにより、部品の現地調達が進められており、地元企業の参入機会が拡大していることから、みやぎ自動車産業振興協議会を通じて新規参入、取引拡大に向けた展示商談会を3回実施しました。また、開発した試作品が自動車部品として必要な性能を有しているか検証する試験装置を産業技術総合センターに整備し、地元企業の自動車産業への参入を支援しました。

「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」では、講演会や市場、技術セミナー、展示会出展支援等を実施したほか、川下企業への技術プレゼンテーションを実施し、9社の参加がありました。

受注先の確保については、平成23年度に引き続き三県合同商談会のほか、被災地企業コラボレーション商談会、下請中小企業震災復興特別商談会などを実施しました。

海外でのビジネス展開については、海外の取引先との商談に要する経費の補助5件、放射線量測定機器購入の補助1件を行うとともに、セミナーや上海での商談会などを実施しました。



写真:取引拡大に向けた商談会

平成25年度

前年度に引き続き中小企業者販路開拓・取引拡大支援事業を実施し、延べ242社の企業が参加したほか、「みやぎ自動車産業振興協議会」及び「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」の運営を行い、それぞれの産業における取引の創出や拡大、人材育成等に努めました。



写真:みやぎ自動車産業振興協議会総会(仙台市)

また、受注先の確保について、引き続き商談会を開催し、商品の受注確保と販路開拓の支援を行いました。

海外ビジネスにおいては、取引先との商談に要する経費として6件の補助を行いました。海外商談会については、上海、大連のほか、台湾で新たに製造業対象のマッチング事業を開始しました。

海外ビジネスに関する講座についても引き続き実施し、12回の開催で延べ314人が参加しました。また、専門のアドバイザーによる相談事業や海外販路開拓支援サービスを引き続き実施しました。



写真:ビジネスマッチングin台北(台湾)

再生期に向けた課題と取組の方向性

- ものづくり産業における新たな販路開拓や国際競争力の向上促進
- 産学官連携によるものづくり人材の育成・確保

⑤ 更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進

〈復旧期における取組のポイント〉

- 港湾、空港等の物流インフラの早期復旧
- 自動車関連産業や高度電子機械産業における企業誘致活動の強化
- 経済、産業の発展に資する新たな産業分野の集積に向けた企業誘致活動の展開

平成23年度

公共土木施設災害復旧事業(道路、港湾)及び港湾整備事業、仙台空港及び貨物鉄道の災害復旧事業を行い、失われた物流インフラの早期復旧を図るとともに、産業基盤の健全性をアピールし、本県の産業集積の基幹をなす自動車関連産業や高度電子機械産業を中心に企業誘致活動を強化しました。

企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、県内に工場等の新設や増設等を行う企業に対して、設備投資の初期費用負担の軽減を図る「みやぎ企業立地奨励金」を13社に交付しました。

さらに、企業等が新たに工場等を新設する場合や増設する場合に、金融機関を通じて工場等の用地購入費のほか工場建屋の建設費及び機械設備導入費を低利で貸し付ける企業立地資金貸付事業並びに工業立地促進資金貸付事業を実施し、新たな工場の立地や投資の継続を図りました。

また、外資系企業県内投資促進事業により、県内企業のグローバル化による産業の活性化を図るため、情報交換や国内外での効率的なビジネスマッチングを図るため、海外向け投資環境等の情報発信を実施しました。

自動車関連産業においては、地元企業の新規参入と取引拡大を促進するため、「みやぎ自動車産業振興協議会」による技術展示商談会等を実施しました。

また、高度電子機械産業の取引の創出、拡大を図るため、「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」により、技術に関するセミナーや企業内覧会の開催等による支援を行いました。

平成24年度

物流インフラの早期復旧への取組を継続するとともに、みやぎ企業立地奨励金や、低利貸付事業により工場等の集積を図りました。

地域資源や地域の強みなどを発揮し、沿岸部を中心に甚大な被害を受けたものづくり産業の早期復旧、復興を目指す「復興推進計画(民間投資促進特区)」については、平成24年2月9日に内閣総理大臣から認定を受けました。この「民間投資促進特区」は、自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業、木材関連産業、医療、健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業の8業種の集積を目指すもので、これら集積業種の事業者が復興に寄与する事業(新規投資や被災者雇用等)を行う場合には、復興特区法施行規則に基づく県又は市町村の指定等を受けることにより、税制の特例を受けることができることとされました。平成24年度末までの指定件数は347件となり、本県の更なる産業の集積に大きく寄与しました。

外資系企業誘致においては、ジェットロや在日各国大使館、商工会議所などと連携し、各種外資系企業との情報交換を継続したほか、本県のビジネス投資環境を一層効果的にPRしていくため、英語でのウェブページやパンフレット等を作成したほか、フランスパリ市での投資環境のプレゼンテーションや、イギリスでの県内企業製品の売り込み等を行いました。

また、スマートフォンのコンテンツデザインや関連デバイス開発におけるエラーの迅速な発見により、企業の開発スピード向上を促進するテストセンターを開設したところ、7月10日から9月28日までの事業期間において、15事業所により3,225時間の利用がありました。

平成25年度

特に大きな被害を受けた沿岸部の津波浸水地域の産業復興の加速化を図るため、こうした地域において、工場等を新、増設する企業に対し、その経費の一部を補助する「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が国により創設されました。製造業の工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター、データセンター等が対象地域に立地し、かつ一定の雇用人数要件を満たした場合に、土地、建物の取得、整備に係る費用の一部を補助するもので、平成25年度末までに一次公募により38件が採択され、沿岸地域の雇用の創出や、県内産業の集積に効果をあげました。

沿岸部の工業団地においては、工場用地として整備した土地が仮設住宅用地として利用されていることなどの影響により、県内の事業用地が不足したことから、新たな企業立地の要望に対応できるよう、空き用地、空き工場の情報収集を強化するとともに、新たな工場団地の造成を推進しました。

外資系の企業誘致にあたっては、英語版の企業誘致ウェブサイト、パンフレット等の広報マテリアルの活用により、本県の投資環境に関する正確な情報発信に努めました。

そのほか、引き続き、インフラの早期復旧への取組を継続するとともに、みやぎ企業立地奨励金や、低利貸付事業による工場等集積の促進や、「みやぎ自動車産業振興協議会」「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」の取組も実施しました。



写真:新規立地企業との協定式(県庁)

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 本県の産業集積の中核をなす自動車関連産業や高度電子機械産業のさらなる振興の推進
- 新たな産業分野の振興に向けた企業誘致及び地元企業の技術力向上、課題解決の支援

第3節 経済・商工・観光・雇用

第2項 商業、観光の再生

被災直後の状況

津波により、沿岸部の市街地は甚大な被害を受け、そこに立地する商店街も大打撃を受けました。店舗等の建物や商品の損壊、流出による県内の商業、飲食業の被害額はおよそ1,450億円に及びました。

津波や停電により、鉄道では新幹線、JR在来線等の全ての運転が停止しました。東北新幹線では電化柱の折損や高架橋柱の損傷など1,750箇所被害が及び、JR在来線では、沿岸部を中心に駅舎、線路の流失、埋没など復旧には相当な時間を要する状況でした。また、仙台空港では、滑走路が水の下に沈み、到着ロビーなどがある空港ビル1階に災害廃棄物や車などが押し寄せ使用できなくなるなどの被害がありました。

本県の観光業の直接的な被害額は、216億円に及んだほか、その後の観光自粛や風評被害の影響により、本県を訪れる観光客数が、平成23年において、平成22年(約61,286千人)比で70.4%(約43,158千人)と大きく減少するなど、大きな被害を受けました。

鉄路及び空路の被災が、県外から訪れる観光客の足を奪ったほか、震災直後から6月にかけて、「桜まつり」やゴールデンウィークの行事の多数中止や、各地の宿泊施設等の観光客受入施設が沿岸部を中心に甚大な被害を受けるなどしたことも観光客入込数の減少につながりました。

また、宮城県観光連盟のまとめによると、東日本大震災後から6月にかけて開催が中止されたイベントは80を超えるなど、震災が県内の観光業に与えた影響は甚大なものとなりました。

主な課題

被災事業者の早期の事業再開に向け、補助や融資など、資金面での支援が必要でした。特に津波により甚大な被害を受けた沿岸部では、沈下した地盤の復旧や高台移転用地の造成、インフラ整備が必要となる地域もあり、商店の復旧についても長期化することが予想されました。

また、沿岸部の商工会及び中小企業組合等も甚大な被害を受け、移転先が確保できないなど、復旧までに時間を要すると予想されたため、長期にわたる支援の継続が必要とされました。

震災により直接、間接の被害を受けた事業者に対しては、被災者の生業確保のため仮設店舗や共同店舗による早急な事業再開支援や、商店街施設の復旧支援が課題となりました。

震災により大きな被害と影響を受けた観光業は、裾野が広く波及及効果が高いため、早急に復旧、復興に向けて立て直すことが必要とされました。観光客の足となる鉄道、空港等のインフラ整備とともに、国内外から観光客を呼び戻すために、震災や原発事故による風評を払拭し、安全・安心な観光客の受け入れ体制を整備する必要がありました。



写真：震災後の中心商店街(石巻市)

復旧期における取組

商業においては、一刻も早い事業の再開に向け、震災により直接、間接の被害を受けた事業者に対し、災害復旧関連資金の創設をはじめとした融資制度を充実するとともに、経営上の課題解決に向けた相談体制を強化しました。また、甚大な被害により商業活動が停止している沿岸の被災者の生活を支えるため、早急な仮設店舗、共同店舗による事業再開や、被災した商店街施設の復旧を支援しました。

また、被災した商工会、商工会議所等の早急な施設の復旧及び体制の強化や、被害が著しい市町村の新しいまちづくりと調和した商業ビジョンの策定を支援するとともに、地域商店街の賑わいの回復を図りました。

併せて、被災企業の業務復興の迅速化等を図るため、県内IT関連企業を活用したIT技術導入支援を行うとともに、県内IT企業等の売上回復のため、市場獲得に向けた支援を行いました。

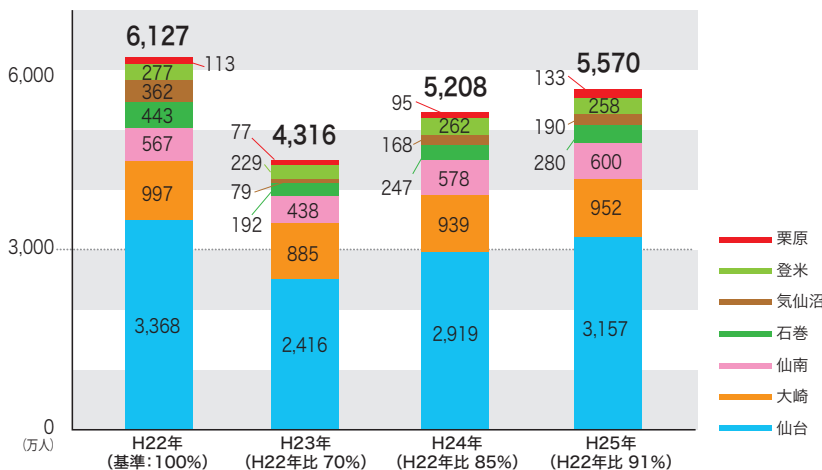
観光業においては、観光資源の再生や観光地の正確な情報の発信など、復旧状況に応じ、みやぎの観光に「輝き」と「元氣」を取り戻すための取組を進めました。特に、本県の代表的な景勝地の一つである松島や、震災による被害が比較的少なかった内陸部等が中心となり、みやぎの観光の「安全・安心」を強く国内外に発信し、観光自粛や風評被害の早期払拭に努めました。

また、平泉(岩手県西磐井郡平泉町)が世界文化遺産に登録されたことや、「三陸復興国立公園(仮称)」再編の動きなども踏まえて、観光復興キャンペーンなど幅広い誘客を図るとともに、国際会議等の誘致を促進しました。

さらに、「実際に被災地を訪れたい」というニーズが高かったことから、被災地訪問と観光を組み合わせた形の「復興ツーリズム」を推進しました。

そのほか、観光施設の再生や観光ルートの再構築に努め、観光復興に向けた礎を築くよう取り組みました。

■グラフ：県全体及び圏域別観光客入込数の推移



① 早期の事業再開に向けた商店、商店街の復旧、整備支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 事業者の一刻も早い事業再開や事業継続に向けた、商店、商店街の施設、設備の整備や仮設店舗設置等に対する助成
- 商店街の賑わいを取り戻すための復興イベント等 ● 仮店舗営業から本店舗営業への移行や商店街の集客力を回復させるための支援
- 震災前の売上等を回復し、事業拡大を図るための相談事業

平成23年度

地域住民の生活を支えてきた商店街が被災したことから、県では、商店、商店街の施設等の復旧、整備に対する補助制度等により、被災した事業者の復旧支援を行いました。

総合的な支援の実施窓口としては、復興企業相談助言事業を活用し、計画的な復興の支援に努めました。

甚大な被害を受け、早急に復旧することが困難な商店に対しては、当面の営業活動に必要な仮店舗の確保に要する費用の助成を行う商業活動再開支援事業により、9月、1月の2回募集を行い、531件、1,028,226千円の交付決定を行いました。また、震災直後から、中小企業基盤整備機構の共同仮設店舗が建設され、平成23年度末までに102箇所の整備が行われました。

また、事業者の事業継続を支援し、被災地の商業衰退を食い止めるため、店舗等の復旧に要する費用を助成する商店復旧支援事業を実施し、9月、1月の2回募集を行ったところ、924件、1,816,542千円の交付決定を行いました。

さらに、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金の活用により、4グループにおいて97者、1,101,789千円が交付決定され、早期の復旧を図りました。

特に津波の被害を受けた沿岸市町では、商店街の復興を図るため、3商工会議所（気仙沼、石巻、塩釜）及び1商工会（名取）に7月から3月までの期間で計12人の「商店街復興サポーター」を配置しました。



写真：伊里前福幸商店街（南三陸町）

平成24年度

商業活動再開支援事業及び商店復旧支援事業を組み替え、地域商業等事業再開支援事業とし、商店の事業再開に要する経費の補助事業を継続しました。甚大な被害を受けた地域商業基盤の回復を図るため、5月から6月にかけて募集し、494件、681,111千円の交付決定を行いました。また、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金の活用による事業再開への支援も継続しました。中小企業基盤整備機構の共同仮設店舗が建設も進み、平成24年度末までに137箇所の整備が行われました。併せて、復興企業相談助言事業による総合的な相談支援も継続して実施しました。

さらに、復興を目指す商店街の団体等（商店街振興組合、商工会、商工会議所、まちづくり会社など）が行う、復興イベントや復興市の開催、共同広告、宣伝、被害が甚大な地域への出張商店街等、被災した県内商店街のにぎわい回復を目的として実施する商店街活性化のためのソフト事業に対する支援を実施し、平成24年度においては9団体に対して助成を行いました。

商店街復興サポーターの配置についても引き続き実施し、3商工会議所（気仙沼、石巻、塩釜）及び3商工会（多賀城、石巻市牡鹿稲井、南三陸）に、計13人を配置しました。

平成25年度

商店の事業再開に要する経費の補助事業や、総合的な相談助言事業を引き続き実施しました。地域商業等事業再開支援事業においては、3月、9月、1月の3回募集し、707件、1,095,491千円の交付決定を行いました。

また、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金では、地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するグループ等が該当となる「商店街型」のグループ類型について、制度の拡充がなされました。

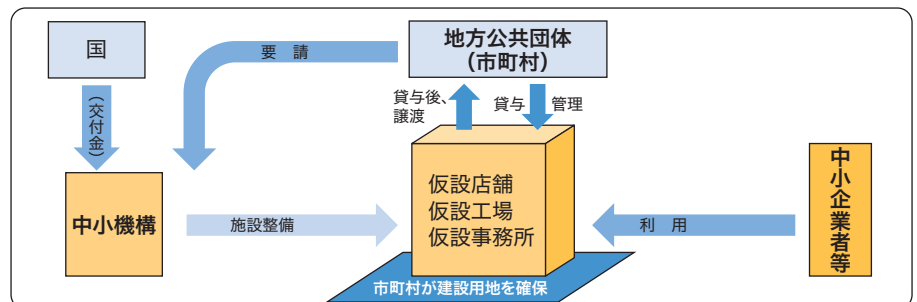
複数の被災した事業者が集まり、共同店舗として復旧する場合に、共同店舗の整備費用や、共同店舗及び街区の再配置に付随する環境整備（コミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装）やイベントに係る経費が補助の対象となり、この補助金の活用により2グループ15者、425,748千円が交付決定され、早期復興を図りました。

併せて、商工会等の団体が実施するイベント等への支援も継続し、平成25年度においては7団体に助成を行いました。

商店街復興サポーターについては、商工会議所、商工会5団体への委託により実施し、計10人のサポーターが活動を行いました。

中小企業基盤整備機構による共同仮設店舗は142箇所に整備され、地域住民の利便性の向上に大きく貢献しました。

■ 図：中小企業基盤整備機構による仮設店舗、工場等の整備事業スキーム



出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 地域住民の生活利便性と地域コミュニティを支える商店街の再形成
- 新しい市街地への商業施設等の整備によるにぎわいの再生

② 経営安定等に向けた融資制度の充実〈復旧期における取組のポイント〉

- 生活に支障を来している中小企業者の経営の安定
- 事業復旧、復興のための円滑な資金調達に向けた支援
- 二重債務問題の早期の解消 ●早期事業再開に向けた必要な設備導入費用の助成
- コミュニティの核となる商店街の形成に向け、新しいまちづくりと調和した施設等整備の融資

平成23年度

震災により事業活動に支障を来している事業者の経営を安定させるため、災害復旧関連資金及び利子補給制度を創設したほか、国や関係機関との連携による二重債務問題への対応等を行い、事業者の経済的負担の軽減を図るとともに、早期事業再開のために必要な設備導入費用を補助しました。

被災事業者向けの新たな制度融資である「災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)」では、1,593件、123億円、「みやぎ中小企業復興特別資金」では、3,590件、921億円の融資を実行したほか、金利負担軽減に向けた同資金に係る利子補給制度においては、3,172件、212,260千円の利子補給を行い、被災事業者の円滑な資金調達に向けた支援を行いました。

また、復興事業計画の認定を受けた中小企業等グループの企業や、中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗への入居企業等に対し、復旧に必要な整備等の導入資金にかかる貸付を行いました。

中小企業協同組合や商店街振興組合等が被災した共同施設の復旧又は新たな整備をする場合に、長期無利子の貸付を行ったほか、小規模企業者等に対しては、みやぎ産業復興機構を通じて、新たな設備導入に対する無利子貸付を行いました。

そのほか、既往債務の買取を行う「宮城産業復興機構」への出資を通じて、「二重債務問題」への対応を行い、5件の債権買取を決定しました。

平成24年度

「みやぎ中小企業復興特別資金」の新規融資は1,952件、334億円となりました。また、前年度に引き続き、「被災中小企業者対策資金利子補給事業」を実施し、平成24年1月～6月分及び7月～12月分の支払利子に係る10,159件、957,486千円の利子補給を行いました。

被災中小企業施設・設備整備支援事業では、58件、5,529,882千円の貸付を決定し、復旧に必要な設備等の導入支援を進めました。

また、中小企業協同組合や商店街振興組合等の共同施設に対する復旧、新設の融資については、7件、437,546千円の貸付実績がありました。

小規模企業者等設備導入資金においては、12件、96,680千円の資金貸付、12件、154,922千円の設備貸与が行われ、小規模企業者の早期事業再開に寄りました。

そのほか、宮城県産業復興機構における債権の買取も継続して実施し、既往債務の元金及び利息の支払いが猶予されるよう、金融機関をはじめとする債権者との調整を行い、33件の買取が決定しました。

平成25年度

「みやぎ中小企業復興特別資金」の新規融資は1,090件、185億円となり、被災中小企業者対策利子補給事業では、平成25年1月～6月分及び7月～12月分の支払利子にかかる12,372件、1,097,162千円の利子補給を行い、被災事業者の円滑な資金調達を支援しました。

被災中小企業施設・設備整備支援事業では、112件、9,591,880千円の貸付を決定し、復旧に必要な設備等の導入支援を進めました。

また、中小企業協同組合や商店街振興組合等の共同施設に対する復旧、新設の融資については、2件、235,000千円の貸付を行いました。

小規模企業者等設備導入資金においては、9件、107,290千円の資金貸付、10件、144,725千円の設備貸与が行われ、小規模企業者の早期事業再開を図りました。

宮城県産業復興機構における債権の買取も継続して実施し、平成25年度は55件、累計93件の買取が決定しました。これにより、事業者は新たな融資をもとにして事業の復旧、復興に専念することができ、二重債務問題の解決に向けて大きく貢献しました。



写真: マリンゲート塩釜(塩竈市)



写真: おかつ店こ屋街(石巻市)

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 二重債務の解決に向けた、宮城産業復興機構等による債権買取制度の周知
- 長期、低利の県制度融資の継続的な実施

③ 生産活動の再開、向上に向けた支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災企業が直面する生産能力、研究開発力の喪失、低下に対する技術的課題の解決
- 産学官連携による技術力を活用した支援 ●災害時の事業継続力の強化に向けた支援

平成23年度

被災商工業者の早期事業再開・事業継続に向けて、商工会などが行う相談業務等の支援体制を強くするための、被災した商工会等の仮設事務所の設置や事務所建物の修繕等に対する補助を行いました。

甚大な被害を受けた商工会や商工会館等が復旧するまでの間、相談、指導機能を維持するため、仮設事務所の設置等に要する経費の補助を行い、平成23年度においては7件4,403千円の交付決定を行いました。

さらに、被災中小企業組合等共同施設等復旧支援事業(国補助)の対象となる商工会館等の建設、修繕に要する経費についての補助とともに、同事業の対象とならない附帯設備等の建設、修繕に要する経費等についても補助を行い、24件、21,451千円の交付決定を行いました。

また、中小企業組合等の共同施設(倉庫、生産施設等)の復旧を図るための経費の補助を行いました。

小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的として、商工会等が行う小規模事業者等の経営又は技術改善発達のための事業に要する経費の補助を行うとともに、宮城県商工会連合会が行う商工会の運営に関する指導事業に要する経費の補助を行いました。これにより、33商工会、6商工会議所に交付決定を行い、中小企業者の復興のための相談業務及び体制の強化を図りました。



写真: 関ささいかい市場(名取市)

平成24年度

引き続き、被災した商工会館施設等の再建設、修繕の補助及び修繕までの代替施設の賃料や被災什器備品等の補助について3件の交付決定を行い、商工会の運営維持に努めました。また、被災商工会等施設復旧支援事業においては、3件、15,411千円の交付決定を行いました。

中小企業等の共同施設等(組合会館、事務所等)の復旧を図る被災中小企業組合等共同施設復旧支援事業においては、平成23年度繰り越し事業の8件及び平成24年度事業の2件の全てが完了、復旧しました。

さらに、商工会等が行う小規模事業者等の経営又は技術の改善発達のための事業に要する経費及び宮城県商工会連合会が行う商工会の運営に関する指導業務に要する経費の補助を行う「小規模事業者経営支援事業費補助金」では、中小企業者の復興のための相談及び講習会開催の取組を強化したほか、金融、税務、労務、経営全般に関する相談対応や指導等の事業を行う嘱託専門指導員について、配置数を3人から2人増員し、5人を配置しました。

平成25年度

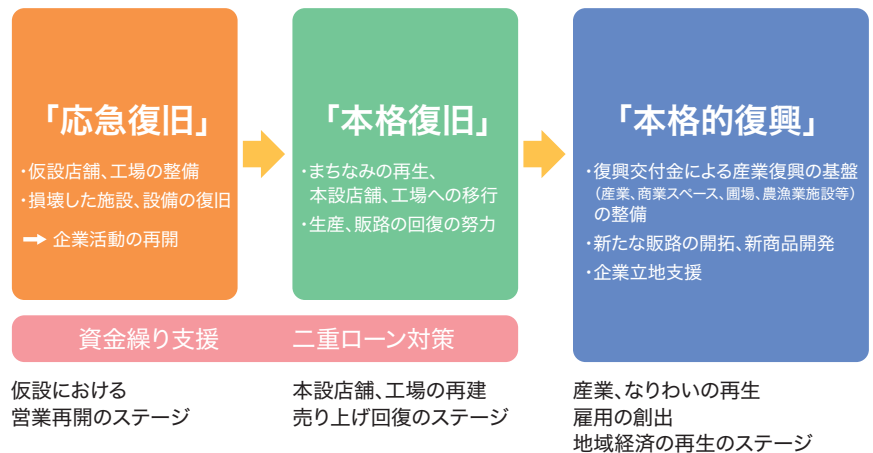
引き続き、被災した商工会館施設等の再建設、修繕の補助及び修繕までの代替施設の賃料や被災什器備品等の補助について2件、1,591千円の交付決定を行いました。これにより、県内にある33商工会69本支所のうち、被災した28商工会47本支所の中で、23商工会40本支所が復旧を果たし、商工会の運営維持に寄与しました。

また、中小企業者の復興のための相談及び講習会開催経費を震災前と同水準まで戻したほか、平成25年度においては、復興に向かう今後の製造業のあり方に関する講習会等を、大崎、仙台等の地域で開催し、延べ36人の参加がありました。

平成24年度に引き続き、嘱託専門指導員を2人増員配置しました。被災企業からの復旧、復興に向けた相談や、金融、税務、労務、経営全般に関する指導、相談業務にあたりました。

■図: 産業・なりわいの再生のステージ

出典: 復興庁資料より抜粋



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 復興の進捗状況にあわせた指導、相談業務の充実
- 震災後の環境の変化に対応した講習会等の強化

④ 先進的な商業の確立に向けた支援 〈復旧期における取組のポイント〉

- 地域コミュニティの核となる商店街の復興
- 少子高齢化など時代の動きに対応した先進的な商業の確立
- 新しいまちづくりと調和した新たな商業ビジョンの作成や経営革新
- 事業継続力の向上

平成23年度

地域コミュニティの核となる商店街が復興を果たすとともに、更なる発展を遂げ、少子高齢化などの時代の動きに対応した先進的な商業を確立するため、新しいまちづくりと調和した新たな商業ビジョン作成や経営革新の支援などを行ったほか、事業継続力の向上に向けた取組を行いました。

県内中小企業のBC力を高めるため、BCP概要に関する出前講座を3回実施し、49社の企業、64人が受講しました。また、BCP普及支援担当者育成研修においては、県内商工会等の20団体、経営指導員等の22人が受講しました。これにより、事業継続の取組促進に資する調査検証や、普及啓発を行うとともに、支援担当者の能力の向上を図りました。

さらに、甚大な被害を受けた沿岸部等の地域の商工業の早期復興を図るため、経営革新、創業等をテーマとしたセミナーの開催を行い、経営革新支援に係るセミナーを5回、創業支援に係るセミナーを5回実施しました。

平成24年度

前年度に引き続き、県内中小企業のBC力を高めるため、BCP概要に関する出前講座を11回実施し、123企業、212人の受講がありました。

また、経営革新や創業をテーマとしたセミナーを10月から11月にかけて4回開催しました。既存事業の強みを活かし、さらなるステップアップを目指すため、新たな取組を実践できる経営計画づくり等をテーマに開催し、経営理念、経営戦略や、会計、事業計画、マーケティング等の講座を実施しました。

経営革新支援セミナーでは延べ50人が、商業支援セミナーでは延べ57人が受講しました。



写真：産業セミナー

平成25年度

前年度に引き続きBCPに関する出前講座を開催したほか、「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」を作成しました。また、このガイドラインを公表、開設する「企業BCPセミナー」を開催し、81社、105人が参加しました。

経営革新支援・創業支援セミナーでは、8回で延べ154人が受講しました。

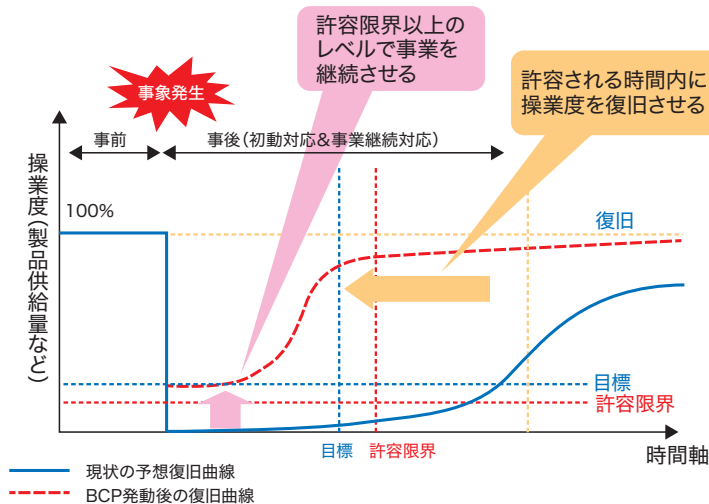
さらに、東日本大震災による環境の変化や少子高齢化などの社会問題に対応した先進的な商店街としての発展を目指し、商店街団体等（商店街振興組合、商店街事業組合、商工会議所、商工会、特定会社等）が行う事業計画の策定から各種ソフト事業、ハード事業までの総合的な商店街の活性化事業に対して、3年間にわたって総合的な支援を実施する新商店街活動推進事業を創設しました。

現状の課題分析を行う事業や商業関係者の合意形成に関する事業のほか、商店街共同施設の取得、空き店舗の有効活用、情報システムの整備や、地域環境の整備、保全又は資源の再利用の促進を図るための事業、商店街等の創意工夫を生かした個性の創出、発展を図るためのイベント、研修、個店への助言指導など、商店街の活性化に寄与する事業について広く支援し、新しいまちづくりと調和した商業ビジョンや新たな商店街の形成に寄与しました。



写真：震災後の石巻駅前商店街（石巻市）

■ 図：事業継続計画(BCP)の考え方



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 新しいまちづくりも合わせた機能的な商店街の再建
- 震災による環境変化に対応した、ソフト・ハード両面からの新商店街への持続的発展の支援

⑤ IT企業等の支援、活用

〈復旧期における取組のポイント〉

●被災した中小企業の業務復興の迅速化

●県内IT企業等を活用したIT技術導入の支援 ●県内IT企業等の売上高の回復

平成23年度

被災した中小企業の業務復興の迅速化を図るため、県内IT関連企業を活用したIT技術導入の支援を行うとともに、県内IT企業等の売上高の回復を図るため、首都圏等からの市場獲得に向けた支援を行いました。



写真：宮城県産業技術総合センターでの実習（仙台市）

情報関連産業において、特定分野等へ県内IT企業の技術者を派遣し、OJT、共同研究による知識、技術の習得を図りました。平成23年度においては、組み込み関連先端企業には5社16人を派遣しました。

また、風評被害等により売上高が減少している県内中小IT企業及びコールセンターに対し、首都圏等からの市場獲得を後押しするため、首都圏等で開催される展示会への地域IT関連企業及びコールセンターの出席を支援しました。

そのほか、「情報通信関連企業立地促進奨励金」により、情報サービス業（情報サービス業の供するサービスを使用する機械設計業を含む）、インターネット付随サービス業等のうち、設計、開発機能を有する事業所を県内に新設する企業に対し、投下固定資産や新規雇用者数に応じて奨励金を交付し、IT関連産業の立地を図りました。

平成24年度

雇用創出効果が高く、周辺産業との融合、連携により他産業の復興、発展にも寄与する情報サービス関連産業の早期復旧、復興を目指し、IT産業版の復興推進計画（民間投資促進特区）を申請し、平成24年6月12日に内閣総理大臣から認定を受けました。

この特区では、「ソフトウェア業、情報処理、提供サービス業」「インターネット付随サービス業」「コールセンター」「BPOオフィス」「データセンター」「設計開発関連業」「デジタルコンテンツ関連業」の7業種を対象としました。

これらの事業者が、復興産業集積区域内で復興に寄与する事業（新規投資や被災者雇用等）を行う場合に、県又は市町村の指定を受けることにより、税制上の特例措置を受けることができるもので、IT関連企業、コールセンター等の企業の県内立地に大きく寄与しました。

また、併せて情報通信関連企業立地促進奨励金による立地推進にも引き続き努めました。

そのほか、引き続き特定分野等への県内IT企業の技術者の派遣を実施し、組み込み関連先端企業へ5社16人を派遣しました。



写真：宮城県産業技術総合センターでの講習会（仙台市）

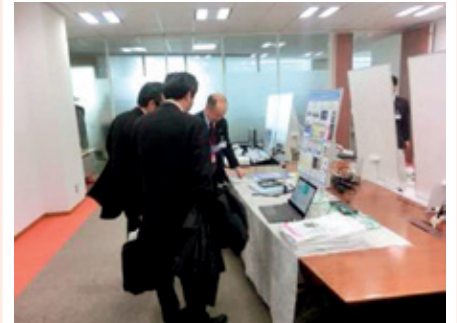
平成25年度

前年度に引き続き、先進企業や大学院等に県内中小企業の技術者等を派遣し、先進技術や知識を習得し、信頼を得て業務獲得につながるよう取組を進めました。派遣成果については、派遣元のみならず関係団体へのフィードバックを通じて後継企業の育成を図り、県内IT業界全体の競争力強化に努めました。平成25年度においては、組み込み関連先端企業へ2社7人を派遣しました。

販路拡大の取組としては、組み込み開発企業の展示会やフォーラム等が4回開催され、みやぎ組み込み産業振興協議会の会員などの県内企業が、自社技術などの紹介及び商談を行いました。

さらに、地域産業が求めるIT商品の開発、使用提供等を行う事業に対する補助事業を実施しました。販売開始前のソフトウェア商品の開発と、県内の法人、共同体への使用提供を行い、評価（改善点を明らかにする）を行う事業に対して補助を行うもので、平成25年度においては、食品加工業むけの製造支援システム及びBCPシステム開発事業の2件に対して事業採択を行いました。

また、引き続き情報通信関連企業立地促進奨励金及び民間投資促進特区（IT産業版）による情報関連産業の集積を進めました。



写真：組み込み開発企業展示会（東京都）

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 雇用創出効果の高いコールセンター等の立地促進
- IT関連の技術者養成及び県内企業の技術力の向上

⑥ 国内外からの観光客の誘致〈復旧期における取組のポイント〉

- 観光自粛、風評被害の影響を払拭し、国内外からの観光客を誘致する
- 観光地の復興や交通インフラの復旧情報の発信、首都圏等でのキャラバンによる誘客活動
- 仙台空港等の交通インフラの機能拡充
- 「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」をはじめとする観光復興キャンペーンの展開
- インバウンド(外国人旅行者の誘致)の促進や海外自治体との交流基盤の再構築

平成23年度

東日本大震災と、東京電力福島第一原子力発電所事故による観光自粛、風評被害の影響を払拭し、国内外からの観光客誘致を早急に進めるため、新聞、旅行雑誌等を活用した観光地の復興や交通インフラの復旧の情報を発信するとともに、首都圏等でのキャラバンによる誘客活動や、震災後の観光資源をまとめたパンフレットなどによる情報提供等を実施し、一般消費者や観光関係者に対して、宮城の安全・安心をPRしました。

また、震災の影響により県内への観光を控えている県内外の観光客に対して正確な観光情報を広報するため、東京都庁等でのイベントや、石巻の観光復興をPRするための首都圏でのイベントに対して補助を行うなど、被災地及び首都圏、関西圏等で開催する観光復興イベント等への支援を行ったほか、県内外の一般消費者及び旅行エージェンツや報道関係者などに対し、観光客の誘致を図るため、関係自治体などと協力して観光キャラバンなどを実施しました。

さらに、県内の観光施設の再開状況など、観光復興情報「むすび丸だより」を発行し、広く県内外に観光情報を発信しました。震災により大幅に減少した外国人観光客の誘致を図るため、本県がこれまで築いてきた海外自治体等との交流基盤を活用し、海外要人の来県の働きかけを行いました。

また、仙台空港の路線の充実、拡大と利用促進を図るため、延べ130社の企業等に対するエアポートセールスや、就航地PRなど航空機を使った旅客需要の喚起を行いました。

平成24年度

平成25年度に実施されるデスティネーションキャンペーンのプレキャンペーンとして、仙台・宮城【伊達な旅】春キャンペーンを開催しました。また、デスティネーションキャンペーンに向けて、全国販売促進会議、旅行商品造成キャラバン、販売促進キャラバンなどを実施するとともに、市町村や民間団体と一体となって、観光資源を磨き上げ、旅行商品への提案(提案数1124件)を行いました。

旅行雑誌や新聞等への広告を通じ、正確な観光情報の提供や、県外で開催される本県の観光のPRを目的とするイベントに対する補助の取組についても継続して実施しました。

震災による風評等の影響を払拭するため、首都圏及び東北域内でのキャラバン活動を行うとともに、県内の観光客の流動性を高めるため、広報と一体となった旅行商品造成や連泊キャンペーンを実施しました。

中国吉林省、米デラウェア州、露ニジエゴロド州、台湾等、海外との関係を強化するため訪問団の派遣や受け入れを行いました。

さらに、積極的なエアポートセールスを行い、震災の影響等により運休していた路線が再開され、震災前と同じ国内線8都市、国際線7都市に運航されました。



写真:エアポートセールス(韓国)

平成25年度

平成25年春(4月1日から6月30日までの3ヶ月間)県と仙台市、JR東日本による大型観光宣伝企画「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が繰り広げられました。「笑顔咲くたび伊達な旅」をキャッチフレーズに、県内各地で、様々な関連イベントが開催されました。キャンペーン期間中に本県を訪れた観光客は約138万人、観光消費額は約1,053億円に及び、観光客数が震災前を下回る厳しい状況の中、交流人口の拡大を通じた観光の再生や経済の底上げに、大きく貢献しました。

平成25年は、日本初のヨーロッパ外交使節「慶長遣欧使節」が、石巻市月浦を出帆してから400年を迎える年であり、記念フォーラムや様々なイベントが行われ、こうした機会を活用し、国内外に向けて宮城県のPRを展開したほか、教育旅行を推進するため、防災教育や被災地研修等の新たなニーズに対応したメニュー等を整備しました。

外国人観光客や西日本からの誘客促進として、仙台空港への就航地からの誘客活動や、回復が遅れている重点4市場(中国、台湾、香港、韓国)をはじめとした海外への正確な観光情報の提供に加え、官民一体となって、外国人観光客の受け入れ体制の充実に努めました。

さらに、県内主要観光地での観光客調査や関東、関西在住者へのアンケート調査及び県内観光業者への実態調査を行い、原発事故以降の本県観光の実態把握に努めました。

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 風評による影響を払拭するための継続的な観光宣伝、正確で効果的な観光情報の発信
- 被災地訪問と本県観光を組み合わせた形での「復興ツーリズム」の確立
- インバウンド(外国人旅行者の誘致)の促進

⑦ 観光資源、観光ルートの整備、域内流動の促進

〈復旧期における取組のポイント〉

- 甚大な被害を受けた観光施設等の復旧
- 観光事業者等の施設の再建
- 県が管理する自然公園施設等の復旧
- 着地型観光資源の発掘や域内を周遊する旅行商品の造成

平成23年度

沿岸部を中心に甚大な被害を受けた観光施設等の復旧を図るため、観光事業者等の施設再建を支援しました。

ホテル、旅館、民宿などの宿泊施設、観光遊覧船、観光案内所などの集客施設の復旧経費を助成しました。また、中小企業等復旧に向け、中小企業等復旧、復興支援事業により、144件、799,1524千円の交付を決定しました。

震災により被害を受けた松島公園内の土砂撤去や公園施設の修繕、園路歩道、管理道路の補修工事のほか、栗駒国定公園内地獄谷遊歩道や、蔵王国定公園の滝見台園地の再整備を行いました。

減少した県内観光客の域内流動を図るため、市町村が行う着地型観光資源（誘客に繋がる地域独自の観光資源）を用いた誘客活動の企画の支援を行いました。温泉旅館等への宿泊を促進するほか、県内各地を周遊する旅行商品の企画や造成、催行の支援や、被災地における震災研修に県内観光を加えた「復興ツーリズム」の確立に向け、旅行商品の造成や観光資源の磨きを行いました。

平成24年度

前年度に引き続き、観光施設再生支援事業により、主に旅館、ホテル等の宿泊施設に対して、再建のための補助を実施し、65件、282,119千円の交付を決定しました。

県内観光施設の復旧では、松島町の仁王島復旧工事が行われたほか、津波で流出した渡月橋の復旧工事に着手するとともに、松島水族館前の管理道路や唐桑半島の遊歩道の復旧工事を行いました。

新たに被災地を応援することを目的として定着した「復興ツーリズム」の需要が好調であり、「語り部」の育成や「内陸部と沿岸部を繋ぐ」旅行商品の造成支援、さらには被災地の情報を伝えるポータルサイト「みやぎ復興ツーリズムガイド」の立ち上げなどに取り組み、甚大な被害を受けた沿岸部における交流人口の拡大を図るため、積極的な事業展開に務めました。



写真：復興ツーリズム 語り部（亶理町）

平成25年度

旅行会社に対し、復興段階に合わせた旅行商品の造成及び催行や、事業の実施に要する経費を補助すると共に、復興ツーリズムの確立に向けた関係者の招聘事業を行いました。これにより、仙台・宮城単独商品を造成した事業者を対象に、観光PR記事掲載に対する助成を行いました（造成本数、15本）。

また、復興ツーリズムの推進のため、旅行会社、メディア招聘事業を行い、11社、18名の参加がありました。さらに、モニターツアーを実施し、24名の参加がありました。

観光施設再生支援事業においては、主に旅館、ホテル等宿泊施設に対して、22件、631,751千円の交付決定を行い、うち19件が事業完了し、復旧しました。また、自然公園施設等の復旧では、松島第一駐車場の整備が行われました。



写真：トレーラーハウスの宿泊施設（女川町）

さらに、防災対策を目的として、県立都市公園松島公園を津波防災緑地として整備することとし、松島町の観光関係者と協議を行った上で、基本設計に着手しました。



写真：石ノ森萬画館（石巻市）

■表：沿岸部宿泊施設の復旧状況（平成26年1月現在）

市町名	震災前	廃止 休止	復旧	新設	現在数	稼働率
石巻市	103	63	23	16	79	76.7%
塩竈市	16	8	1	0	9	56.3%
気仙沼市	88	49	8	3	50	56.8%
名取市	5	3	0	3	5	100.0%
多賀城市	14	12	11	0	13	92.9%
岩沼市	9	1	1	1	4	100.0%
東松島市	44	41	8	2	13	29.5%
亶理町	8	6	1	1	4	50.0%
山元町	1	0	0	0	1	100.0%
松島町	24	4	0	0	20	83.3%
七ヶ浜町	12	7	1	0	6	50.0%
女川町	45	41	4	2	10	22.2%
南三陸町	39	27	1	2	15	38.5%
合計	408	262	59	29	234	57.4%

再生期に向けた
課題と取組の方向性

- 早急な観光施設の復旧及び正確な情報の発信
- 震災研修や、既存の観光資源との結びつきを強めた域内観光の確立

⑧「観光王国みやぎ」実現のための態勢整備〈復旧期における取組のポイント〉

- 災害時を含めた観光客への適切な対応や速やかな情報伝達など観光の「安全・安心」の確保
- 観光に関する人材の育成や観光客の受け入れ体制の充実など、「観光王国みやぎ」の実現に向けた体制の整備
- 外国人観光客への多言語対応の実施

平成23年度

観光に関する人材の育成や観光客の受け入れ体制の充実など「観光王国みやぎ」の実現に向けた態勢の整備を図りました。

災害時を含めた観光客への適切な対応や速やかな情報伝達など観光の「安全・安心」を確保し、安全・安心な観光地であることを国内外にアピールするため、災害時における観光客への適切、迅速な対応方針の整備を進めるとともに、観光団体との連携により、観光協会、観光施設職員等を対象とした「災害時初動対応セミナー」を実施するとともに、観光案内所等の復旧を行いました。

また、県内外の一般消費者及び旅行エージェントや報道関係者などに対し、本県の観光復興の状況を正確に伝え、観光客の誘致に繋げるため、仙台・宮城【伊達な旅】観光キャンペーンを通年実施しました。

さらに、震災の発生による自粛ムードや風評被害の払拭のため、旅行雑誌や新聞等による広報、震災後の観光資源をまとめたパンフレットなどによる情報提供に努めるとともに、首都圏キャラバンを実施し一般消費者や観光関係社に対して、宮城の安全・安心をPRしました。



写真：首都圏キャラバン出陣式(仙台駅)

震災により大幅に減少した外国人観光客の誘客を図るため、本県がこれまで築いてきた海外自治体等との交流基盤を活用し、海外要人の来県の働きかけを行いました。

平成24年度

震災により大幅に減少している観光客の誘致を図るため、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会や宮城県観光連盟と連携して、観光資源の再構築に取り組んだほか、震災後のパンフレットを製作するとともに、雑誌、新聞への記事掲載などにより正確な観光情報の提供を行いました。

また、震災による風評等の影響を払拭するため、県内の観光関係者と農工商関係者が連携して民間主体のキャラバン隊を派遣し、首都圏及び東北域内において、宮城及び岩手、福島県の観光の安全・安心と復興の直接的なPRを行いました。

加えて、風評による影響の大きい仙南地域を対象に、地域の観光資源の磨き上げを行うため、宝探し事業を実施しました。

平成24年度には、仙台・宮城【伊達な旅】春キャンペーンを実施し、県内外の一般消費者及び旅行エージェントや報道関係者などに対し、本県の観光の情報や復興の情報を正確に伝えることにより観光客の誘致を図りました。



写真：仙台・宮城【伊達な旅】春キャンペーンセレモニー(仙台駅)

また、外国人観光客の誘客については、海外政府要人の来県を促すとともに、国際会議や訪問団等の積極的な受け入れを継続して実施したほか、航空機を使った旅行需要を喚起するため、東アジアに向けて、需要喚起に繋がる情報をSNSやTVを活用して発信しました。

平成25年度

4月から6月にかけて実施した仙台・宮城DESTINATIONキャンペーンを通じ、本県の観光の情報や復興の状況などを正確に伝え、観光客の誘致に努めました。期間中のサンプル調査の結果、観光客の入込数は、震災前の水準を回復しました。また、平成26年の仙台・宮城【伊達な旅】春キャンペーン2014を春の観光資源の総決算と位置づけ、更なる観光資源の磨き上げに努めました。

大幅に減少している外国人観光客の積極的な誘致を図るため、引き続き海外からの賓客等の受け入れ及び友好省、州への訪問団派遣を行うとともに、観光地の復興等について正確な情報を提供し、安心して来県できる体制づくりを行いました。

中国からの観光客の誘致のため、大連及び上海において、東京都と連携した商談会を開催したほか、中国から旅行会社等を招聘し、実際に県内の観光地を視察していただいたほか、パワーブロガーの招聘や震災後の正確な情報を入れたパンフレット等を作成し、安心して来県できる旨のPRを行いました。



写真：海外メディアの招聘

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 東日本大震災、原発事故の風評払拭
- 観光に関する人材の育成
- 外国人観光客に対する受け入れ体制の充実

■ 仙台・宮城デスティネーションキャンペーン(平成25年4月1日～6月30日)



写真:仙台宮城DC開催決定記者会見(県庁)



写真:宮城産直市(上野駅)



写真:仙台89ERSホームゲームタイアップイベント(仙台市)



写真:平成23年度臨時総会・キャッチコピー発表(仙台市)



写真:仙台・宮城【伊達な旅】春キャンペーン共同記者発表(県庁)



写真:平成24年度第2回担当者会議(県庁)



写真:みやぎまるごとフェスティバル(仙台市)



写真:宿泊関係者総決起大会(仙台市)



写真:仙台・宮城DCオープニングセレモニー(仙台駅)



写真:仙台・宮城DCオープニングセレモニー(仙台駅)



写真:仙台・宮城DCオープニングセレモニー(上野駅)



写真:仙台・宮城DCファイナルイベント(仙台駅)

第3節 経済・商工・観光・雇用

第3項 雇用の維持、確保

被災直後の状況

沿岸部では、中小企業を中心に、工場の操業停止や事業縮小に追い込まれる事業者が多数に上り、従業員の解雇、休業や新規学卒者の内定取消等の雇用問題が深刻でした。

県内の雇用情勢は著しく悪化し、多くの被災者が離職を余儀なくされ、ピーク時には、6万5千人を超える被災者が休職状態となりました。

また、震災により離職や廃業を余儀なくされた方のほかにも、新規学卒者が内定を取り消されるケースが発生したほか、多くの高校生が就職が決まらないまま卒業を迎えることが懸念されました。

さらに、専門知識や高度な技術を有する新規大卒者の県外流出や、多くの県民が県外への避難とともに、県外での就職を余儀なくされることが懸念されました。

一方で、がれき等の処理やインフラ再建等、復旧に向けた事業での人材の需要は、爆発的に増加することが予想されました。

しかし、被災者の中には、震災前は全く違う業種に就いていた方が多く、求人ニーズと求職者ニーズが一致しない「雇用のミスマッチ」の状態が発生することが懸念されました。

主な課題

被災者の雇用を確保し、安定した生活基盤を確保するため、失った雇用や就業機会の確保が求められました。このため、被災企業の事業再開が急がれたとともに、被災した中小企業等に対する雇用を維持するための支援が求められました。

また、勤労者の生活の安定を図るため、生活資金に対する支援や、震災により離職を余儀なくされた被災者が再度の就職先が決まるまでの間の一時的な雇用の場の確保が急がれたとともに、産業政策と一体となった安定的な雇用の創出が求められました。

さらに、急増することが予想された復興事業による求人に対応するため、ニーズが高いと予想された建設産業に係る知識、技能の習得や、職業訓練に係る支援も求められました。

新規大卒者や新規高卒者に対する就職の支援のため、就職説明会の開催等の就職に向けた活動の場の提供や、企業情報の提供、就職相談の窓口設置等の支援も求められました。

そのほか、新たな雇用の場の創出に向けて、県全域における企業誘致の推進や、多様な雇用機会の創出を図るための次代を担う新たな産業及びそれに対応できる人材の育成が求められました。

復旧期における取組

被災者の緊急的な雇用の維持、確保のため、震災により事業の縮小を余儀なくされた事業主の雇用の維持に向けた取組に対する支援を実施しました。

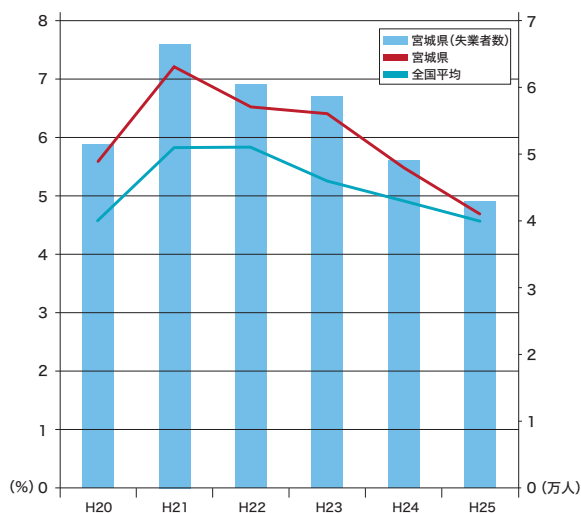
一日も早い雇用と生活の安定を目指し、国との連携を図りながら、緊急的な対応として、被災した中小企業等の雇用維持の支援や震災による離職者等を対象とした相談窓口の強化や雇用を創出する復興事業などを実施しました。

また、被災者の生活の安定に向けた低利の生活資金の融資制度の創設や、雇用の安定化に向け、被災した勤務先の早期の事業再開の支援を行いました。そのほか、震災の影響により離職を余儀なくされた方々等の一刻も早い就労のため、建設重機の操作資格取得の訓練など、緊急的な公共訓練を実施しました。

さらに、被災者、若年者及び新規学卒者の就職促進を図るため、被災者や新規学卒者を対象とした合同就職面接会、就職セミナー等を実施しました。

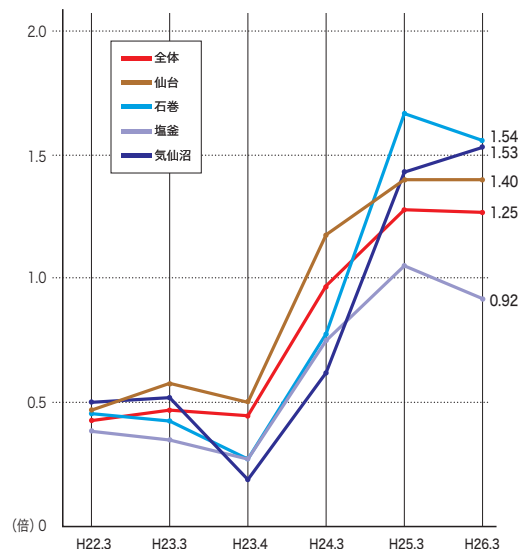
さらなる雇用の場を創出するため、自動車関連産業や高度電子機械産業に加え、クリーンエネルギー、医療など次代を担う新たな産業の集積に取り組みとともに、より多様な雇用機会の創出を図るため、産学官連携により、次代を担う新たな産業で活躍できる人材の育成に努めました。

■グラフ：完全失業者数及び完全失業率の推移



出典：総務省統計局

■グラフ：安定職業所別有効求人倍率の推移



出典：宮城労働局

① 緊急的な雇用の維持、確保と生活支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災者の雇用の維持、確保
- 勤労者の一日も早い生活安定
- 雇用の安定化に向けた被災した勤務先の早期の事業再開
- 震災の影響により離職を余儀なくされた方々等の一刻も早い就労に向けた緊急的な公共訓練

平成23年度

国では、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が行う休業等の雇用維持のため、経費の一部について助成する「雇用調整助成金」等により、事業者の雇用維持を促進しました。

県では、失業の予防を図り、雇用の維持を図るため国の助成にさらに上乗せする形で、雇用調整等を行う際の経費の一部について助成する「宮城雇用維持奨励金」制度を実施し、852事業所に対し、3,119件、252,187千円の交付を行いました。

また、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を基に基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの雇用、就業機会を創出、提供する「震災等緊急雇用対応事業」を開始しました。この事業の実施により、介護、福祉、子育て、医療、産業振興、情報通信、観光、環境、農林漁業、治安、防災、教育、文化等の11の分野で、13,802人の雇用が創出されました。

一方で、被災した建設業者の支援及び被災住民の建設業への就労を促進するとともに、就労に必要な知識、技能の習得に対する支援を行いました。

特に、がれきの処理やインフラの再建等においてニーズの高い建設重機の操作資格を取得するための国庫委託訓練(特別訓練コース)を、主に離職を余儀なくされた方々を対象に7コース実施し、計136人が修了しました。また、県立高等技術専門学校が被災したため、建物、設備の復旧を図り、職業訓練を再開しました。

さらには、一日も早い勤労者の生活安定を図るため、低利の生活資金の融資制度を創設し、211件、282,550千円の融資を実施しました。

平成24年度

引き続き、一時的な雇用、就職機会等の創出と、産業政策と一体となった安定的な雇用、就職機会の創出を図りました。一時的な雇用、就職機会等では14,072人の、安定的な雇用、就職機会では7,843人の雇用が生まれ、合計雇用創出数は21,915人となりました。

被災地域での安定的及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用創出を目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、被災求職者の生活の安定を図り、被災地域の復興を支えるため、被災求職者の雇い入れに係る費用として助成金を支給する事業復興型雇用創出事業を開始しました。

また、震災により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対する休業等の雇用の維持のために要した経費の助成では703事業所に対し4,155件、235,554千円の助成を行いました。

さらに、被災した県立高等技術専門校の早期復旧に努めるとともに、がれきの処理やインフラの再建等においてニーズの高い建設重機の操作資格を取得するための特別訓練コースを継続して実施し、5コース合計で66人が修了しました。さらに、被災した建設業者の支援及び被災住民の就労を促進するとともに、就労に必要な知識、技能の習得を支援しました。



写真:緊急雇用によるがれき手選別作業(東松島市)

平成25年度

引き続き、雇用、就職機会の創出に努め、一時的な雇用、就職機会等では12,172人、安定的な雇用、就職機会では12,459人の雇用が生まれ、合計で24,631人の雇用、就職機会が創出されました。

事業主に対する雇用の維持に係る助成事業では、338事業所に対し、1,234件、59,650千円の助成を行ったほか、特に被害の大きかった沿岸地域での雇用に対して奨励金を交付する「沿岸地域雇用維持特別奨励金」では、88事業所、378件、16,898千円の交付を決定しました。

さらに、地域の産業、雇用振興策に沿って、起業後10年以内の企業、NPO等を委託先として、地域に根ざした雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、委託先の企業の成長等により地域の安定的な雇用の受け皿を創出する起業支援型地域雇用創造事業を創設し、農林漁業、観光業、その他の分野で25件の企業を委託先として決定しました。

経営基盤や経営体質の強化に積極的に取り組む建設業者を支援するため、経営事項審査の申請支援や、紛争に巻き込まれないための自衛策をテーマとした建設産業振興支援講座を開催し、地元建設業332人が受講しました。

また、建設重機の操作に係る特別訓練コースを県内5校の高等技術専門学校で実施し、5コース合計で73人が訓練を修了しました。



写真:仙台高等技術専門学校での実習(仙台市)

再生期に向けた
課題と取組の方向性

- 雇用の安定化の促進
- 震災による失業者の早期就労支援

② 被災者等や新規学卒者の就職支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 被災者等や新規学卒者を対象とした合同就職面接会の実施
- 被災者等や新規学卒者を雇い入れた事業主に対する就職促進奨励金制度

平成23年度

被災者、震災により離職や廃業を余儀なくされた方並びに採用内定の取消を受けた新規学卒者の再就職を支援するための合同就職面接会を3会場において6回開催し、373社、1,294人が参加しました。

さらに、被災した新規学卒者の就職促進を支援するため、これまで実施してきた合同就職説明会を拡充して実施しました。

震災により多くの高校生が、就職が決まらずに卒業することが懸念されたため、県内の新規高卒者の就職を促進するため、合同就職説明会や企業説明会を開催するほか、求人開拓、企業情報の収集、提供及びミスマッチ解消のための助言等を行いました。

そのほか、専門知識や高度な技術を有する人材の県外流出が懸念されることから、新規大卒者等の就職と復興に向けた県内企業の優秀な人材確保を支援するため、合同就職説明会の開催や求人情報の提供を行いました。



写真:出前ジョブカフェ

平成24年度

沿岸部の被災地では公共交通機関の遮断等により、就職活動に支障をきたしていたため、県内地域や大学等教育機関にスタッフが外向き、就職に関する情報提供やカウンセリングなどを行いました。この「出前ジョブカフェ」は、県内8地域で開催し、利用者数はセミナーで210人、相談で338人、延べ548人でした。

震災により離職や廃業を余儀なくされた方及び採用内定の取消を受けた新規学卒者の再就職を支援するため、3会場で9回の合同就職面接会を実施するとともに新規学卒者に対しては、高校生向けの県外企業合同就職面接会及び大学生向けの合同就職面接会をそれぞれ実施しました。また、引き続き県内の新規高卒者の就職を促進するため、合同就職面接会や高卒新入社員職場定着セミナー、企業情報の提供等を行いました。

震災により多くの県民が県外への避難や就職を余儀なくされたことから、相談窓口の設置や各種情報などにより復興に向けた被災企業の人材確保及び本県へのUターンを希望する者の就職を支援しました。

また、引き続き新規大卒者の就職と県内企業における人材確保を支援するため、合同就職面接会の開催や求人情報の提供を行いました。

平成25年度

引き続き、沿岸部の被災地における情報提供やカウンセリングを行いました。この「出前ジョブカフェ」は県内4地域で実施し、セミナーには174人、カウンセリングには282人の参加があり、延べ参加者数は456人となりました。また、大学で開催した「とことん就活塾」では、セミナーに1,783人、カウンセリングには172人の参加があり、延べ参加者数は1,955人となりました。

被災者、新規学卒者を対象としたセミナーは4会場(仙台、石巻、気仙沼、山元)で延べ7回開催し、191事業所、879人が参加しました。

新規高卒者向けの就職支援では、引き続き合同就職面接会や高卒新入社員職場定着セミナー、合同企業説明会を開催したほか、企業情報の提供等を行いました。

県外への避難者や就職者を対象としたUターン希望者の就職支援についても引き続き実施し、求職登録は458人、求人企業登録は404社となり、33人の就職が内定しました。

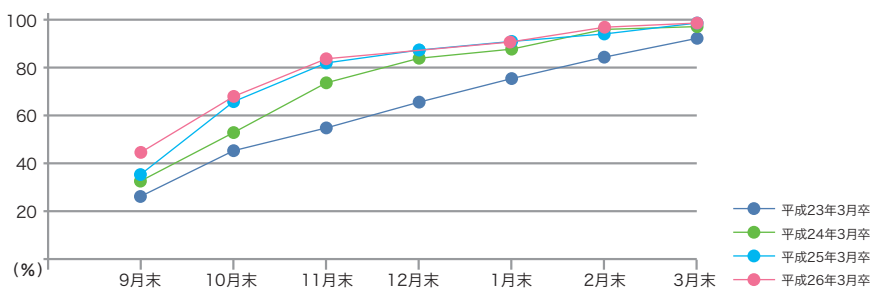
また、新規大卒者の就職と県内企業における人材確保を支援するため、合同就職面接会の開催や求人情報の提供を引き続き行いました。就職ガイダンス及び合同就職面接会は4回実施し、学生1,881人、企業328社の参加を得ました。



写真:合同企業説明会

■グラフ:新規高卒者の内定状況(月別推移)

出典:宮城労働局



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 雇用のミスマッチの解消
- 新規学卒者の県外流出の防止
- 安定的な雇用の受け皿の確保

③ 新たな雇用の場の創出 〈復旧期における取組のポイント〉

- 新たな雇用の場を創出するため、県全域における自動車関連産業や高度電子機械産業などの企業誘致の強化
- 被災前の職業を継続できなくなった方々の地元での雇用を確保するため、環境や福祉など新たな分野での地元雇用を創出
- 次代を担う新たな産業(クリーンエネルギー、医療など)を育成し、雇用の場を創出

平成23年度

新たな雇用の場を創出するため、「みやぎ企業立地奨励金」を活用し、県全域で自動車関連産業や高度電子機械産業などの企業誘致を進めました。

また、企業等が新たに工場等を新設、増設する場合に、金融機関を通じて、工場等の用地購入費のほか、工場建屋の建設費及び機械設備導入費を低利で貸付、新たな工場の立地や投資の継続を図りました。

平成24年2月には、自動車関連産業や高度電子機械産業、食品関連産業などの8業種の事業者が復興に寄与する事業(新規投資や被災者雇用等)を行う場合に、税制の特例を受けられる復興推進計画(民間投資促進特区)が内閣総理大臣から認定を受け、税制面から産業集積を支援しました。

また、外資系企業県内投資促進事業により、県内企業のグローバル化による産業を活性化、情報交換や国内外での効率的なビジネスマッチングを図るため、海外に向けて、投資環境等の情報を発信しました。

自動車関連産業においては、地元企業の新規参入と取引拡大を促進するため、「みやぎ自動車産業振興協議会」による技術展示商談会等を実施しました。また、高度電子機械産業の取引の創出、拡大を図るため、「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」により、技術に関するセミナーや企業内覧会の開催等による支援を行いました。



写真:新規立地企業との協定式(県庁)

平成24年度

前年度に引き続き、物流インフラの早期復旧への取組を継続するとともに、みやぎ企業立地奨励金や、低利貸付事業により工場等の集積を図りました。さらに、「みやぎ自動車産業振興協議会」「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」による各産業の振興に向けた取組も継続しました。

また、民間投資促進特区などを活用し、医療、健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業などの次代を担う新たな産業の育成、集積に努めました。

加えて、革新的医療機器等の創出を通じ、産業集積、新産業創出による被災地の復興を図るため、医療機器開発の支援を行う革新的医療機器創出促進事業を開始しました。東北大学において治験実施を目指して研究を進めている4つの医療機器開発プロジェクトへの助成を行い、研究を推進するとともに、これらの進捗管理及び事業の周知を図りました。

さらに、復興に向けた新たな産業の創出のため、東北大学との連携により新たな事業活動を行う事業者に対し、東北大学に併設されているビジネスインキュベータ「T-Biz」への入居賃料を9社に補助しました。

平成25年度

被災地で創業する者に対して、スタートアップ資金を助成する被災地再生創業支援事業が創設され、15件の交付決定を行いました。

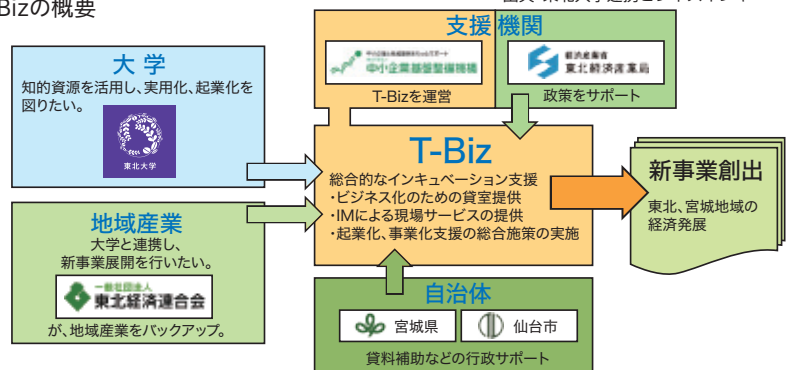
また、被災地が抱える様々な社会的課題の解決に向けて起業を目指す個人や団体等に対して、起業に際しての経営支援及び開業資金の補助を行いました。

引き続き医療機器開発への助成や、東北大学との連携による事業活動などに対する支援を行いました。

国により「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が創設されました。製造業の工場、物流施設のほか、試験研究施設、コールセンター、データセンターが対象地域に立地した場合に補助金の対象となるもので、県内産業の更なる集積や、新たな産業の誘致に効果をあげました民間投資促進特区及びみやぎ企業立地奨励金の活用による新たな産業の誘致推進や、「みやぎ自動車産業振興協議会」「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」の取組も引き続き実施しました。

■ 図: Bizの概要

出典:東北大学連携ビジネスインキュベータHP



東北大学を中心とした大学の研究シーズを活用し、その事業化・ビジネス化を図るための「大学連携型ビジネスインキュベーション施設」。施設には、インキュベーション・マネージャーが常駐し、サポートを行います。

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 新たな分野での地元雇用の創出
- 創業支援の強化

④ 復興に向けた産業人材育成

〈復旧期における取組のポイント〉

●自動車関連産業や高度電子機械産業などに加え、次代を担う新たな産業で活躍できる人材の育成

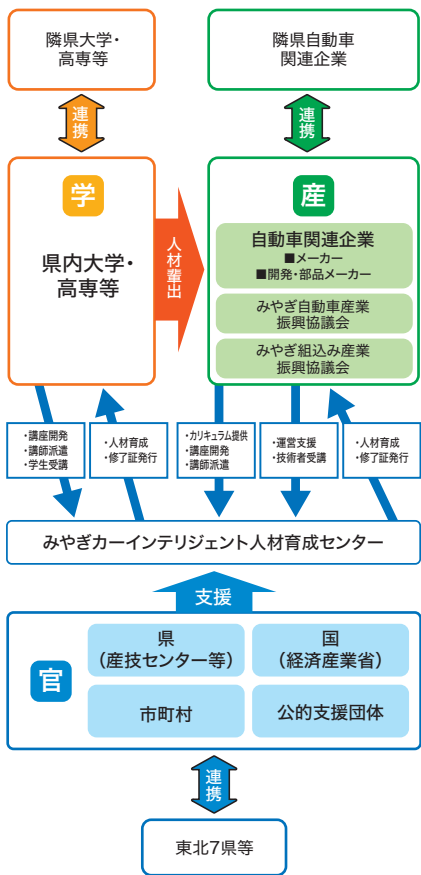
平成23年度

多様な雇用機会の創出を図るため、産学官連携により、自動車関連産業等で活躍できる人材の育成を図りました。

みやぎカーインテリジェント人材育成センターでは、自動車関連企業への就職を促進するため、大学生等を対象に研修を実施し、60名が修了しました。

そのほか、被災した県内中小企業及び誘致企業等が必要とする優秀な人材を確保するため、企業認知度の向上に取り組むとともに、企業の採用力と育成力の強化の支援を行いました。

■図:みやぎカーインテリジェント人材育成センターの体制



平成24年度

被災した県内中小企業及び誘致企業等が必要とする優秀な人材を確保するため、ものづくり人材の育成と企業認知度の向上に取り組むとともに、企業の採用力と育成力の強化を支援し、学生等の県内企業への就職促進と離職の防止を図るものづくり人材育成確保対策事業を実施しました。この事業では、県内外の理工系大学等において、「ものづくり企業セミナー」を2回開催し、延べ14社、63人の学生が参加したほか、32回の工場見学会、13回の採用力、育成力向上セミナー等を実施したほか、高度電子機械関連企業への就職を促進するため、みやぎ高度電子機械人材育成センターが研修を実施し、21人が修了しました。また、みやぎカーインテリジェント人材育成センターが実施した研修では、100名が修了しました。



写真:仙台高等技術専門学校での実習(仙台市)

震災後中断していた産学官の県の人材育成に関する連携組織である「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」(23団体で構成)を再開し、その役割を再確認するとともに、人材育成に関する取組状況の共有を推進しました。

これらの取組を通じ、地域産業復興の重要な要素である産業人材を育成するため、産学官の連携によってライフステージに応じた多様な人材育成を推進するとともに、地域の教育現場と地域産業界が一体となった産業人材育成体制を確立し、地域企業の生産性向上に寄与できる人材の育成を図りました。

平成25年度

次代を担う新たな産業についても集積と振興を図っている中、集積が進む自動車関連産業や環境関連産業等の新たな産業分野を担う「ものづくり人材」の需要が高まりましたが、企業ニーズに対応出来る人材の供給不足が懸念されました。

「産業人材育成プラットフォーム推進事業」では、県版プラットフォーム会議を1回実施するとともに、圏域版プラットフォームではコア会議等を4事務所で12回、関連事業(セミナーや企業との情報交換会等)を4事務所、11件実施しました。

また、ものづくり人材育成確保対策事業では、ものづくり企業セミナーを4回開催し、延べ33社、学生257人が参加したほか、みやぎ高度電子機械人材育成センター研修では、35人が修了しました。このほか、みやぎ高度電子機械人材育成センター研修では、69名が修了しました。



写真:ものづくり企業セミナー

工場見学会は31回開催し、962人が参加しました。さらに、キャリアカウンセラーを31校に派遣して開催したセミナーでは、学生、生徒が延べ1,934人参加しました。これらの取組により、ものづくり人材の育成と企業の認知度の向上に取り組むとともに、企業の採用力と育成力の強化を支援し、学生等の県内企業への就職促進と離職防止を図り、県内中小企業及び誘致企業等が必要とする優秀な人材の確保に努めました。

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 児童生徒、学生の職業観や就労観の醸成と県内のものづくり産業に対する理解促進
- 企業のニーズに的確に対応し、安定的かつ継続的に人材を供給する体制の構築
- 発展期を見据えた産業人材育成施策の展開

出典:厚生労働省

震災等緊急雇用対応事業の事業例

宮城県気仙沼市

子育て



■震災対応移動児童館事業

震災の影響を受けた地区の児童の支援として、被災地区へ出向き移動児童館を実施し交流することにより、児童の心のケアを図る。

雇用創出数：2人

宮城県

治安・防災



■みやぎ防犯パトロール事業

青色回転灯を装備した車両によるパトロール活動を行い、住民の安心感の醸成を図る。

雇用創出数：229人

宮城県亶理町

臨時職員



■「新生亶理」まちづくり協働事業

復興に向けた地区計画の策定や、情報発信と共有、被災者どうしの交流、活動等地域住民と行政との連携、調整を行う。

雇用創出数：15人

東日本大震災により被災された方々の雇用の場の確保について(お願い)(平成23年6月8日)

東日本大震災により被災された方々の雇用の場の確保について (お願い)

謹啓

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

本県の県政及び雇用対策の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により被災された企業の皆様及び従業員、御家族の皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

さて、宮城県は東日本大震災により戦後最大の壊滅的な被害を受けましたが、全国、そして、世界各地から多くの方々の御支援をいただき、国や市町村、団体やNPOなど関係機関と連携を図り、復興の道を歩み始めました。復興への道のりは、決して平坦なものではなく、むしろ高く険しいものになると思います。しかし、宮城県は壊滅的な被害からの復興モデルとなるよう、ふるさと宮城の再生とさらなる発展目指して、県民一丸となって、復興に向けた取組みを一步一步進めているところであります。

復興への第一歩は、被災により離職を余儀なくされた方々などの一日も早い生活再建であり、そのための再就職の促進は、最優先に取り組むべき喫緊かつ最重要課題であります。県では、国の「被災者雇用開発助成金」制度も活用し、被災者等合同就職面接会を開催するなど、被災者の就職支援に全力をあげて取り組むこととしております。

つきましては、皆様方には厳しい経済情勢の中、大震災により、企業経営はさらに厳しい状況にあるものと推察しておりますが、被災された方々が一人でも多く再就職ができますよう、雇用の場の確保について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。末筆ながら、皆様方の今後の御発展を心からお祈り申し上げます。

謹白

平成23年6月8日

県内事業主の皆様

宮城県知事 村井嘉浩

第4節 農業・林業・水産業

第1項 魅力ある農業・農村の再興

被災直後の状況

今回の震災では、沿岸部を中心に多くの農地や農業生産施設等の生産基盤はもとより、住宅等の生活基盤も損壊や流出、浸水などの大きな被害を受けました。

県内の耕地面積(平成22年度)の約11%にあたる約15,000haが津波の被害を受け、9市町で被害面積が農地の4割以上に上るなど、深刻な被害となりました。農地には海水が浸水したほか、泥土の堆積、海水と共に流入した災害廃棄物や自動車などの災害廃棄物が散乱するなど、多くの農地で作付けができない状態となりました。



写真:被災した農地(七ヶ浜町)

また、東北随一のいちご産地である亘理・山元地域をはじめ、沿岸地域に形成された施設園芸地帯では、園芸施設の倒壊・流出などの壊滅的な被害を受けました。

農機具や農業用施設についても、損壊・流失等の被害を受け、営農再開に支障を来すなど、津波が本県の農業に与えた影響は甚大なものとなりました。

内陸部では、津波の被害はなかったものの、地震による強い揺れにより、農地や用排水路等の法面崩壊が起きたほか、農道が損壊するなどの被害が発生し、営農の継続に大きな影響を及ぼしました。

一方、畜産業においても、地震・津波による畜舎の倒壊などの直接的な要因のほか、飼料や水の供給停止に伴い、飼養不能となるという2次的な被害も加わり、約150万頭・羽の家畜・家きんが死亡しました。

そのほかにも、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質により、稲わらや牧草等からセシウム134などが検出されたほか、県産農畜産物が一時的に出荷停止になるなどの被害も発生し、生産から流通まで多方面に影響が生じました。

主な課題

海水の浸水や災害廃棄物の堆積等の被害により、多くの農地で作付けができなくなっていたことから、早期に農地の災害廃棄物撤去や除塩等、農地の復旧を行う必要がありました。農地に加えて、農業生産施設や農業機械等も合わせた生産基盤全体が被害を受けたため、その復旧整備や金融支援等の営農再開に向けた支援が求められていました。

畜産業においては、畜舎等の畜産施設の復旧整備が求められていたのに加えて、津波により死亡した家畜や腐敗した飼料・畜産物等の処理について、衛生上の観点から大きな課題となっていました。

また、震災により生産基盤とともに生活基盤をも失った農業者が多く、資金面の問題のみならず、営農意欲の減退も懸念されたことから、農業者の経営と生活の両面を総合的に支援する体制も求められていました。

一方、今回の震災による甚大な被害を踏まえ、被災前の農業のあり方を抜本的に見直す必要性も議論され、新しい営農形態を検討することも課題として挙げられました。

さらには、東京電力福島第一原子力発電所事故により放射能汚染の被害を受けた稲わらや牧草等について、安全に一時保管、処理を行うことが求められたほか、県産農畜産物への風評被害に対する迅速な対応も求められました。

復旧期における取組

沿岸部では、津波により大量の災害廃棄物が農地を埋めつくし、営農が行えない状況であったため、農地の復旧や、損壊した用排水施設等の復旧を最優先に進めました。経営の再開に必要な農業機械や資機材の導入支援も行い、営農再開に向け、多くの取組を実施しました。

畜産業においては、被災家畜の避難に対する支援を行ったほか、浸水した飼料や、あるいは死亡した家畜の処理についても支援しました。

甚大な被害を受けた地域においては、被災前の土地利用や営農方式を抜本的に見直すため、効率的な土地利用や営農方式の導入、法人化や共同化による経営体の強化、防災対策などを意識したゾーニングなど、新たな時代の農業・農村モデルの構築に向けた取組を推進しました。

内陸部においては県民生活に必要な食料の確保や、沿岸地域の農業者の就農の受け皿となるなど、県全体で農業生産を維持しました。

さらに、県が市町村と共同で申請し、認定された「宮城県民間投資促進特区(農業版)」の活用により、新たな農業法人の設立や民間企業との連携による経営の大規模化、6次産業化などを進め、生産力拡大と高付加価値化による収益性の高い農業を実現させ、沿岸部での雇用の創出と地域の経済・社会の復興につなげる取組を促進しました。

表:農業分野の被害状況(平成26年3月31日現在)

被害種別	箇所数等	被害内訳	被害額
農地・農業用施設被害	5,134箇所	用排水路・農道等の損壊	397,333,229千円
農業関係施設被害	22,431箇所	農業倉庫、カントリーエレベーター等の損壊	31,727,366千円
農業用資機材被害	14,165台	トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機	43,461,000千円
農作物被害(面積)	895ha	いちご、野菜類、麦類、花き等	2,669,281千円
農作物被害(重量)	20,620t	米、大豆の浸水、流失等	3,929,000千円
生活環境施設被害	107箇所	集落排水施設等の損壊	26,851,239千円
農地海岸保全施設被害	103箇所	海岸防潮堤の損壊(26.5km)	43,480,000千円
畜産施設等被害	108箇所	畜舎・たい肥センター等の崩壊	3,394,408千円
家畜等被害	1,496,395頭羽	乳牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー	725,519千円
畜産品等被害	8,273t	牛乳、卵卵用たまご	889,533千円
合計			554,460,575千円

① 生産基盤の早期復旧

〈復旧期における取組のポイント〉

- 災害廃棄物農地・農業用施設の復旧 ● 共同利用施設の復旧
- 園芸施設や畜舎の復旧・整備 ● 浸水した米・大豆等の迅速な処理、死亡家畜の処理 ● 原子力災害への迅速な対応

平成23年度

震災により著しく損なわれた農業生産力の維持・向上を図るため、農地や農業用施設等の復旧工事を実施し、生産基盤の早期回復を図りました。復旧が必要な農地約13,000haのうち5,780haを復旧したほか、被災した69箇所の排水機場のうち応急工事等により52箇所の排水機場を稼働させました。

また、農業の経営の維持と安定を図るため、震災により被災した農業協同組合等が所有する農業用共同利用施設の復旧を行いました。

さらには、農業生産・経営の早期再生のため、共同利用施設の復旧及び再編整備のほか、経営の再開に必要な農業機械や資機材の導入等を支援したほか、国交付金と併せて、農業生産・経営の早期再生に取り組む農業者の投資負担軽減を目的とした支援を行いました。

震災によるライフラインの途絶により家畜飼養が困難となった生産者や被災家畜を継続飼養することが困難となった生産者を救済し、農業生産力を維持するため、震災家畜の避難に対する支援を行いました。

被災農家の経営再開を支援するため、地域復興組合で行う農地復旧の取組や、園芸施設、畜舎等の復旧に係る共同作業に対して支援金を交付しました。

津波により浸水等の被害を受けた保管庫内の米穀や大豆について、市町村の委託を受けて廃棄物処理を行ったほか、死亡した家畜の処理費用の助成を行いました。

原発事故対策としても、汚染された稲わら及び牧草に対する支援、出荷停止により出荷適期を超過した肥育牛に対する緊急支援等を行いました。

平成24年度

引き続き、被災した農地や農業用施設等の復旧を行ったほか、農業用共同利用施設の復旧を支援しました。農地の復旧は平成24年度において、新たに1,250haを復旧したほか、排水機場10施設を復旧し、38箇所の農地海岸堤防の本復旧に着手しました。



写真：排水機場の仮復旧(仙台市)

平成24年度からは、多大な被害を受けた肉用牛農家における廃用牛の出荷のため、牛生体の放射線量を測定し、牛肉内の放射性物質の低減度を確認し、出荷への支援を実施しました。そのほかにも、放射性汚染対策として、前年度に引き続き、汚染された稲わら及び牧草の対応を円滑に進めるための取組として、汚染稲わら一時保管施設を設置したほか、畜産農家等が行った、草地除染や肉用牛の放射性物質低減への取組について支援しました。

さらには、津波被災農地の営農再開に向けた作付け対策や管理技術、放射性物質の農作物への吸収抑制対策の効果等について当年得られた結果や吸収対策を周知するために成果報告会を開催するなど、復興技術の開発への取組も引き続き行いました。

また、平成24年度は、被害を受けた市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援し、地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期の営農再開を支援する取組として、10市町に対して交付金を交付しました。

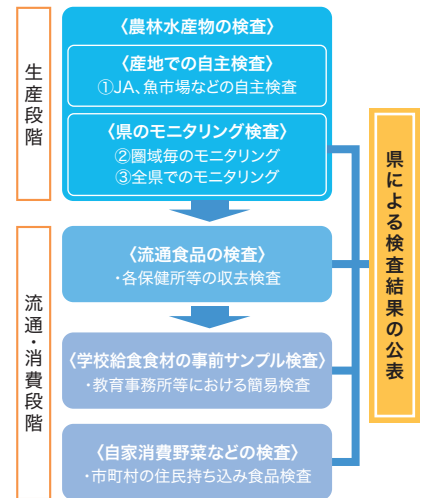
平成25年度

引き続き、被災した農地及び農業用施設等の復旧を行い、農地については、復旧が必要な約13,000haのうち、11,692haまで復旧しました。共同利用施設の復旧及び再編整備のほか、経営の再開に必要な農業機械や資機材の導入支援も引き続き行いました。また、被災農家経営再開支援事業も継続して実施し、農地復旧による営農再開が進むなどにより、経営再開支援金の交付金額は前年度を大幅に下回ったものの、11市町に対して交付し、営農再開に向けた支援を行いました。

平成25年度は、新たな取組として、震災被害のあった家畜保健衛生所等において、細菌やウイルス等の精密検査体制の維持のため、検査機器の再整備を行ったほか、「茂洋」号をはじめとした本県基幹種雌牛産子の優良子牛の県内保留を支援し、増頭を促進するとともに強い畜産経営体づくりを推進しました。

そのほか、放射能汚染対策や農業技術の開発等の営農再開支援も引き続き行いました。

■ 図：農林水産物に含まれる放射性物質の検査
宮城県産の農林水産物については、産地毎・海域毎にモニタリングを行うとともに、県の試験研究機関や各合同庁舎等に検査機器22台を配置して、毎週350点程度を検査しました。



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 農地・農業用施設等の早期復旧に向けた継続的な取組
- 原子力災害に対する迅速な対応

② 早期営農再開に向けた支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 各種相談に応じる窓口の設置、専門家による経営指導
- 活用可能な農地等の紹介や貸付
- 就農機会の確保
- 災害対策資金などの資金融通の円滑化
- 借入金償還の軽減

平成23年度

被災農業者の営農再開及び経営継続に向け、被災農業者に対し各種農業制度資金を周知し活用を促進しました。また、事業計画及び経営改善計画等の作成について、7件の経営体について支援しました。さらに、新規就農者の育成・確保を図るとともに、津波等により地元での営農が不可能となった被災農業者の支援として、東日本大震災早期営農再開支援センターを設置し、雇用や営農再開に向けての情報提供を行いました。就農機会の確保に向けた取組としては、農業法人や先進農家等を受入先として被災者の生活再建を支援するとともに、高度な生産技術や経営手法を習得して本県で就農する人材の育成・確保に努め、10人の被災者が農業法人において雇用されることになりました。

そのほか、被災した農業者が、県内の耕作放棄地を活用して営農再開する取組を支援し、3市4町の23haが再生されました。

さらには、震災により温室や畜舎生産施設が流出するなど生産基盤に被害を受けた生産者が農業生産力を維持するため、経営再建や新たな生産開始に必要な生産施設・設備を整備するため経費を補助したほか、土地改良区や農協等への施設・設備等の再建のための経費を補助するなど生産基盤や営農支援体制の復旧に努め、早期の営農再開を支援しました。



写真：農地の排水作業（巨理町）

平成24年度

引き続き、事業計画や経営改善計画等の作成支援や新規就農者の育成・確保を推進する取組を行ったほか、耕作放棄地を活用した営農再開支援も継続して行いました。

また、新たに、被災集落営農組織への営農再開支援や多様な集落営農組織への経営高度化支援のほか、集落営農の法人化等に向けた課題を明らかにし、その課題解決に向けた取組を実施しました。いずれも農業改良普及センターが中心となり、集中的な技術・経営支援を行いました。

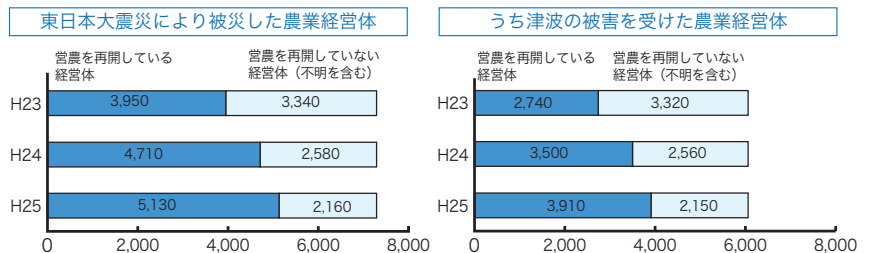
そのほか、営農再開に向けた生産施設等の整備に係る経費を補助するなどの支援も引き続き行いました。

平成25年度

平成23年度より行ってきた経営改善計画の策定支援を行う取組では、民間専門家活用による計画策定支援も行うなど、支援内容を拡充しました。さらに、農業人材の育成や就農機会の確保に向けた取組や、畜舎等の施設整備に係る経費を補助するなどの支援についても引き続き行いました。

耕作放棄地を活用した営農再開の取組に対する支援や農業経営基盤の確立・強化に対する支援も引き続き行ったほか、農業の復旧・復興に向け各種金融支援も実施しました。

■ グラフ：被災農業経営体の営農再開状況（平成26年3月11日公表）



■ 図：農地・農業用施設等の復旧復興のロードマップ（H23～25年度は実績）（平成26年3月13日公表）

工 種	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
■ 農地（除塩含む）	本復旧									
着手面積：約13,000ha（※1）	5,780ha	5,220ha	660ha	960ha	300ha	80ha				
進捗率（%）	44%	85%	90%	97%	99%	100%				
■ 主な農業用施設	本復旧									
排水機場：47施設（※2）	4施設	29施設	11施設	3施設	付帯工	付帯工				
進捗率（%）	9%	70%	94%	100%	100%	100%				
■ 農地海岸	本復旧									
農地海岸：94箇所（※3）	4箇所	34箇所	33箇所	7箇所	—	1箇所	15箇所			
進捗率（%）	4%	40%	76%	83%	83%	84%	100%			
■ 農山漁村地域復興基盤総合整備（復興交付金を活用した農地整備事業）	農地整備（震災後新たに取り組む地区）									
着手面積：約4,800ha（※4）	—	—	1,810ha	2,710ha	280ha	付帯工	付帯工	付帯工	付帯工	付帯工
進捗率（%）	—	—	38%	94%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※1 農地復旧面積には、国が仙台市において直轄特定災害復旧事業で実施するもの及び自力復旧、他省庁事業による復旧、復興事業等による転用などの面積を含む。

※2 受益面積が10ha以上の県が復旧する排水機場（国が事業主体として復旧する15機場を除く）。

※3 県が復旧する農地海岸（国が復旧する3海岸を除く）。

※4 一部調査中の地区も含まれており、今後、面積に変更の可能性がある。面積は県営分、直轄分2,000haを除く。

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 被災した農業者の経済的負担の軽減
- 耕作放棄地を活用した就農機会の確保

③ 農業・農村復興プランの策定及び生産体制の整備に係る支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- ゾーニングによる土地利用や効率的な営農方式の導入推進
- 各市町や地域の農業・農村に関する復興計画の策定支援 ●生産基盤の整備、農業経営の効率化

平成23年度

震災による被害が甚大であったことから、平成23年3月に策定した「みやぎ食と農の県民条例基本計画」において定めた復興施策の抜本的な見直しを含めた取組による早期復旧・復興を目指して、新たに23年10月に「みやぎの農業・農村復興計画」を策定しました。

津波被災市町ごとの復興計画支援チームを設置し、農業や農地の復興・再編に係る視点で市町の復興整備計画作成の支援を行いました。

また、甚大な津波被害区域の農業・農村の復興に向け、単なる復旧だけではなく、地域農業の再構築を目指し、農業生産基盤整備の方向を検討するために被災農家の意向調査を行うとともに、意向を反映した農業農村復興整備構想を作成しました。

さらに、農地の復旧を行うと同時に、震災により被害を受けた地域において、経営再開マスタープランを作成し、プランの実現に向け農地集積等に必要を取組を支援しました。

平成24年度

地域農業の再構築を目指し、競争力のある経営体を育成する必要があることから、農地の再編整備や施設整備に係る調査・設計を行うとともに、市町の復興整備計画の実現に向け、土地改良換地制度により事業実施区域に点在する防災集団移転促進事業の移転後の住宅跡地について集積・再配置を図る土地利用の整序化を含めた検討を行い、農業生産基盤整備の事業計画を策定しました。

さらに、まちづくりと調整を行いつつ短期間で農地整備事業の実施に向けた合意形成を図る必要があるため、専門家等で構成するアドバイスを委員会を設置し、各地区の現状と課題を整理・分析し、助言を行い合意形成の促進を図りました。

そのほか、津波により被災した農村地域において、復興に必要な農地及び農業用施設等生産基盤の整備を実施しました。併せて、認定農業者等、将来の農業生産を担う者への農用地の利用集積を図りました。

平成25年度

引き続き、甚大な津波被害区域において、市町の復興整備計画の実現に向け、土地利用の整序化を含めた検討を行い、農業生産基盤整備の事業計画の策定を行いました。また、農地整備事業等の効果促進と早期の効果発現を図るため、専門家等により構成されたアドバイスを委員会を開催しました。

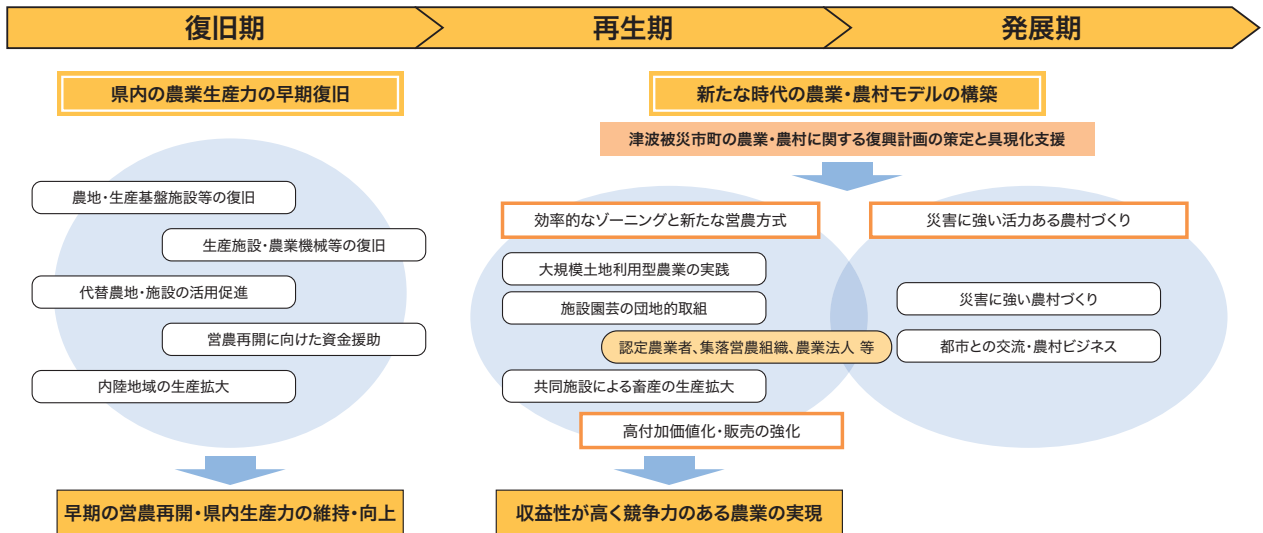
さらには、東日本大震災復興交付金を活用し、生産基盤の整備を行ったほか、経営再開マスタープランの作成・更新・実現に向けた取組を行いました。

■図：「経営再開マスタープラン」の作成

〈経営再開マスタープランの内容(例)〉

- 復興後の地域農業のあり方
- 集落ごとに確保すべき担い手とこれを支える体制
- 経営再開と地域農業の復興に向けた取組(スケジュールと活用する施策)

■図：「みやぎの農業・農村復興計画」施策展開



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 復興の進捗状況にあわせた指導・相談業務の充実
- 生産基盤の整備や農業経営の効率化に向けた取組推進

④ 収益性の高い農業経営の実現

〈復旧期における取組のポイント〉

●多様な担い手の参入、共同化・法人化に向けた支援

●地域水田農業を支える認定農業者や農業法人等への産地集積 ●農業用施設や機械などの導入支援

平成23年度

被災地域においては、農地や農業生産施設はもとより、農業の中核的人材も失うなど、地域全体の農業生産力の減退が懸念されたことから、民間投資を活用した農業生産力の維持・向上、地域農業の活性化、雇用の促進に資するため、企業の農業参入を推進しました。平成23年度は、企業が新たに農業参入するケースが5件ありました。

また、農業生産・経営の早期再生のため、被災した施設等の改修、再編整備、農業機械の再取得に対して国の交付金により助成するとともに、農業生産・経営の早期再生に取り組む農業者の投資負担軽減を目的とした支援も行い、合わせて413件、58億円の助成を行いました。さらに、震災により畜舎の流出等生産基盤に被害を受けた生産者の負担軽減を図るため、経営再建や新たな生産開始に必要な家畜飼養管理用施設等を整備するための経費を補助しました。

そのほか、津波被災農地を新たな食料供給基地として再生させるため、県や独立行政法人の試験研究機関、民間企業、大学等に蓄積されている多様な先端技術を組み合わせ最適化し、農業法人等のほ場において大規模実証を行う取組に向けての体制整備を行いました。実証された先端技術については体系化し、新しい産業としての農業を支える技術として発信することで、復旧・復興への活用を目指しています。



写真：人口光型植物工場（多賀城市）

平成24年度

前年度に引き続き、地域農業の新しい担い手として、企業の農業参入を促進する取組を行いました。当年度においては、セミナーを開催したほか、パンフレットを1,500部作成し、配布するなどして活用しました。

また、被災した畜産農家に対して行う、家畜飼養管理施設の整備及び代替家畜の導入経費に対する補助も引き続き行いました。

さらには、食料生産地域再生のための先端技術を開発する取組では、名取市から山元町にかけてを实証研究フィールドとし、土地利用型作物、露地野菜、施設園芸、果樹の大規模実証試験が可能な経営体やほ場の選定調整を行い、一部課題を除き、5月下旬から本格的な実証研究を開始しました。

平成25年度

前年度に引き続き、企業の農業参入促進のため、農業参入セミナーを開催するなどして、農業参入に関する知見向上と参入意識の醸成を図りました。また、共同利用施設の復旧や畜産施設の復旧等、営農再開に向けた取組も引き続き行いました。

さらには、食糧生産地域再生のための先端技術を開発する取組では、山元町、亶理町、岩沼市、名取市の農業法人のほ場において、生産コスト5割削減を目標に、土地利用型作物、露地野菜、施設園芸、果樹栽培等の大規模実証実験を実施し、成果が得られた技術は順次生産現場に導入されています。

■図：食料生産地域再生のための先端技術展開事業

大規模施設園芸	農・水産物加工	
<p>大型ハウスで太陽光、雨水、地中熱利用ヒートポンプ、先進栽培管理技術等を用いたイチゴやトマトの低コスト経営（山元町）</p> <p>面積 7,200㎡、軒高 4.5m</p>	<p>米粉を使った新食感の水産練り製品開発（水産技術総合センター、産業技術総合センター、宮城大 ほか）</p> <p>米粉とすり身のマッチング</p>	
土地利用型農業	果樹	露地園芸
<p>大区画ほ場で「乾田直播栽培」他を導入した低コスト水田農業経営等（水稲—麦—大豆輪作、名取市）</p> <p>普通型コンバインの汎用利用</p> <p>従来の倍速（10km/時）で作業可能な逆転ロータリ広畝成形播種</p>	<p>「根域制限栽培」、「雨よけ栽培・雨水利用」で塩害を回避する果樹経営（山元町）</p> <p>高級ブドウ新品種「シャインマスカット」</p> <p>「ジョイント栽培技術」でクリの多収等</p> <p>洗皮が剥きやすいクリ新品種「ぼろたん」</p>	<p>キャベツ自動収穫機で収穫作業の高効率化（20a/日）</p> <p>加工・業務用野菜の機械化栽培・収穫体系等（岩沼市、名取市）</p>

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 収益性の高い農業経営の推進
- 付加価値の高いアグリビジネスの振興

⑤ 活力ある農業・農村の復興

〈復旧期における取組のポイント〉

- 都市との交流促進
- 6次産業化の推進

平成23年度

県では、震災により落ち込み気味であった農業を活性化させるため、様々な施策を実施しました。震災による県産農林水産物の需要落ち込みへの対処やイメージアップのため、地産地消の取組を全県的に進め、県産食材の一層の理解や消費・活用の促進を図りました。また、宮城の「食」に関して情報発信を行う人材を登録・派遣し、体験活動や現地見学を通じて、県民の県産食材やフードチェーンに対する理解促進、食材を選択する力の育成等に取り組み、地産地消の一層の普及を図ったほか、学校給食における県産農林水産物の利用拡大を図るため、毎年11月を「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」とし、普及啓発を行うとともに、生産者と学校給食調理場とのマッチングを支援しました。そのほか、食料自給率について認知度の向上を図り、県民一人一人が国内外の食料事情や宮城の食材、農林水産業に対して理解を深めるとともに、県産農林水産物の生産振興と消費拡大を図るための自主的な取組を促進するため、生産、流通、食育などの関係団体と連携しながら「みやぎ食料自給率向上県民運動」を展開しました。

さらには、震災により被害を受けた中山間地域等の条件不利地域において、農地の荒廃を防ぐため、継続的な農業生産活動やサポート体制の構築、農業用排水路、農道の維持管理等の集落共同活動を支援しました。また、非農家を含めた地域の共同活動により、地域主体による農村地域資源の保全管理の取組を強化し、集落コミュニティの回復・向上を支援しました。

震災により、被災した農林水産業の早期復興に向けて、平成23年12月に「旬の県産食材を美味しくいただくキャンペーン」を実施し、食材王国みやぎ地産地消推進店において、旬の食材を活用したメニューを提供するなど地産地消を推進しました。

平成24年度

引き続き、食育や地産地消の推進を行ったほか、学校給食における県産農林水産物の利用拡大及び普及啓発、あるいは食料自給率向上のための広報啓発活動を行いました。



写真:地産地消推進店のマーク

農村の復興・活性化に向けた取組も引き続き行いました。中山間地域等の農地荒廃を防ぐとともに、多面的機能を発揮させるための支援や、地域の共同活動による農地及び農地周りの施設等の復旧支援を行いました。

また、震災により被災した沿岸部のグリーン・ツーリズム実践団体(者)への支援を行うとともに、県全体のグリーン・ツーリズム活動の底上げを支援し、都市住民との交流による農林水産業や農山漁村を力強く支えるサポーターを増加させる取組を行いました。



写真:グリーン・ツーリズム活動(田植え体験)(加美町)

平成25年度

引き続き、食育・地産地消を推進する取組として、高校生地産地消お弁当コンテストの実施や地産地消推進店での復興応援キャンペーン等を行い、県産農林水産物の等のイメージアップを図るとともに、学校給食における県産農林水産物の利用拡大及び普及啓発も行いました。食料自給率向上運動についても、みやぎまるごとフェスティバルにおける広報啓発や体験講習会等を実施しました。

また、中山間地域等の条件不利地域における農地の保全活動の支援のほか、地域の共同活用による農地や農地周りの施設の補修等への支援を引き続き行いました。

グリーン・ツーリズムについては、定期刊行物やホームページによる情報発信や、都市と農山漁村の交流を図るための交流会の実施を支援しました。

さらには、現在も支援を受けている国や各都道府県職員のみならず、一般市民を対象に各種支援への感謝の意を表し復旧・復興の取組を紹介するシンポジウム等を開催し、県内外に本県の農業農村の復旧・復興状況の情報発信を行いました。



写真:海から学ぶプログラム(漁業体験)(南三陸町)

再生期に向けた 課題と取組の方向性

- 中山間地域等の条件不利地域での継続支援
- 農業・農村の持つ多面的機能の維持
- 食育・地産地消による県内農林水産物等のイメージアップ

第4節 農業・林業・水産業

第2項 活力ある林業の再生

被災直後の状況

震災前の本県の木材産業は、石巻市の合板工場で合板国内製造量の約2割が生産されていたほか、チップ製造工場、大型製材工場などが沿岸部を中心に集積し、全国有数の木材団地が形成されていました。

これら工場の多くが、津波により建屋の倒壊や設備の浸水、製品や原料の流出などの甚大な被害を受け、操業停止を余儀なくされたことから、県内の木材需要が停止しました。

このように、木材需要先を失ったことで、工場施設の直接被害に止まらず、森林整備及び木材生産の停滞など川上においても影響が発生し、本県の森林・林業・木材産業全体に大きな影響が発生しました。

また、海岸林は、津波により岩手県境から福島県境に至る約70km、1,753haにわたり流出や倒伏等の被害が発生したほか、沿岸部の森林では津波の浸水による塩害により樹木が枯損する被害も発生しました。

このほか、木材生産に欠かせない林道施設や、海岸防潮堤などの治山施設、きのこ類や山菜類などを生産する特用林産施設にも甚大な被害が発生し、林業分野の被害額は約890億円にのぼる被害となりました。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、原木しいたけのほだ場や竹林などで放射性物質汚染の被害が発生しました。



写真：森林の塩害(南三陸町)

主な課題

被災した沿岸部の合板向上や製材工場等の早期復旧と操業再開が最優先の課題であるとともに、並行して受入先を失った木材生産の需要先確保が喫緊の課題となりました。



写真：震災後の合板工場(石巻市)

また、仙台湾を中心とした海岸防災林については、地盤沈下等により海岸地形が変貌したり、倒木・流木など大量の木質系災害廃棄物が発生するなど、復旧に支障を来していました。

このような状況が長期化すると、木材産業の衰退や、それに伴う木材生産及び森林整備の停滞により、水源かん養や地球温暖化防止機能等の森林の持つ公益的機能の発揮や、復旧に必要な木材の安定供給に支障を及ぼす恐れがありました。



写真：震災後の合板工場(石巻市)

復旧期における取組

宮城県震災復興計画における林業分野の個別計画として平成23年10月に「みやぎ森林・林業の震災復興プラン」を策定し、「1森林・林業・木材産業のサプライチェーンの復興」「2被災した海岸防災林の再生と県土保全の推進」「3木質バイオマスの多角的利用モデルの構築」の3点を復旧・復興を進めるうえでの主要課題に位置付けました。

「森林・林業・木材産業のサプライチェーンの復興」に関しては、県産材の主要な受入先である沿岸部の合板工場や製材工場などの復旧は、国の平成23年度1次補正「木材供給等緊急対策事業」や、3次補正「木材加工流通施設等復旧対策事業」等を活用し、平成25年度末までに復旧工事が全て完了しました。この結果、県内主要16工場の製品出荷額は平成25年度末で約411億円となり、震災前の約149%まで回復しました。

また、需要先の工場等が復旧するまでの期間、木材生産や流通の停滞を回避するため、津波で流出した丸太の回収経費や、素材や木材チップ等を緊急的に他地域の需要先に移送する経費に対し支援を行いました。

「被災した海岸防災林の再生と県土保全の推進」に関して、沿岸部に海岸防潮堤や海岸防災林の流失や海岸防潮堤の損壊等の甚大な被害を受けたため、国の「治山施設災害復旧事業」等により早期復旧を目指しましたが、隣接工事との事業区域等の調整などに時間を要し、平成25年度末の治山施設の復旧率は30%に止まっています。

「木質バイオマスの多角的利用モデルの構築」に関して、津波による被災に伴い大量に発生した木質系震災廃棄物の有効活用を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進を背景に、国の「木質バイオマス関連施設整備事業」等を活用して木質バイオマスの利用促進に向けた支援を行いました。

表：林業関連の被害状況

(平成26年3月31日現在)

被害種別	箇所数等	被害内訳	被害額
林道施設被害	579箇所	舗装路面の亀裂、法面の崩壊等(160路線)	655,294千円
林地被害	107箇所	新生崩壊、保安林流出等(820.2ha)、林野火災(188.1ha)	11,427,945千円
治山施設被害	79箇所	海岸防潮堤の損壊(17,887m)、地盤沈下(794.2ha)	42,248,161千円
林産被害	82箇所	キノコ生産施設、林産物搬送施設、キノコ菌床の損壊等	726,729千円
林産被害	2箇所	苗畑、種苗(スギ、ヒノキ等0.9ha、約10万本)	58,887千円
合計			55,117,016千円

① 復興に向けた木材供給の確保・産業の維持

〈復旧期における取組のポイント〉

- 森林・林業・木材産業のサプライチェーンの早期回復
- 木材の安定供給体制の再構築 ● 受入先を失い停滞する木材生産の回復

平成23年度

被災した合板工場や製材工場などの木材加工施設の復旧に当たっては26社に支援しました。この結果、月別生産量が被災前の約7割以上まで回復した企業もあり、概ね順調に復旧が進みました。一方で、復旧期間が長期化した一部の企業では、生産量が大幅に減少し、製品出荷額の回復に影響しました。

県内の木材需要先の多くが甚大な被害を受け、木材生産や流通が停滞したことから、当面の需要確保策として丸太や木材チップの県外などへの輸送経費や、津波により流出した丸太の回収・処理など、素材で約73千㎡、木材チップで約177千㎡の流通経費に支援しました。この結果、被災工場の原木等の受入休止に伴う生産出荷量の激減、経営悪化などが回避でき、負担を軽減しながら流通体制の維持を図ることができました。

林道施設については、62箇所中50箇所です工事に着手し、16箇所です工事が完了し、木材生産の基盤づくりが進みました。

平成24年度

木材加工工場の復旧が概ね完了し、木材生産の基盤である林道施設も62箇所中60箇所です復旧が完了したことから、木材の安定供給体制の再構築が進みました。この結果、主要工場の製品出荷額は272億円となり震災前の水準(99%)まで回復しました。

また、森林・林業・木材産業の活性化と復興に必要な木材の安定供給を図るため、高性能林業機械の導入15台、木材加工流通施設整備3箇所などに支援を行いました。



写真:復旧した木材製材所(石巻市)



写真:森林間伐の様子

平成25年度

木材加工工場については平成25年度末までに復旧が全て完了し、住宅再建等の復興需要も追い風となって、製品出荷額は411億円と震災前の149%まで増加しました。

また、震災からの復興に必要な木材の安定供給を図るため、新たに高性能林業機械を20台、木材加工流通施設整備5箇所などに支援を行いました。

林道施設は、復旧未了であった2箇所のうち1箇所が完了し、復旧箇所は61箇所となりました。残る1箇所については、早期復旧に向けて関係機関等との調整が進められています。

森林組合等の林業事業者では、高台移転などの復旧・復興工事の本格化に伴い、立木の伐採等業務が大幅に増加する一方、その影響で森林整備事業が減少しました。



写真:復旧した合板工場(石巻市)

表:素材生産量の推移

単位:千㎡

年次	総数	内 訳		用 途 別			
		県内消費量	県外移出量	製材	チップ	合板	(バルブ)
H22	(491) 471	(464) 444	27	151	139	181	(20)
H23	(388) 382	(344) 338	44	157	129	96	(6)
H24	(445) 435	(419) 409	26	160	110	165	(10)
H25	(479) 470	(451) 442	28	158	104	208	(9)

注:()書きはバルブ用の生産量を加えた値であり、木材需要動態調査(林業振興課調べ)による数量である。

表:県内素材の供給量総括表

単位:千㎡

年次	供 給 量	
	総 数	自県材
H22	(1,008) 950	(464) 444
H23	(640) 620	(344) 338
H24	(1,078) 1,043 (168)	(419) 409 (121)
H25	(1,124) 1,094 (105)	(451) 442 (108)

注:()書きは、バルブ用の需要(供給)量を加えた値であり、木材需要動態調査(林業振興課調べ)による数量である。注2:H24・H25下段()は、対前年比(%)である。

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 木材の安定的生産と需要確保

② 被災住宅・拠点施設復旧に向けた支援

〈復旧期における取組のポイント〉

●被災地域の復興によるまちづくりを加速させるための県産材の活用

平成23年度

県では、被災した住宅や公共施設などの建築物の再生にあたり、県産材をはじめとした木材を積極的に利用し、関連産業の振興や雇用の確保を図りました。



写真: 県産材を活用した応急仮設住宅

被災者の生活基盤の安定を図るため、県内企業が取り組む「地域型復興住宅」における木造・木質化が促進されるよう木材利用事業体などを中心として県産材の安定供給に取り組むとともに、被災者等が建築する県産材を使用した新築住宅に対する支援を実施しました。

また、地域の拠点となる木造公共施設の新築・木質化や、県産材を使用した店舗や事務所等の建築を推進しました。

被災者の住宅再建を促進するため、県産材利用エコ住宅普及促進事業により、県産材を一定以上使用した木造新築住宅に対して支援を行いました。この結果、1,938㎡の県産材が使用されました。震災直後のため、応募予定数200戸に対して申請は118戸に止まりましたが、申請された118戸のうち97戸(約8割)が被災者の住宅再建によるものでした。

県では、平成24年3月に「みやぎ材利用拡大行動計画」を策定し、県が整備する公共施設などへの県産材の積極的な活用に関する方針を定めました。

平成24年度

平成24年度は400戸の木造新築住宅へ支援を行い、この結果6,420㎡の県産材が使用されました。また、平成24年度から、被災者に対する要件緩和の優遇措置を設けました。申請された400戸のうち307戸(約8割)が被災者の住宅再建によるものでした。

そのほか、公共施設等(17施設)の木造・木質化に対し支援を行い、県産材の利用促進と普及を図りました。



写真: 県産材を活用した漁業関係施設(南三陸町)

平成25年度

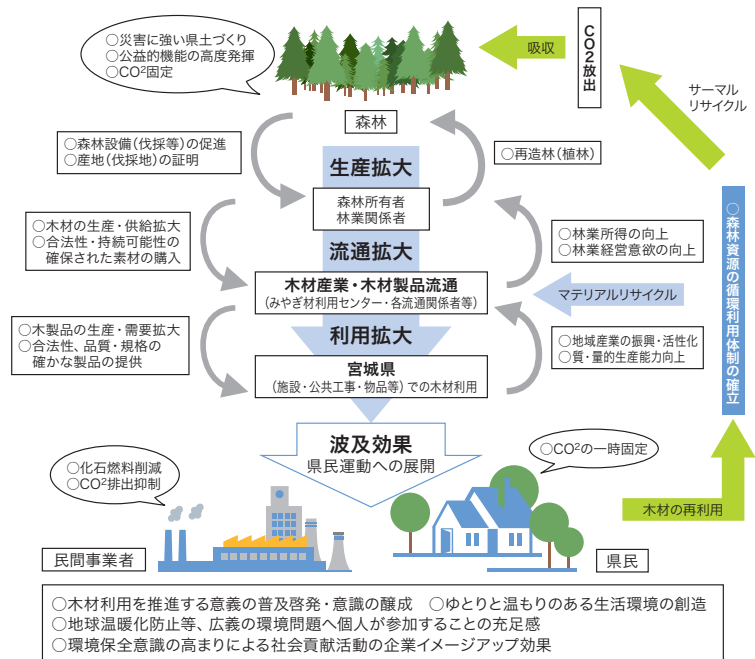
前年度に引き続き、県産材利用エコ住宅普及促進事業により被災者の住宅再建を支援しました。

平成25年度当初は400戸の木造新築住宅へ支援を行う計画でしたが、年度途中で計画量に達したことから、住宅再建を望む被災者の要望に応えるため501戸まで支援を拡大しました。これにより、8,117㎡の県産材が使用されました。申請された501戸のうち329戸(約7割)は被災者からの申請でした。

また、災害公営住宅へ県産材を安定供給するため、優良品やぎ材の生産に6,353㎡、県産材ストック施設3棟の整備に支援しました。

そのほか、公共施設等(3施設)の木造・木質化に対し支援し、県産材の利用促進や普及を図りました。

■図: 県産材(みやぎ材)利用の拡大



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 県産材を使用した住宅等の建築の推進
- 県産材供給体制の強化

③ 海岸防災林等の早期復旧および木質バイオマスの有効活用促進

〈復旧期における取組のポイント〉

- 治山施設や海岸防災林の早期復旧による県土の保全と県民生活の安全確保
- 木質系災害廃棄物の再利用や木質バイオマスの有効利用

平成23年度

地震により被災した治山施設(海岸防潮堤等)の早期復旧を目指し、年度内に全て災害査定(20箇所)を完了し、4箇所の復旧に着手しました。

海岸防災林の復旧については、復旧方針や事業主体(国・県による復旧)の決定、隣接工事や復興まちづくり計画との調整、及び国との協議などに時間を要したことから、平成23年度中に復旧事業に着手した箇所はありませんでしたが、被害が甚大であった仙台市から山元町に至る仙台湾南部地区の復旧については、国有林と民有林を一体的に復旧する必要があることから、林野庁の民有林直轄治山事業として実施することが決定されました。

また、県民生活の保全及び二次災害の未然防止を図るため、被災森林や上流域の造林未済地等に植林する花粉の少ないスギの増産のための施設を設置しました。

津波により発生した大量の倒木、流木等の木質災害廃棄物を早期に処理するとともに、木質バイオマスの有効活用を図るため、木材チップ破砕機等8台の導入を支援したほか、木質バイオマス利用施設の整備に対して支援しました。また、名取市や東松島市等において県有林を「災害廃棄物置き場」に提供するなど、津波被災地における木質災害廃棄物の撤去や破砕作業の促進に協力しました。



写真:木質バイオマスに利用される林地残材

平成24年度

海岸防災林の復旧については、仙台湾南部の民有林直轄治山事業により、植栽に必要な基盤造成盛土104haに着手しました。このうち、植栽について2haが完了しました。



写真:海岸林再生の取組(七ヶ浜町)

治山施設の復旧については、平成24年末まで完了した施設は3施設で全体の15%となりました。また、林地崩壊箇所8箇所について復旧工事に着手しました。

海岸防災林の復旧に必要なクロマツ種苗については、県林業技術総合センターにおいて増産に努めており、計画的な生産を進めました。



写真:植栽指導(名取市)

また、県民生活の保全及び二次災害の未然防止を図るため、被災森林や上流域の造林未済地等において、花粉の少ないスギやコンテナ苗等による15haの低コスト植林に支援したほか、被災した種苗生産機械や設備の整備へ支援しました。

木質バイオマスの活用は、被災工場のボイラーの復旧が進み、復興需要に伴って製材工場から発生する端材等の増加により、木質バイオマス活用量は27万tと、震災前の約7割まで回復しました。

平成25年度

海岸防災林の復旧については、仙台湾南部の民有林直轄治山事業により、植栽に必要な基盤造成盛土が104ha完了しましたが、植栽面積は延べ3haの実績に止まりました。また、県が施工する北部沿岸部(七北田川以北)については、海岸防災林の造成に向けた用地調査等を実施し、まちづくり計画と調整を図りながら、事業を推進しました。

治山施設については、完了した施設は6施設で全体の30%となりました。



写真:治山施設(海岸防潮堤)の復旧工事(南三陸町)



写真:木質バイオマス発電施設(南三陸町)

木質バイオマスの活用は、引き続き製材工場から発生する端材等の増加により、木質バイオマス活用量が30万tと、震災前の約8割まで回復しました。

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 海岸防災林の再生
- 木質バイオマスの有効活用

第4節 農業・林業・水産業

第3項 新たな水産業の創造

被災直後の状況

東日本大震災では、県内の142の漁港（平成23年3月11日時点）の全てにおいて地震と津波による防波堤の倒壊、岸壁の崩壊などの被害を受け、被害額は4,386億円にのぼりました。さらに、地震による地盤沈下は漁船の岸壁係留を困難にさせ、水揚げ時間が制限されるなどの影響をもたらしました。特に気仙沼、石巻、塩釜に女川や志津川を加えた5港は重要な魚市場も有し、流通機能や水産加工業が集積していたため、その全てが機能しなくなったこともあり、サプライチェーンの寸断が顕著でした。

加えて、津波によって大量の災害廃棄物が発生し、それが引き波により港内や航路を塞ぎ、海上からの救援物資の受け入れができない事態になりました。また、燃油タンクが破壊され、重油やガソリンが海面を覆い、それが発火して市街地に類焼する事態も発生したほか、水産物への油臭の付着も問題となりました。

本県は、北海道に次ぐ、全国第2位の養殖生産県であり、その品目数も多く、それだけに今回の津波の被害は甚大で養殖施設と養殖物を合わせた被害額は約614億円にのぼりました。本県では10種目以上の養殖が営まれていましたが、そのほとんどが流出し大きな被害を受けました。さらには、養殖されている親集団の産卵に依存した採苗を行っている種目については、今後の種苗不足も懸念されました。

気仙沼や石巻には被災した冷凍工場も多く、冷凍冷蔵機能の喪失により大量の冷凍水産物が溶け出し、腐敗することで、猛烈な悪臭が漂うなどの間接的な被害も発生しました。

主な課題

津波により発生した大量の災害廃棄物は、復旧工事や海上からの救援物資の受け入れの大きな障害となっていたことから、災害廃棄物の撤去が最優先課題でした。

漁港や漁業関連施設等も津波により甚大な被害を受け、生産基盤の早期の復旧整備も大きな課題となっていました。

また、生産基盤の被害だけでなく、漁業者の多くが津波により住家を失うなど漁業者自身の生活基盤も失い、自力復旧が困難な状況にあったため、操業再開とともに、生活再建に対する支援が必要でした。

気仙沼、石巻などにおいては、地震により漁港区域や背後地の地盤沈下が著しく、土地の高上げを実施しなければ加工施設等の速やかな復旧が進まない状況でした。

加えて、腐敗した冷凍水産物が悪臭を放ち、大量の害虫が発生するなど、住民への健康被害が懸念され、その処理についても大きな課題となっていました。これらは、災害廃棄物であるため、一般廃棄物として、市町村が処分にあたることとなっていました。当時、市町村は行方不明者の捜索や被災者支援に人手が取られ、廃棄物対策に対応できる余裕がなかったため、どのように処理するかが大きな問題となりました。

そのほか東京電力福島第一原子力発電所事故により、水産物の放射能汚染が懸念され、風評被害への対策が課題でした。



写真：漁場がれきの除去作業（気仙沼市）

復旧期における取組

水産業の早期再開を図るため、漁港・漁場を埋め尽くした災害廃棄物の処理を優先的に行いました。漁場の廃棄物撤去については、沿岸漁場を5つのブロックに分け、順次、撤去作業に着手したほか、漁業者が行う撤去作業への支援を行い、合計で約27万㎡の災害廃棄物を撤去しました。撤去した災害廃棄物は漁港岸壁等へ仮置きし、各市町村の指定する一時仮置き場まで分別の上運搬しました。いくつかの漁港では、漁場の災害廃棄物撤去と同時に、海上からの救援物資の受け入れ準備として、地盤沈下した岸壁や臨港道路等の高上げ応急仮工事を実施しました。

また、県下142漁港全ての復旧を行ったほか、水産加工など関連産業が集積する主要5漁港（気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜）を最重点漁港に位置付け、早期に復旧を行い、漁港機能や防災機能の強化充実に向けた取組を行いました。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、県産水産物の放射能汚染が懸念されたことから、放射能検査機器を整備し、モニタリング調査を行い、検査結果の速やかな公表を行ったほか、風評被害対策のため、全国の消費者などに対して、県産水産物の安全性に関するPR活動に取り組みました。

被災漁業者に対する支援については、単なる現状復旧では持続可能な経営は困難であることから、漁船漁業・養殖業等の経営体の強化を図るため、関係機関と連携し、経営再建、経営安定に向けて協業化・共同化や法人化などの取組支援を実施しました。

また、早期復興を目指し、民間企業のノウハウなどを活かすために、漁業者ニーズや民間企業の意向を把握し、双方の仲介・マッチングを推進しました。

なお、国の方針に基づく民間資本導入の促進に資する水産業復興特区については、漁業者及び県漁業協同組合等と協議、調整に努めました。

表：水産業関連の被害状況

（平成26年3月31日現在）

被害種別	箇所数等	被害内訳	被害額
水産施設被害	577箇所	共同利用施設、流通加工施設、内水面施設の損壊等	48,168,575千円
漁港施設被害	213箇所	漁港施設(142漁港)、海岸保全施設(64海岸)、漁業集落排水施設(9地区)の損壊等	438,579,534千円
漁船等被害	12,023隻	大破・減失等(20t未満12,005隻、20t以上18隻)	112,928,000千円
養殖施設等被害	67,158箇所	カキ養殖施設(67,144施設)、アサリ等養殖場(14施設)	28,167,976千円
水産物等被害	99,045t	ノリ、ワカメ、カキ、ホタテ、ホヤ、ギンザケ、鮭等	33,247,790千円
漁業用資材被害	1,609箇所	定置網(831か統)、養殖等資機材(741台)の損壊等	19,290,770千円
合計			680,382,645千円

① 水産業の早期再開に向けた取組

〈復旧期における取組のポイント〉

- 漁港・漁場のガレキ撤去 ●流通・加工機能の回復
- 水産業集積拠点の再構築 ●沿岸漁業・養殖業の生産力の再生・向上

平成23年度

主要5漁港をはじめとして、県管理27漁港及び市町村管理漁港についても順次、災害廃棄物の撤去を行い、12月までには災害廃棄物の撤去を完了させました。

また、冷凍冷蔵機能の喪失により腐敗し、悪臭を放つなどの問題を引き起こしていた冷凍水産物についても処理を行い、海洋投入や埋め立て等により、7月1日までに全7.2万tの処理を終えました。

災害廃棄物の撤去後は、岸壁エプロンや臨港道路等の漁港周辺の応急復旧工事や、卸売市場や水産共同利用施設、造船所等の水産関連施設の復旧に取り組み、漁港機能の早期回復を図りました。特に、水産業集積拠点となる県営漁港5港（気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜）については、優先的に応急復旧を行いました。

養殖業では、養殖施設のほぼ全てが流失し、被害額は約282億円にのぼりました。養殖業の再開に向けて、養殖施設の災害査定を行ったほか、養殖業者の協業化による養殖用資機材の修繕、購入及び簡易作業テント等の設置を支援しました。

県では、平成23年10月に「宮城県水産業復興プラン」を策定し、震災からの水産業の復旧・復興のために展開すべき施策の方向性を示しました。プランでは、単なる原形復旧ではなく、「新たな水産業の創造」として、漁港のあり方と集約再編の検討、経営形態の見直し、競争力と魅力ある水産業の形成、安全・安心な生産体制の整備をポイントとした施策展開の方向を示しました。

東京電力福島第一原子力発電所事故による県産水産物への放射能汚染が懸念されたことから、放射能検査機器の整備を行い、定期的にモニタリング検査を実施しました。

平成24年度

沿岸の養殖漁場を5ブロックに分けて災害廃棄物の撤去を行い、約1.6万㎡を撤去したほか、底曳網漁船による広域的な災害廃棄物撤去作業等により約9千㎡の災害廃棄物撤去を支援しました。

また、主要5漁港及び県営・市町営漁港において、本格的な復旧工事に着手したほか、給電・給水施設等の漁港管理施設や卸売市場等の復旧に取り組み、6月までに仙台中央卸売市場の本場の災害復旧工事を完了させました。その結果、魚市場及び荷さばき所の整備が進み、製氷・貯水施設や水産加工施設の復旧が進んだことから、主要5漁港における水揚げ金額は、震災前の73%の水準まで回復しました。



写真：取引が再開した魚市場（塩釜市）

そのほか、水産業共同利用施設等の復旧や水産加工施設等の復旧工事、造船所の修繕・整備に対する支援を行うとともに、女川魚市場を衛生管理型施設として整備することについて、詳細設計を行うなどしました。

さらに平成24年度では、新たに、漁業者グループ組織が実施した養殖用資機材や養殖生産物の付加価値向上のための施設等の整備に要する経費の助成、震災で全壊した漁業無線局（石巻市）、水産技術総合センター養殖生産部及び水産加工開発部（石巻市）などの県有施設の解体・撤去に向け、工事発注や解体設計発注を行いました。

放射能汚染による風評被害に対しても、引き続き定期的なモニタリング調査等の対策を実施しました。

平成25年度

県内の漁場再生に向け、津波により漁場に流出した災害廃棄物の撤去作業を行い、平成25年度においては、4,267㎡の災害廃棄物を回収したほか、底曳網漁船による広域的な災害廃棄物撤去を支援し、こちらについても7,322㎡の災害廃棄物を回収しました。

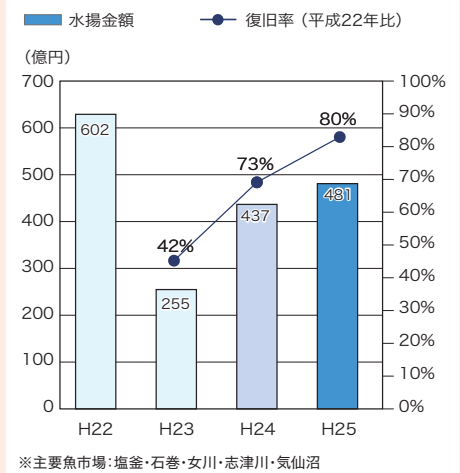
また、主要5漁港やそれ以外の漁港の本格復旧工事を進めるとともに、漁港管理施設や卸売市場の復旧を行い、塩釜漁港及び石巻漁港の給水設備工事、照明灯の新設工事を完了させました。

そのほか、魚市場（女川・牡鹿・波伝谷）の製氷機能復旧や水産共同利用施設及び水産加工施設の復旧支援、また女川漁港魚市場の衛生管理に配慮した工事の発注を完了させるなど、事業の進捗を図りました。

養殖施設の復旧や県有の水産関連施設の解体・撤去も引き続き行ったほか、県漁業調査指導船の代船建造を完了させました。

風評被害対策についても、県産水産物の定期的なモニタリング調査を引き続き実施し、県産水産物の安全性の確保に努めました。

■ グラフ：主要魚市場の水揚げ状況



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 「水産業復興プラン」の推進による早期復興

② 漁業経営基盤・生産基盤の再建支援

〈復旧期における取組のポイント〉

● 経済的支援

● 組織の再構築を含めた抜本的な体制見直し

平成23年度

県では、震災直後より「金融相談窓口」を設置するなど、制度資金の融通や償還などに関する相談体制を整え、制度周知及び利用促進を図りました。

災害復旧の促進及び経営の維持・回復を図るため、被災漁業者に対して、水産業災害対策資金について、融資機関や市町、漁協等への普及啓発を行いました。平成23年度においては、融資の実績はありませんでした。

漁業者だけでなく、漁業協同組合等の水産業団体も震災により甚大な被害を受けたため、水産業団体に対しても、施設・設備等の再建を支援し、14団体に対して補助を行い、当該団体の運営基盤の復興・強化を図りました。

また、水産業団体の共同利用施設等の復旧や機器の整備費についても補助を行い、32事業者に対し、177億8,903万7千円の交付を決定しました。水産業団体への支援としては、このほか、震災の影響で遠隔地から加工原材料を確保した際に生じた掛かり増しの経費を補助し、平成23年度では宮城県漁業協同組合など3団体に対して、6,672万5千円の交付を決定しました。

養殖業の生産基盤再建に向けては、安全・安心な養殖水産物を消費者に提供するために義務付けられている衛生関連検査(貝毒・ノロウイルス・大腸菌検査)について、県漁業協同組合及び塩釜市漁業協同組合が実施した検査費用を補助したほか、震災により漁船の安全航行に不可欠な公益社団法人宮城県漁業無線公社の無線業務が不可能となったことから、無線局の再編整備費用を補助しました。無線局の再編整備については、青森県と福島県との間で「3県漁業無線局在り方検討会」を開催し、協議した結果、翌年度以降、宮城県は福島県無線局に業務委託することで県内漁船の安全確保を図りました。

平成24年度

災害復旧の促進及び経営の維持・再建を図るため、被災した漁業者の事業資金を円滑に融通する制度を開始しました。

被災した漁業協同組合や水産加工組合等の水産業団体に対する支援を主に行いました。水産業団体の施設・設備の再建について、宮城県漁業協同組合等の仮事務所等の取得を支援したほか、共同利用施設等の復旧及び機器の整備については、26事業者に対し、魚市場、冷凍冷蔵施設等の共同利用施設の復旧に対して支援を行いました。

また、遠隔地からの加工原料の確保に係る掛かり増し経費についての支援も引き続き行い、平成24年度は、3団体に対し、4,766万5千円を補助しました。

さらに、養殖業生産基盤再建については、前年度と同様に、宮城県漁協及び塩釜市漁協が実施する衛生関連検査費用について補助を実施しました。

平成25年度

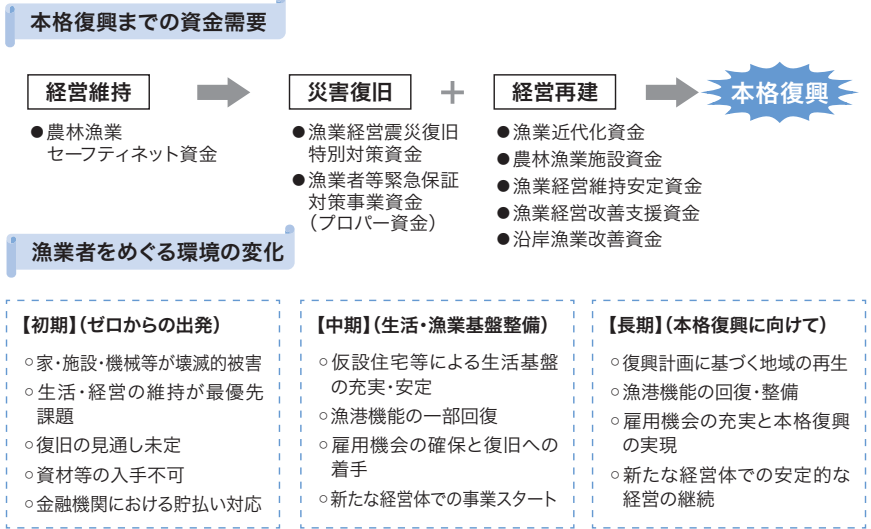
引き続き、被災した漁業者の事業資金を円滑に融通し、災害復旧の促進及び経営の維持・再建を支援しました。

また、水産業団体に対する支援も引き続き行い、漁業経営基盤及び生産基盤の再建支援を行いました。被災した漁業者に対しては、宮城県漁業協同組合の本所及び8支所において事業説明を行い、12件3,850万円の貸付承認を行ったほか、2つの漁業協同組合に対しては、9万円の利子補給を行いました。

加えて、水産業団体の事務所施設・設備等の再建を支援し、石巻市漁業協同組合等9団体に対して12,748千円の補助を行い、仮事務所等の取得や備品等の整備を支援したほか、11事業者に対して、魚市場、冷凍冷蔵施設等の共同利用施設の復旧に係る費用4億3,034万7千円の補助を行いました。

そのほか、加工原材料の仕入れに係る掛かり増し経費についても引き続き支援し、当年度は2団体に対して、4,347万6千円の交付を行いました。

■ 図：各種金融支援制度活用による復興



再生期に向けた課題と取組の方向性

● 被災した漁業者等の経済的な負担の軽減

③ 水産業集積拠点の再構築及び沿岸漁業拠点の集約再編

〈復旧期における取組のポイント〉

●水産業集積拠点漁港の整備・機能強化

平成23年度

気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜の主要な5つの漁港を水産業集積拠点として位置付け、「宮城県水産業復興プラン」に基づいて漁港施設や魚市場、漁港背後地を一体的に整備し、水産加工業に欠かせない加工施設や冷凍冷蔵庫などをはじめとする関連施設の整備や事業者の再建支援に取り組みました。

また、放射性物質検査機器を導入し、水産業集積拠点における検査体制の充実を図りました。

水産業集積拠点となる漁港を除く県内漁港は、沿岸漁船及び養殖業を行う上で重要な漁港を沿岸漁業拠点として整備するとともに、沿岸市町のまちづくり計画に合わせて集落の復興計画の策定支援や漁業権の変更・更新などに取り組みました。

養殖業や栽培漁業の再開に向けて、早急に種苗生産施設等の整備を進め、養殖・出荷サイクルを回復させるため、津波により被災したさけ増殖施設などの栽培漁業施設の復旧を支援し、沿岸漁業、養殖業の生産力の再生・向上に取り組みました。

平成24年度

引き続き、漁港施設や魚市場、漁港背後地を一体的に整備し、加工施設や冷蔵冷凍施設などの関連施設の整備を行うとともに、事業者の再建支援を行いました。漁港の復旧に関しては、単なる復旧にとどまらない機能強化も図り、伊里前漁港外郭施設の災害復旧事業と連携した整備や漁港区域を拡大した気仙沼漁港や女川漁港、並びに市町営漁港において漁港用地嵩上げ等の整備を行いました。

漁港の復旧に合わせて、漁業集落の安全安心な居住環境を確保するための嵩上げを1市3町(塩竈市、松島町、利府町、女川町)において、調査設計を行いました。

事業者の再建支援としては、水産業団体の共同利用施設等の整備支援として5事業者に対して48億6,786万1千円の補助を行いました。

そのほか、漁場環境の調査や養殖施設の整備、栽培漁業種苗の確保、水産技術総合センターの漁業調査指導船「開洋」の復旧・整備を図ったほか、気仙沼漁港の廃油処理施設について、共同利用施設の施設復旧を行いました。

平成25年度

引き続き、漁港施設や魚市場、漁港背後地の一体的に整備し、加工施設や冷蔵冷凍施設など関連施設の整備を行うとともに、事業者の再建支援を行いました。

漁港復旧については、前年度に引き続き、被災した伊里前漁港外郭施設の災害復旧事業と連携した整備や漁港区域を拡大した気仙沼漁港や女川漁港、並びに市町営漁港において漁港用地で嵩上げ等の整備を行いました。

漁港の復旧の進捗に合わせた漁業集落の嵩上げや連絡道路の整備についても、前年度に引き続き4市3町(石巻市、気仙沼市、塩竈市、東松島市、松島町、利府町、女川町)で行いました。

また、共同加工処理施設や排水処理施設等の共同利用施設の整備について、6事業者に対して43億1,895万1千円支援し、引き続き事業者の再建支援を行いました。

そのほか、漁場の調査や栽培漁業の再建に対する支援を行ったほか、廃油処理施設の復旧支援も引き続き行いました。

●波伝谷漁港(南三陸町)



▲被災直後



▲復旧後

●気仙沼漁港(気仙沼市)



▲被災直後



▲復旧後

●石巻漁港(石巻市)



▲被災直後



▲復旧後

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 新しいまちづくりに合わせた漁業集落の復興
- 放射性物質検査機器の導入による検査体制の強化

④ 新たな経営方式の導入による経営体質の強化、後継者確保、漁業の総合産業化等

〈復旧期における取組のポイント〉

●漁業継続意思のある被災漁業経営体の早期の経営再開

●共同化、協業化、漁業生産組合や法人化等新たな経営組織導入の推進 ●水産業共同組合の経営基盤強化

平成23年度

漁業の早期再開を図るため、関係機関と連携し、単独での再起が難しい漁業者に対して、共同化や協業化等による経営再開や経営安定に向けた取組を支援しました。

津波により、漁船等が流出・損壊するなどの被害を受けたことから、漁業者が共同利用するための漁船の建造、中古船の取得や修繕、あるいは定置網等の漁具の導入を支援し、共同利用漁船2,616隻及び漁具等510件が整備され、操業再開と漁業の共同化の促進を図りました。

また、震災により大きな被害を受けた養殖業の再開に必要な施設等の整備や種苗の購入費等を助成しました。

さらには、震災による漁業者数の減少、漁場の地理的变化、漁業会社の設立等により、漁場計画に大幅な変更が見込まれたことから、新たな漁業権制度について検討し、次年度からの漁業権一斉切替に向けて準備を行いました。

加えて、本県漁業の復旧・復興の基となる「宮城県震災復興計画」及び「宮城県水産業振興プラン」の検証等に必要各種基礎データ収集のため、漁業関係団体や漁業者個人から聞き取り調査を実施しました。

平成24年1月には、水産物流加工業及び国、県等の補助事業に関する知見を持つ「水産業復興コーディネーター」を財団法人宮城県水産公社に1人配置し、震災復興事業の申請手続等の事務サポートを行いました。



写真：石巻桃浦かき生産者合同会社(石巻市)

平成24年度

引き続き、共同化や協業化等による経営再開や経営安定に向けた取組支援を行い、平成24年度は、1経営体に対し、経営改善計画の認定支援を行ったほか、88件の経営相談を受けました。共同利用漁船等については511隻、漁具等325件の導入支援を行いました。

また、「水産業復興支援コーディネーター」については、4月から2人を雇用し、水産加工業者等に対し活用可能な補助事業の紹介や事務手続き等の支援を行いました。

本県水産業の復興と持続的発展に向けて、水産業の担い手が、地域の牽引役として新しい水産業の創造に向けた活動を進めるとともに、新たな担い手となる漁業就業者の確保や育成を図りました。

平成24年度からは、6次産業化の推進のため、モデルとなる被災漁業者主体の法人等に対し、助成を行う取組を新たに始め、当年度は4事業者に対して、被災した加工処理施設の整備費について交付決定を行いました。

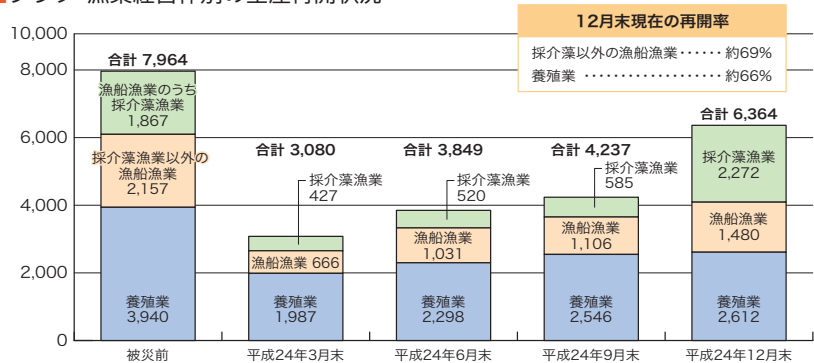
平成25年度

引き続き、経営再開や経営安定に向けた取組に対する支援を行い、14の経営体に対して、経営改善計画の策定の支援を行ったほか、共同の小型漁船や定置網等の導入支援を行い、共同利用漁船39隻及び漁具等34件の導入支援を行いました。また、「水産業復興支援コーディネーター」についても前年度と同様に2人を雇用し、水産加工業者等の再建支援等の活動を実施したほか、新規漁業就業者の確保に向けた取組も行い、就業相談会に参加し、本県水産業のPR等を行いました。

そのほか、6次産業化の推進も含めた養殖業の再生については、前年度同様、788件の養殖施設整備を助成したほか、6次産業化モデルとなる被災漁業者主体の法人等に対しての助成を行いました。

震災による壊滅的な被害からの早期復興を果たすには、民間企業の資本や技術、経営のノウハウ等を活用することも必要であることから、地域の理解のもと、漁業者ニーズと民間企業の意向とのマッチングを推進し、4月に、石巻市桃浦地区におけるカキ養殖に係る水産業復興特区についての国の認定を受けることができました。

■グラフ：漁業経営体別の生産再開状況



12月末時点では6,364人の漁業者が生産を再開した。結果、採介藻漁業以外の漁船漁業については震災前の69%、養殖漁業については66%の漁業者が生産を再開した。採介藻漁業についてはアワビの開口に合わせて着業者が増加し震災前を上回った。

※一人が複数の漁業種を営む場合もあり数値は延漁業者数

出典：平成24年度漁業・漁港等現況調査事業調査

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 6次産業化の推進
- 新たな経営形態の導入促進

魅力のある新たな水産業の創造を目指して



写真: 志津川漁港(南三陸町)



写真: 女川漁港(女川町)



写真: 塩釜漁港(塩竈市)



写真: 石巻漁港(石巻市)



写真: 気仙沼漁港(気仙沼市)

第4節 農業・林業・水産業

第4項 一次産業を牽引する食産業の振興

被災直後の状況

震災以前は、製品出荷額及び従業員数ともに1位であった食品製造業は、震災により多くの事業者が被災したことから、製造出荷額において、電子部品製造事業者にその座を明け渡すなど、食品製造業を取り巻く情勢は大変厳しい状況となりました。

さらに、沿岸部を中心として、生産者、加工及び流通事業者が生産基盤だけでなく、生活基盤も失うなど甚大な被害を受けました。また、多くの事業者において既存の販路が失われたため、新たな販路開拓が必要になりましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評の影響のため、海外も含めて販路の確保は非常に困難な状況でした。

流通加工業者においては、10産地魚市場全ての岸壁や荷さばき施設、市場管理施設が被災するとともに、魚体選別機やフォークリフト等の水揚げに必要不可欠な機器類も被災しました。

加えて、約400余りの水産加工工場において、施設や設備、内部の加工機械類が被災しました。漁港背後地に立地する水産加工団地等では、地盤沈下が顕著であり、敷地や道路が冠水するなどの被害が大きく発生しました。



写真：震災後の水産加工団地（気仙沼市）

主な課題

水産加工流通業は、水揚水産物を消費者まで届けるサプライチェーンを形成しているため、漁業生産力の回復や漁港等の生産基盤の復旧と一体的に復興を進めていくことが課題でした。また、多くの事業者が震災により休業を余儀なくされ、既存の販路を失う事態が発生し、その失った販路の回復及び新規販路の開拓が大きな課題でした。

販路の回復及び新規販路の開拓に向けては、福島第一原子力発電所事故の影響が大きく尾を引き、本県農林水産物に対する消費者のイメージの低下、食品製造業をはじめとした食関連産業の被災による県産農畜産物の消費・利用の減少などが懸念され、そうした風評被害への対策として、県産農林水産物のイメージアップや安全性の確保が大きな課題となりました。



写真：水産加工団地における地盤沈下（石巻市）

復旧期における取組

沿岸部の食産業が甚大な被害を受けたことから、卸売市場・水産加工施設等の食品製造関連施設の早期復旧を行ったほか、水産加工業者や水産業団体による施設設備に係る金融支援や仮設施設の整備支援を行いました。また、原材料調達先が被災し、代替原材料を他産地から調達する水産加工業者に対する支援や海外も含めた販路回復・拡大の支援を行うなど、水産加工業者の復旧に向けた取組から営業再開に向けた原料調達や販路促進活動まで一貫した支援を行いました。

東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害の克服等に向け、消費者の本県農林水産物に対する安全・安心を確保するため放射性物質の検査体制を強化し、迅速に情報提供するとともに、安全な県産品の出荷・流通の確保に努めました。

農林水産物の付加価値を向上させ、収益性の高い農林水産業の実現に向けて、生産から加工、販売までの6次産業化を推進するとともに、食品・流通・観光など他産業との連携を推進しました。

食品製造業に対して、本県農林水産物の情報を提供するとともに、食品製造業の振興に向けて、見本市や展示会を開催して、商品開発や出展に対する支援を行うなど、生産者とのマッチング等を推進して県産農林水産物利用拡大を促進しました。さらに、県産農林水産物のイメージを回復させ、消費拡大につなげるため、様々なメディアを活用した情報発信、海外バイヤーへのセールス等による販路の回復・拡大、ブランド化に向けた人材育成、イメージアップ戦略の展開など、復興ステージに合わせた各種取組の実施に努めました。

図：みやぎ風プロジェクト



「みやぎ風プロジェクト」では、東日本大震災からの風評被害解決に向けて、官民共同企画により県産食材のPR活動を展開しました。「みやぎの元気は美味しい笑顔から!」をテーマに、生産者に寄り添い、宮城の食材の魅力と安全性について情報発信しました。

① 食品製造関連施設の早期復旧及び事業再開支援

〈復旧期における取組のポイント〉

- 卸売市場施設の早期復旧
- 食品製造業者早期の事業再開支援
- 県産農林水産物の販売促進
- 県産農林水産物のイメージアップや安全性確保等の風評被害対策

平成23年度

震災により、卸売市場や食品加工施設などの食品製造関連施設は流出・損壊などの被害を受けたことから、流通加工機能の復旧に向けた取組を行いました。

県では、「中小企業等復旧・復興支援事業費補助金(中小企業等グループ施設等復旧整備補助金)」を活用し、県が認定した復興事業計画に基づき、被災した食品加工業者や水産業団体が一体となって進める災害復旧・整備の支援を行ったほか、本県の生鮮食品流通の核となる仙台中央卸売市場の災害復旧工事を行いました。

また、事業者に対して、災害対策資金の円滑な融通を図る取組も行いましたが、平成23年度においては実績がありませんでした。

加えて、原材料の調達先が被災したため、代替原材料・代替工場の活用や他社への製造委託(OEM生産)により、商品供給に取り組むなど、事業再開に向けて懸命の取組を行った事業者に対する支援も実施しました。

県産農林水産物はサプライチェーンの寸断とともに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響もあり、消費需要の減退が懸念されていました。そのため、民間企業との連携、雑誌広告等の各種媒体の活用並びに百貨店等での販売会により、県産品のイメージアップを図りました。

そのほか、風評被害への対策としては、県産農林水産物の放射能検査を行い、データ公表を通じて、安全性についてアピールしました。



写真:食品中の放射性物質検査

平成24年度

引き続き、流通加工機能の復旧及び風評被害対策に取り組みました。

流通加工機能の復旧については、「中小企業等復旧・復興支援事業費補助金(中小企業等グループ施設等復旧整備補助金)」による補助を行い、施設の災害復旧・整備の支援を行ったほか、仙台市中央卸売市場の復旧の支援を実施しました。また、多くの食品加工業者が、震災により従前の原材料の確保や自社工場での商品製造が困難になり、代替原材料や代替工場の活用、あるいは他社への製造委託(OEM生産)しながら、商品の製造を行う状況が続いていたため、県では、その取組に対する支援を継続的に行いました。



写真:再建された水産加工会社(塩電島)

さらに、県産農林水産物を取り巻く状況は、震災だけではなく、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響もあり、消費需要の減退が懸念される状況が続いていました。このため、県では、知事等のトップセールスによる情報発信、民間企業とのタイアッププロジェクト、他自治体との共同プロジェクト、各種媒体による情報発信等を継続的に行い、県産農林水産物のイメージアップに取り組みました。加えて、消費者・生産者・事業者等が情報交換し、相互理解を図ることを目的に開催する「食の安全安心セミナー」では、「食品中の放射性物質」をテーマとして取り上げ、その正しい理解に努めました。

そのほか、県産農林水産物の放射性物質検査についても引き続き行い、安全性の確保に取り組みました。

平成25年度

引き続き、流通加工機能の復旧及び風評被害対策に取り組みました。

流通加工機能の復旧については、前年度までと同様、「中小企業等復旧・復興支援事業費補助金(中小企業等グループ施設等復旧整備補助金)」により、施設の災害復旧・整備の支援を行ったほか、仙台市食肉工場関連の災害復旧工事を支援し、平成25年度までで工事を完了させました。また、代替原材料の調達により事業継続や事業再開を行っていた事業者にする支援も、補助対象を追加するなどの拡充を行いながら、引き続き実施しました。

県産農林水産物は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響もあり、依然として風評被害による消費需要の低迷が続いていました。このため、知事等のトップセールスによる「食材王国みやぎ」のPR、企業とのタイアップ、各種媒体による情報発信を行い、県産品の魅力及び安全性についてアピールしました。さらには、県産農林水産物の放射能検査を定期的実施したほか、前年度に引き続き、「食品中の放射性物質」をテーマに「食の安全安心セミナー」を開催し、放射性物質に対する正確な知識の修得と理解の促進を図りました。



写真:県外で開催された物産展(名古屋市)

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 県産農林水産物の販売促進に向けたイメージアップや安全性の確保

② 情報発信の強化による販路の拡大

〈復旧期における取組のポイント〉

- 県内外への情報発信の強化 ● 商談会等による実需者とのマッチングの強化
- 首都圏での販売促進 ● 海外市場の開拓

平成23年度

食産業及びこれによる一次産業の復旧・復興を牽引するため、民間企業との連携、首都圏の百貨店を中心とした物産展、県内外の展示商談会、アンテナショップ「みやぎふるさとプラザ」など、様々な手法を用い、県産食材のPRや販路拡大を図るとともに、復興状況の発信を行いました。県内でも「復興へ頑張ろう！みやぎまるごとフェスティバル2011」を開催（参加者約14万1千人）し、復興への推進と県産品の魅力を発信するとともに、知事による「食材王国みやぎ安全確保宣言」を行うなど、宮城の食の安全・安心をPRしました。

また、震災後の本県畜産業及び園芸作物の復興と健全な発展を図るため、県、JAなど関係団体等で組織する協議会が実施する消費拡大等に係る事業を支援しました。

震災により販路を失った農林漁業者は多く、海外輸出による販路拡大に取り組む農林漁業者も多くいました。そのため、県産農林水産物等のテスト輸出やパッケージ開発等に対する支援を行いました。

海外輸出については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評により、県産農林水産物及び加工品の輸出について、一部の国・地域で輸入停止となり、輸入が可能な国・地域においても放射線検査証明書の添付を求められるケースが多くありましたが、その後、政府間協議により、いくつかの国・地域に対しては、政府発行の輸出証明書の添付により輸入が認められることとなったため、県では、平成23年6月から平成24年3月末までに308件を発行しました。

そのほか、食料自給率の向上、県産米や県産米粉及び米粉食品の認知度向上・消費拡大に向けた取組を行いました。

平成24年度

食産業及びこれによる一次産業の復旧・復興に向け、民間企業との連携、主要都市の百貨店を中心とした物産展、県内外の展示商談会等に加え、知事等のトップセールスも行い、県産食材のPRや販路拡大を更に推進するとともに、県の復興状況の発信も継続的に行いました。

また、新たに、震災により甚大な被害を受けた「ぎんざけ」「かき」「いちご」の3つの県産食材のブランド価値の再生に向けた取組を支援し、更なる付加価値と販売力の向上を図りました。

県では、民間企業などと連携し、「復興への追い風を起こそう！」を合い言葉に復興に向けて頑張る生産者や「食材王国みやぎ」の魅力を情報発信する「みやぎ風プロジェクト」を展開し、震災後、ゆらぎかけたみやぎの食に対する信頼回復に取り組みました。

さらには、県内外からいただいた御支援に対する感謝と、復興に向けて歩を進める姿や県産品の魅力を県内各地の出展者と共に発信することを目的とした「みやぎまるごとフェスティバル」を引き続き開催し、約13万5千人が来場しました。

震災直後、県産品の海外輸出については、各国から規制を受けていましたが、平成24年度になり、規制解除の動きが進んだこともあり、県では、海外での販路拡大をさらに促進する取組を行いました。海外スーパー等でのフェア開催や国際見本市への参加、あるいは海外バイヤー訪問や招聘を行い、輸出拡大に取り組む事業者を支援しました。

そのほか、県産米の消費及び販路拡大をはかるため、県内及び首都圏等でのPR活動を行い、「米どころ宮城」をアピールしました。

平成25年度

引き続き、「食材王国みやぎ」をテーマに、震災からの復旧・復興に関する情報発信を行うとともに、県産食材のPR及び販路拡大を図る取組を行いました。



写真：食材王国みやぎHP

みやぎ銀ざけ振興協議会、宮城県漁業協同組合、宮城県園芸作物ブランド化推進協議会が実施する、県産ブランド食材である「ぎんざけ」「かき」「いちご」のブランド価値の再生に向けた取組に対する支援も引き続き行い、みやぎの「食」ブランドの再生を図ったほか、「みやぎまるごとフェスティバル」も開催（約10万人）し、県内外の多くの方々へ「食材王国みやぎ」の復活をアピールしたほか、「米どころ宮城」のアピールにも引き続き取り組みました。



写真：みやぎまるごとフェスティバル2013（仙台市）

海外輸出拡大による販路の確保に対する取組を拡大し、前年度より多くの海外スーパー等でのフェアや国際食品見本市等へ参加するなど、県産農林水産物等の輸出促進に取り組みました。

再生期に向けた課題と取組の方向性

- 県農林水産品のイメージアップ
- 食品製造業における販路回復・拡大

③ 食材王国みやぎの再構築

〈復旧期における取組のポイント〉

- 県産農林水産物等の高付加価値化・ブランド化
- 市場ニーズにマッチした商品開発 ● 農商工連携の手法活用

平成23年度

震災をきっかけに低下した県産農林水産物のイメージアップを図り、「食材王国みやぎ」の再構築に向けた取組を推進しました。

また、県産品のブランド化を支援するため、ブランド品創出を担う人材育成、県産食材のマッチング支援、食材王国みやぎフェアなどを実施したほか、復旧・復興に関する情報発信を、民間企業との連携により行いました。

さらには、農商工連携により、県産農林水産物等の高付加価値化・ブランド化を促進する取組も行いました。

加えて、震災により低迷する経済活動を活性化させるため、食品製造企業に対する県産農林水産物や生産者に関する情報提供、県産農林水産物の需要拡大に向けた生産者と実需者との連携や商品開発支援、マッチングセミナーの開催を通じた生産者と実需者とのマッチング支援を行いました。

そのほか、地域の大学や試験研究機関、流通小売業者、行政等が参加する「クラスター協議会」の活動を支援し、クラスター活動を通じて、新たなものづくりや事業創出を促進する環境づくりに努めました。

平成24年度

引き続き、「食材王国みやぎ」の再構築に向けて、セミナーやフェアの開催、知事等のトップセールスや民間企業・他自治体等との連携による情報発信を行ったほか、県内の食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」のリニューアルを行い、県産食材の更なる認知度向上を図りました。

平成24年度からは新たに、県内の中小食品製造業者等が行う、地域の食材を活用したマーケットイン型の売れる商品づくりや開発した商品の販路拡大に向け、専門家によるターゲットのとらえ方や商品づくりに向けたアドバイスを行うなどの支援を行いました。

農商工連携の加速化による、県産農林水産物の需要拡大に向けた取組も前年度に引き続き行いました。農林水産業者と商工業者のマッチング機会の提供やマッチングに詳しい実需者等の専門家の派遣などより新商品開発の支援を行うことに加え、連携推進を強化するためのセミナー等を開催しました。

そのほか「クラスター協議会」による商品開発・販路開拓セミナーの開催の支援についても引き続き行い、食品製造業の振興に向けて取り組みました。

震災により被害を受けた水産加工業のうち主要事業である練り製品製造業の競争力を高めるため、最終加工段階までの加工機器を産業技術総合センターに導入し、開放するとともに、共同開発などを行いました。

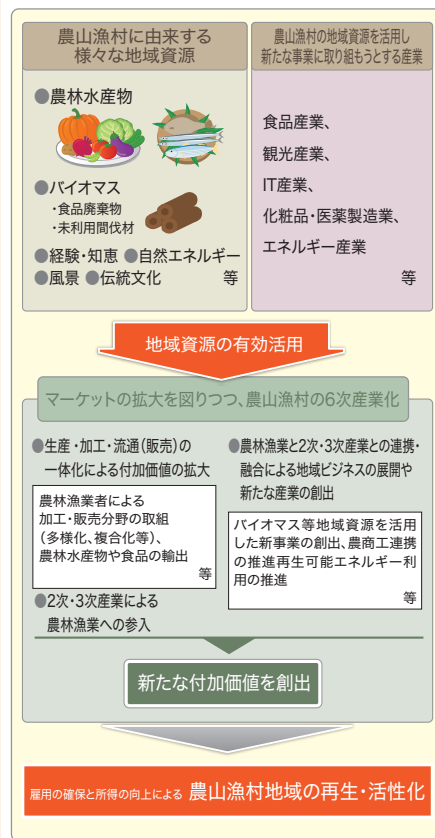
平成25年度

引き続き、「食材王国みやぎ」の再構築に向けた取組として、県産食材の付加価値と認知度の向上を図るため、生産者等の育成やマッチング支援、食材王国みやぎフェアの開催などを行いました。

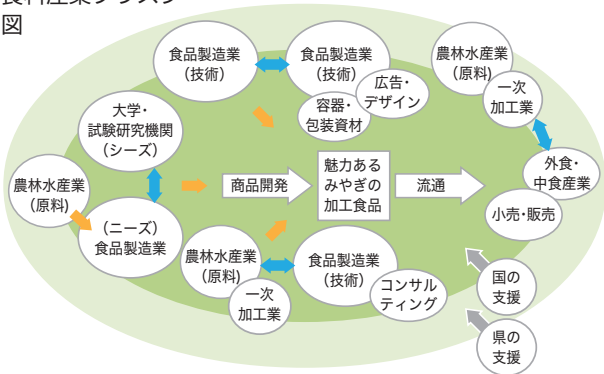
また、平成25年度からは、6次産業化により震災からの復興を目指す農業者及び漁業者3者に対し実効性の高い経営計画策定やマーケティング、商品開発などの支援を行いました。

そのほか、食品製造業の振興・復興のため、マーケティング支援や農商工連携、ビジネスマッチングにも引き続き取り組みました。

■ 図：6次産業化の考え方



■ 図：みやぎの食料産業クラスターイメージ図



再生期に向けた課題と取組の方向性

- 県産農林水産物等の高付加価値化、ブランド化、市場ニーズにマッチした商品開発などによる「食材王国みやぎ」の復興・再構築